

水俣市議会会議録

令和4年6月第3回定例会 (6月2日開会)
(6月23日閉会)

水俣市議会

令和4年6月第3回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から6月23日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	3日	金		休 会	議案調査
3	4日	土			市の休日（土曜日）
4	5日	日			市の休日（日曜日）
5	6日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	7日	火			議案調査
7	8日	水			議案調査
8	9日	木			議案調査
9	10日	金			議案調査
10	11日	土			市の休日（土曜日）
11	12日	日			市の休日（日曜日）
12	13日	月			議案調査
13	14日	火			午前9時30分
14	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（瀧上茂樹君、平岡朱君、杉迫一樹君）
15	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（桑原一知君、小路貴紀君） 議案質疑 委員会付託
16	17日	金	————	委員会	委員会
17	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	19日	日			市の休日（日曜日）
19	20日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	21日	火		休 会	議事整理日
21	22日	水			議事整理日
22	23日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

令和4年6月2日（木）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開　　会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○松本和幸君のあいさつ	3
副市長のあいさつ	5
開　　議	5
諸般の報告	5
日程第1　会議録署名議員の指名について	6
日程第2　会期の決定について	6
日程第3　議第43号　専決処分の報告及び承認について	
専第4号　水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	8
日程第4　議第44号　専決処分の報告及び承認について	
専第5号　水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	8
日程第5　議第45号　専決処分の報告及び承認について	
専第6号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第6　議第46号　専決処分の報告及び承認について	
専第7号　令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	13
日程第7　議第47号　専決処分の報告及び承認について	
専第9号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	15
日程第8　議第48号　水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第9　議第49号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	16
日程第10　議第50号　令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	18

日程第11	議第51号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	1 - 19
日程第12	議第52号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	20
日程第13	議第53号	令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	21
日程第14	議第54号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	21
日程第15	議第55号	工事請負契約の締結について	22
日程第16	議第56号	字区域の変更について	22
日程第17	議第57号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	23
		市長の提案理由説明	24
散	会		28

令和4年6月14日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○真野頼隆君の質問	3
1 高岡市政2期目について	4
2 新型コロナウイルス感染症対策について	4
3 道の駅みなまたについて	4
市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	8
○真野頼隆君の再々質問	10
市長の答弁	10
市長の答弁	11
○真野頼隆君の再質問	12
市長の答弁	13
○真野頼隆君の再々質問	14

市長の答弁	2 - 14
産業建設部長の答弁	14
○真野頼隆君の再質問	16
産業建設部長の答弁	16
○真野頼隆君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	18
休憩・開議	18
○田口憲雄君の質問	18
1 地域コミュニティーについて	18
(1) 今後の人口予測について	
(2) 自治会制度について	
(3) 地域防災について	
(4) 里道管理について	
2 就労の状況と企業誘致について	19
(1) 就労の状況について	
(2) 外国人労働者について	
(3) T S M C の熊本進出について	
(4) 企業支援と企業誘致の方向性について	
3 総合医療センターの医療提供体制の現状について	20
(1) コロナ禍の中での人員体制について	
(2) I C T 医療推進センターについて	
(3) 更新機器について	
市長の答弁	21
○田口憲雄君の再質問	23
市長の答弁	24
○田口憲雄君の発言	26
産業建設部長の答弁	27
○田口憲雄君の再質問	28
産業建設部長の答弁	28
○田口憲雄君の再々質問	29
産業建設部長の答弁	30
病院事業管理者の答弁	31

○田口憲雄君の再質問	2 - 33
病院事業管理者の答弁	33
○田口憲雄君の発言	34
休憩・開議	34
○藤本壽子君の質問	35
1 水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策について	35
2 水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病「健康調査」の実施について	35
3 森林を活用したまちづくりについて	36
市長の答弁	36
福祉環境部長の答弁	36
○藤本壽子君の再質問	38
教育長の答弁	39
福祉環境部長の答弁	40
市長の答弁	40
○藤本壽子君の再々質問	40
教育長の答弁	41
市長の答弁	42
市長の答弁	42
○藤本壽子君の再質問	43
休憩・開議	45
市長の答弁	45
○藤本壽子君の再々質問	46
市長の答弁	46
副市長の答弁	47
○藤本壽子君の再質問	48
副市長の答弁	49
○藤本壽子君の再々質問	50
副市長の答弁	51
散 会	52

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○ 瀧上茂樹君の質問	3
1 人口減少対策について	3
2 入札制度及び契約等について	3
3 職員の人事管理について	3
4 市議会議員の各種委員会への選任等について	3
市長の答弁	4
○ 瀧上茂樹君の再質問	5
市長の答弁	7
○ 瀧上茂樹君の再々質問	7
市長の答弁	8
休憩・開議	9
総務企画部長の答弁	9
○ 瀧上茂樹君の再質問	10
総務企画部長の答弁	11
○ 瀧上茂樹君の再々質問	13
総務企画部長の答弁	13
総務企画部長の答弁	13
○ 瀧上茂樹君の再質問	14
総務企画部長の答弁	15
○ 瀧上茂樹君の発言	16
副市長の答弁	16
○ 瀧上茂樹君の再質問	17
副市長の答弁	18
○ 瀧上茂樹君の再々質問	18

市長の答弁	3 - 19
休憩・開議	19
○平岡朱君の質問	19
1 水俣病問題について	20
2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について	20
3 豪雨災害への備えについて	20
4 恋龍祭に来た自衛隊戦闘機について	20
市長の答弁	21
○平岡朱君の再質問	22
休憩・開議	23
市長の答弁	23
○平岡朱君の再々質問	25
市長の答弁	28
休憩・開議	28
市長の答弁	28
市長の答弁	29
教育長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	30
○平岡朱君の再質問	31
教育長の答弁	32
福祉環境部長の答弁	32
○平岡朱君の再々質問	33
福祉環境部長の答弁	34
総務企画部長の答弁	34
○平岡朱君の再質問	35
総務企画部長の答弁	35
○平岡朱君の発言	36
産業建設部長の答弁	36
○平岡朱君の再質問	37
市長の答弁	37
休憩・開議	37
○杉迫一樹君の質問	38

1 不妊治療の現状と支援等について……………	3 - 39
2 高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画について……………	39
市長の答弁……………	39
○杉迫一樹君の再質問……………	41
市長の答弁……………	43
○杉迫一樹君の再々質問……………	44
市長の答弁……………	45
産業建設部長の答弁……………	46
○杉迫一樹君の再質問……………	47
産業建設部長の答弁……………	49
○杉迫一樹君の再々質問……………	50
産業建設部長の答弁……………	50
散 会……………	51

令和4年6月16日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員……………	4 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第4号……………	2
開 議……………	3
諸般の報告……………	3
日程第1 一般質問……………	3
○桑原一知君の質問……………	3
1 水俣市のデジタル化推進について……………	4
2 農業振興について……………	4
3 水俣市と社会福祉協議会の役割について……………	4
4 小学校での教科担任制導入について……………	4
市長の答弁……………	4
○桑原一知君の再質問……………	6
市長の答弁……………	7
○桑原一知君の発言……………	8

産業建設部長の答弁	4 - 8
○桑原一知君の再質問	9
産業建設部長の答弁	11
○桑原一知君の発言	11
福祉環境部長の答弁	12
○桑原一知君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	13
○桑原一知君の発言	14
教育長の答弁	14
○桑原一知君の再質問	15
教育長の答弁	16
○桑原一知君の再々質問	17
市長の答弁	17
休憩・開議	18
○小路貴紀君の質問	18
1 第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会について	19
2 SDGsと環境モデル都市について	19
3 元気高齢者づくりと医療体制について	19
4 河川のり面の環境整備について	20
市長の答弁	20
○小路貴紀君の再質問	21
市長の答弁	21
○小路貴紀君の再々質問	22
市長の答弁	22
副市長の答弁	23
○小路貴紀君の再質問	24
副市長の答弁	26
○小路貴紀君の再々質問	26
副市長の答弁	28
福祉環境部長の答弁	28
○小路貴紀君の再質問	30
病院事業管理者の答弁	30

福祉環境部長の答弁	4 - 31
○小路貴紀君の再々質問	31
福祉環境部長の答弁	32
産業建設部長の答弁	32
○小路貴紀君の再質問	33
産業建設部長の答弁	33
○小路貴紀君の発言	34
休憩・開議	34
質 疑	34
日程第2 議第43号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	34
日程第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	34
日程第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	35
日程第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	35
日程第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について	
専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	35
日程第7 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	35
日程第8 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	35
日程第9 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	36
日程第10 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	36
日程第11 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	36
日程第12 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	36
日程第13 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	37
日程第14 議第55号 工事請負契約の締結について	37
日程第15 議第56号 字区域の変更について	37
日程第16 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	37

議案上程	4 - 37
日程第17 議第58号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	37
市長の提案理由説明	38
休憩・開議	39
質 疑	39
委員会付託	39
散 会	39

令和4年6月23日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第43号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16 議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）まで、16件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	10
委員長報告に対する質疑	11
討 論	11
○藤本壽子君の反対討論（議第55号）	11
採 決	12
日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	14
議案上程	15
日程第18 議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について	15
日程第19 議第60号 教育委員会委員の任命について	15
市長の提案理由説明	16

質 疑	5 - 16
討 論	16
採 決	17
日程第20 議員派遣について	17
採 決	17
閉 会	18

令和4年6月2日

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和4年6月2日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和4年6月2日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和4年6月23日午前10時33分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和4年6月2日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時28分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第1号

令和4年6月2日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第43号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第44号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第45号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第46号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）
- 第7 議第47号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議第55号 工事請負契約の締結について
- 第16 議第56号 字区域の変更について
- 第17 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

令和4年6月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	水俣市汐見町2丁目 3-37 高木 実		厚生文教

○本日の会議に付した事件

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和4年第3回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（牧下恭之君） 会議に入ります前に、去る5月25日に開催された全国市議会議長会第98回定期総会において、松本和幸議員が議員35年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の松本議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長が表彰状を朗読し、松本議員に表彰状を伝達する。）

○議長（牧下恭之君） 被表彰者の松本和幸議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

松本和幸議員。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 ただいま全国市議会議長会から、35年ということで表彰を受けまして、牧下議長から伝達をしていただきました。心から感謝と御礼を申し上げます。

私が最初議員になりましたのが、昭和58年の4月、選挙で議席をいただいて、それから35年ということがございますので、昭和、平成、令和という形の中で議会活動をしてきました。もちろん、いろんな議会活動の中で、私が非常に市民に対していろんな苦勞をさせていただいたことも幾つかあります。そして議会の中でも、いろいろ、かんかんがくがくとしながらも、いろいろ議員活動してきました。

その中で思い浮かべると、一番、私にとって大きな問題だったのは、幾つかありますけども、その中でも湯の鶴の道路拡張が十何年でできてなかった。その時に蒲島知事が、よく湯の鶴においていただいておりますので、通るたびに、早くここをなんとかしなさいというようなことで言われていたことを、お聞きしておりました。頭石の道路のほうは先に進んでおりましたし、途中の旅館の崩れかかったところがありましたし、それは、市の決断によって公園化されて、残っているのが大窪のところの110メートルが用地買収できなくて、離合もできないような状況の中で、湯の鶴の方々も困っておられたということでありました。選挙の時に湯の鶴に行った時に多くの皆さんが、とにかくあの道路を何とかしてほしいというようなことを言っておられましたので、これはやっぱり何とかしなきゃいかん。すでに十数年、その状況が続いておりましたので、しなきゃいけないということで、地権者の方が、県、市の行政と話をしないというのが頭にありまし

て、なぜしないのかというと、山手のほうで養豚業をされていて、その廃棄物が雨が降るたびに川に流れていた。そしてそのたびに、市、県から、行政指導を受けておられたので、そういうものがあって、県、市に対しては、もう話はしないというのが地権者の方の考えでございました。そういうことで選挙が終わって、湯の鶴の方々とも御約束をしましたので、4月に選挙が終わって5月から4か月かけて、その地権者の方と話し合いをしまして、もちろん県の買収金額はどれくらいかということも事前に頭に入れた中で、交渉したんですけれども、とてもそういう額で妥結するようなことじゃありませんでした。その3倍近くの値段を言われましたので、そういうことも含めて、これは解決できるのかなというふうに思いましたけれども、私は、これは何とかしなきゃいけないということで、幾らだったら売ってもらえるかという話までして値段の交渉をしまして、2倍ちょっとの価格だったらいいというような話まで出たので、これは行政として買える値段ではないということで、民間のある社長にお願いをして、それを買っていただきました。買っていただいてその土地をすぐ市のほうに、当時は、城山部長、田畑課長補佐だったんですけども、話をして、県の土木、用地買収と一緒に御相談したいということで、お話をさせていただいて、その民間の方に買っていただいて、その明るる朝、そういうお話を、2日目には、県のほうからも来ていただいて、県に県の予算の範囲内で土地を売りますという話をして、そういう形の中で、道路が実現をしたというふうに、今、思っております。

我々議員というのは、いろんな相談を受けたり、それを成功させるために努力をしていかなきゃいけません。しかし、市民から相談を受けたことが、半分も実現はできないと思うのです。市も予算があります。考え方もあります。だからそういう形の中で、我々が、どうやって市民の考え方を行政に反映できるのかというのは、ほんとにわずかなものしかできないというふうに思っております。しかし、どうやって市民にそれを説明するか。やはり、今の財政状況なり、いろんな市長の考え方なりを我々が聞いたうえで市民に対して説明すれば、市民もわかっただけです。そういうことで皆さんも議員として活動される以上は、ただ、行政に要求するだけではなくて、市民にもわかってもらうということも大事だというふうに思います。これから皆さん方はずっと議員として続けていかれると思いますので、そういうことも含めて考えて、議会活動というものをやっていただきたいというふうに思っております。

今年2月には市長選挙もありました。高岡市長の4年間の実績を多くの市民が理解していただいて、大差で勝たせていただいた。これは大きな、高岡市長にとっては、これから県、国に対する要望活動に対しても、強いお力を市民からいただいたというふうに思っておりますので、私もこれまでの経験を踏まえて、高岡市長に対しては、ぜひ頑張っていたきたい。そして、これからも市民のために応援をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ力強い行政指導をしていただいて、頑張っていたいただければというふうに思っております。

最後になりますけれども、これまで長きにわたり、私を応援していただいた多くの市民の皆様に対して、心から感謝と御礼を申し上げまして、はなはだ簡単粗辞ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（牧下恭之君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、小林副市長から発言を求められておりますので発言を許します。

小林副市長。

○副市長（小林信也君） 議長のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。

先の3月議会におきまして、副市長の選任に対する同意をいただき、4月1日をもちまして2期目の就任をいたしました。大変光栄に存じますとともに、その重責に、改めて身の引き締まる思いであります。

水俣市の発展、そして市の課題解決に向け、全力で取り組まれる高岡市長の補佐役として、平成30年4月からこれまで4年間、市政運営に携わってまいりました。今なお、課題は山積しておりますが、私の大好きな水俣市が、さらに魅力ある町となるよう誠心誠意取り組んでまいる覚悟でございますので、議員の皆様方の温かい御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

結びに、水俣市議会のますますの御発展と議員の皆様方の御活躍、御健勝を祈念申し上げ、はなはだ簡単ではございますけれども御挨拶といたします。本日はありがとうございます。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教常任委員会に付託します。

次に、去る3月臨時会で可決されたインボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費報告1件、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越報告2件、以上5件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和3年度の定期監査並びに令和3年5月令和2年度出納整理期間分、令和3年7月分から令和4年2月分の一般会計、特別会計等及び令和4年2月分の公営企業会計

の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三潞福祉環境部長、本田産業建設部長、田中産業建設部次長、鎌田市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、金子上下水道局長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡朱美議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和4年6月第3回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から6月23日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	3日	金		休 会	議案調査
3	4日	土			市の休日（土曜日）
4	5日	日			市の休日（日曜日）
5	6日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	7日	火			議案調査
7	8日	水			議案調査
8	9日	木			議案調査
9	10日	金			議案調査
10	11日	土			市の休日（土曜日）
11	12日	日			市の休日（日曜日）
12	13日	月			議案調査
13	14日	火			午前9時30分
14	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託

16	17日	金	————	委員会	委員会
17	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	19日	日			市の休日（日曜日）
19	20日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	21日	火		休 会	議事整理日
21	22日	水			議事整理日
22	23日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

日程第7 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議第55号 工事請負契約の締結について

日程第16 議第56号 字区域の変更について

日程第17 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第43号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第57号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、15件を一括して議題とします。

議第43号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

専第4号

専 決 処 分 書

水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和4年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例

（水俣市教育支援委員会条例の一部改正）

第1条 水俣市教育支援委員会条例（平成7年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育総務課」を「教育課」に改める。

（水俣市奨学金貸付条例の一部改正）

第2条 水俣市奨学金貸付条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育総務課」を「教育課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、令和4年度水俣市組織機構改革に伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第44号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第5号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和4年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一

にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧を請求する者」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）を請求する者」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する

確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち水俣市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族()」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中水俣市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定、第53条の7、同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中水俣市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の水俣市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申

告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第45号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第6号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和4年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要することから、専決処分するものである。

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

専第7号

専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第15号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,920千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,825,191千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

歳2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第15号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
---	---	-------	-------	---

14 国庫支出金		3,599,209	△77	3,599,132
	2 国庫補助金	1,472,014	△77	1,471,937
19 繰越金		40,431	82,357	122,788
	1 繰越金	40,431	82,357	122,788
21 市債		3,692,010	△181,200	3,510,810
	1 市債	3,692,010	△181,200	3,510,810
補正されなかった款に係る額		12,592,461		12,592,461
歳入合計		19,924,111	△98,920	19,825,191

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		5,145,939	△98,686	5,047,253
	1 総務管理費	4,815,259	△98,686	4,716,573
4 衛生費		1,958,369	0	1,958,369
	1 保健衛生費	542,091	0	542,091
	2 清掃費	819,154	0	819,154
	3 簡易水道設置費	1,559	0	1,559
5 農林水産業費		410,607	0	410,607
	1 農業費	261,537	0	261,537
	2 林業費	113,048	0	113,048
6 商工費		1,108,819	0	1,108,819
	1 商工費	237,652	0	237,652
7 土木費		1,236,946	0	1,236,946
	2 道路橋りょう費	322,431	0	322,431
	5 都市計画費	534,383	0	534,383
8 消防費		498,262	△234	498,028
	1 消防費	498,262	△234	498,028
9 教育費		1,017,519	0	1,017,519
	5 保健体育費	290,544	0	290,544
10 災害復旧費		167,708	0	167,708
	1 農林水産施設災害復旧費	36,018	0	36,018
補正されなかった款に係る額		8,379,942		8,379,942
歳出合計		19,924,111	△98,920	19,825,191

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金事業	千円
			1,248
4 衛生費	4 環境対策費	水俣病関係情報発信事業	3,549

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,397,500				千円 2,255,300			
一般単独（一般）事業	84,500				84,200			
地方道路等整備事業	46,800				46,700			
緊急防災・減災事業	9,900				9,000			
過疎対策事業	699,200				661,500			
補正されなかった事業に係る額	454,110				454,110			
計	3,692,010				3,510,810			

議第47号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

専第9号

専決処分書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月18日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,338,167千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,484,748	79,991	2,564,739
	1 国庫負担金	1,923,344	29,601	1,952,945

	2 国庫補助金	555,907	50,390	606,297
20 諸収入		224,086	2	224,088
	3 雑入	211,990	2	211,992
補正されなかった款に係る額		12,549,340		12,549,340
歳 入 合 計		15,258,174	79,993	15,338,167

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,635,523	43,477	5,679,000
	1 社会福祉費	3,260,580	10,738	3,271,318
	2 児童福祉費	1,812,673	32,739	1,845,412
4 衛生費		1,866,519	36,516	1,903,035
	1 保健衛生費	484,802	36,516	521,318
補正されなかった款に係る額		7,756,132		7,756,132
歳 出 合 計		15,258,174	79,993	15,338,167

議第48号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号ア中「5,500円」を「7,700円」に改め、同号イ中「3,300円」を「5,500円」に改め、同項第6号ア中「2,750円」を「3,300円」に改め、同号イ中「1,650円」を「2,090円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

国において選定療養費の見直しが行われることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第49号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,350,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,564,739	10,000	2,574,739
	1 国庫負担金	1,952,945	△13	1,952,932
	2 国庫補助金	606,297	10,013	616,310
15 県支出金		1,480,063	△10,210	1,469,853
	1 県負担金	817,569	△11,607	805,962
	2 県補助金	533,137	1,350	534,487
	3 委託金	129,357	47	129,404
18 繰入金		381,653	△100	381,553
	2 基金繰入金	375,571	△100	375,471
20 諸収入		224,088	222	224,310
	3 雑入	211,992	222	212,214
21 市債		790,700	12,300	803,000
	1 市債	790,700	12,300	803,000
補正されなかった款に係る額		9,896,924		9,896,924
歳入合計		15,338,167	12,212	15,350,379

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		142,468	847	143,315
	1 議会費	142,468	847	143,315
2 総務費		2,129,425	32,293	2,161,718
	1 総務管理費	1,804,298	39,814	1,844,112
	2 徴税費	182,813	△296	182,517
	3 戸籍住民基本台帳費	80,665	△4,565	76,100
	4 選挙費	26,615	△2,847	23,768
	5 統計調査費	9,209	246	9,455
	6 監査委員費	25,825	△59	25,766
3 民生費		5,679,000	△24,832	5,654,168
	1 社会福祉費	3,271,318	△28,828	3,242,490
	2 児童福祉費	1,845,412	9,228	1,854,640
	3 生活保護費	562,270	△5,232	557,038
4 衛生費		1,903,035	△2,629	1,900,406
	1 保健衛生費	521,318	9,495	530,813
	2 清掃費	805,909	△7,475	798,434
	4 環境対策費	149,377	△4,649	144,728
5 農林水産業費		469,264	△6,531	462,733
	1 農業費	282,495	△2,768	279,727

	2 林業費	145,458	△214	145,244
	3 水産業費	41,311	△3,549	37,762
6 商工費		450,205	22,447	472,652
	1 商工費	164,075	△2,562	161,513
	2 総合経済対策費	286,130	25,009	311,139
7 土木費		1,087,081	△5,264	1,081,817
	1 土木管理費	4,453	△184	4,269
	2 道路橋りょう費	416,171	△2,302	413,869
	5 都市計画費	493,610	△367	493,243
	6 住宅費	145,647	△2,411	143,236
9 教育費		1,085,806	△4,119	1,081,687
	1 教育総務費	163,224	△4,589	158,635
	2 小学校費	140,313	105	140,418
	3 中学校費	85,101	69	85,170
	4 社会教育費	262,300	△17,101	245,199
	5 保健体育費	434,868	17,397	452,265
11 公債費		1,944,673	0	1,944,673
	1 公債費	1,944,673	0	1,944,673
	補正されなかった款に係る額	447,210		447,210
	歳 出 合 計	15,338,167	12,212	15,350,379

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
番号連携サーバー機器更改委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 13,530

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独（一般）事業	千円 3,200				千円 3,300			
緊急防災・減災事業	21,900				22,300			
過疎対策事業	386,400				398,200			
補正されなかった事業に係る額	379,200				379,200			
計	790,700				803,000			

議第50号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,696千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,170,285	△194	3,170,091
	1 県補助金	3,170,285	△194	3,170,091
6 繰入金		324,828	△8,513	316,315
	1 他会計繰入金	176,607	△4,209	172,398
	2 基金繰入金	148,221	△4,304	143,917
8 諸収入		3,522	11	3,533
	3 雑入	1,218	11	1,229
補正されなかった款に係る額		280,574		280,574
歳入合計		3,779,209	△8,696	3,770,513

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		79,003	△8,245	70,758
	1 総務管理費	41,997	△2,687	39,310
	2 徴税費	30,264	△5,564	24,700
	4 国民健康保険特別対策費	6,567	6	6,573
3 国民健康保険事業費納付金		791,019	△475	790,544
	1 医療給付費分	611,502	△475	611,027
5 保健事業費		39,543	24	39,567
	2 特定健康診査等事業費	32,614	24	32,638
補正されなかった款に係る額		2,869,644		2,869,644
歳出合計		3,779,209	△8,696	3,770,513

議第51号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,814千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		333,236	△35,175	298,061
	1 後期高齢者医療保険料	333,236	△35,175	298,061
3 繰入金		184,365	△22,071	162,294
	1 一般会計繰入金	184,365	△22,071	162,294
5 諸収入		978	2,432	3,410
	4 雑入	410	2,432	2,842
補正されなかった款に係る額		40		40
歳入合計		518,619	△54,814	463,805

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		517,259	△54,814	462,445
	1 総務管理費	19,195	651	19,846
	2 徴収費	9,927	△4,881	5,046
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	488,137	△50,584	437,553
補正されなかった款に係る額		1,360		1,360
歳出合計		518,619	△54,814	463,805

議第52号

令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,919,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 繰入金		610,035	6,941	616,976
	1 一般会計繰入金	610,035	6,941	616,976
9 諸収入		4,950	4	4,954
	3 雑入	4,921	4	4,925
補正されなかった款に係る額		3,297,563		3,297,563
歳入合計		3,912,548	6,945	3,919,493

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		74,788	6,942	81,730

	1 総務管理費	33,283	7,027	40,310
	2 徴収費	9,689	△85	9,604
3 地域支援事業		190,199	3	190,202
	2 一般介護予防事業費	30,096	3	30,099
補正されなかった款に係る額		3,647,561		3,647,561
歳 出 合 計		3,912,548	6,945	3,919,493

議第53号

令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	480,517千円	413千円	480,930千円
第1項 営業収益	429,179千円	0千円	429,179千円
第2項 営業外収益	51,336千円	413千円	51,749千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支 出		
第1款 水道事業費	402,117千円	4,274千円	406,391千円
第1項 営業費用	376,795千円	4,274千円	381,069千円
第2項 営業外費用	24,320千円	0千円	24,320千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条第1号中、職員給与費「90,995千円」を「94,849千円」に改める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

議第54号

令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	548,282千円	199千円	548,481千円
第1項 企業債	214,500千円	1,700千円	216,200千円
第2項 出資金	103,326千円	△1,700千円	101,626千円
第3項 負担金	182千円	0千円	182千円

第4項 補助金	230,274千円	199千円	230,473千円
	支	出	
第1款 資本的支出	859,644千円	199千円	859,843千円
第1項 建設改良費	442,648千円	199千円	442,847千円
第2項 企業債償還金	415,996千円	0千円	415,996千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円
(企業債の補正)			

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共下水道事業	千円 130,200	千円 217,100

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条第1号中「職員給与費 60,952千円」を「職員給与費 61,151千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第10条中「406,667千円」を「405,166千円」に改める。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

議第55号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事
- 2 工 事 内 容 コンクリート打設工事、基礎捨石設置工事、被覆石設置工事
- 3 工 事 場 所 水俣市浜松町地先
- 4 契 約 金 額 196,350,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市浜松町56番1号
徳南・上野特定建設工事共同企業体
代表者 徳南建設 株式会社
代表取締役 藤井 明光

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第56号

字区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理により、字区域に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
古里	尾廻	1269の一部、1272の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公用地の一部	古里	堂前

(提案理由)

市の区域内の字区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第57号

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

水俣市過疎地域持続的発展計画を次のように変更することとする。

令和4年6月2日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市過疎地域持続的発展計画第6章中

「
市内13箇所の公衆トイレについては、定期的に清掃作業等を実施し、今後も衛生上の管理を行う必要
があります。」

「
市内13箇所の公衆トイレについては、定期的に清掃作業等を実施し、今後も衛生上の管理を行う必要
があります。
さらに、水俣芦北広域火葬場は、平成10年に開設され、施設や設備等の老朽化が進み、今後も安定し
た火葬業務を継続して行うため、施設の改修や設備の更新等が必要です。」

「
エ) 市内公衆トイレについて、定期的な清掃作業を行い、衛生管理に努めます。」

「
エ) 市内公衆トイレについて、定期的な清掃作業を行い、衛生管理に努めます。
オ) 火葬場の施設・設備等の計画的な修繕、更新等を行い、適正な運営管理に努めます。」

同計画中第6章第3の表中

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設等整備事業 煙突解体工事、ストックヤード建設工事等	水俣市	
	(5) 消防施設			

	消防防災施設・設備整備（防火水槽等） 防火水槽等の設置、消火栓設置(負担金)、防災行政無線等、新庁舎移転工事等	水俣市・水俣芦北広域行政事務組合	
	消防防災設備整備（消防車両） ポンプ付積載車、消防ポンプ車等整備（負担金）	水俣市・水俣芦北広域行政事務組合	
	消防団拠点施設整備 格納庫建設等	水俣市	

を

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設等整備事業 煙突解体工事、ストックヤード建設工事等	水俣市	
	(4) 火葬場			
		火葬場施設等整備事業 水俣芦北広域火葬場	水俣市・水俣芦北広域行政事務組合	
	(5) 消防施設			
		消防防災施設・設備整備（防火水槽等） 防火水槽等の設置、消火栓設置(負担金)、防災行政無線等、新庁舎移転工事等	水俣市・水俣芦北広域行政事務組合	
		消防防災設備整備（消防車両） ポンプ付積載車、消防ポンプ車等整備（負担金）	水俣市・水俣芦北広域行政事務組合	
	消防団拠点施設整備 格納庫建設等	水俣市		

に

改める。

（提案理由）

過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

〇議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

〇市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第43号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市教育支援委員会条例等の一

部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和4年度水俣市組織機構改革に伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

次に、議第44号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人住民税における住宅ローン控除の見直し、固定資産税における商業地等に対する税負担の調整措置及び償却資産の課税標準特例の一部見直し等であります。

次に、議第45号専決処分の報告及び承認について、専第6号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げであります。

次に、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第7号令和3年度水俣市一般会計補正予算第15号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,892万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ198億2,519万1,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としまして、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、非課税世帯等臨時特別給付金事業外1件の追加を計上いたしております。

地方債の補正として、災害復旧事業外4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第9号令和4年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分

を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,999万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ153億3,816万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第48号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国において選定療養費の見直しが行われることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第49号令和4年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,221万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ153億5,037万9,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、市庁舎管理事業、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルス対策事業、第5款農林水産業費に、農村地域防災減災事業、第6款商工費に、企業支援事業、第9款教育費に、「活力生まれる水俣」推進事業スポーツ施設整備事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

債務負担行為の補正として、番号連携サーバー機器更改委託料の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第50号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ869万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億7,051万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額、第3款国民健康保険事業費納付金に、退職被保険者等医療給付費の減額、第5款保険事業費に、特定健康診査等事業費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第51号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,481万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,380万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を計上いたしております。

この財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第52号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ694万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,949万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費及び第3款地域支援事業において、人事異動に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金及び第9款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第53号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的収入の額を41万3,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,093万円に、収益的支出の額を427万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億639万1,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

次に、議第54号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を19万9,000円増額して5億4,848万1,000円に、資本的支出の額を19万9,000円増額して、8億5,984万3,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、資本的収入において、企業債借入額の増加、他会計出資金の減額、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っております。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

このほか、企業債の補正としまして、公共下水道事業債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第55号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和4年4月21日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,635万円で徳南・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第56号字区域の変更について申し上げます。

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第57号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第43号から議第57号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から13日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により14日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6日正午まで、議案質疑の通告は14日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時28分 散会

令和4年6月14日

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月14日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時34分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

令和4年6月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 真野 頼 隆 君
 - 1 高岡市政2期目について
 - 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 3 道の駅みなまたについて
- 2 田口 憲 雄 君
 - 1 地域コミュニティーについて
 - (1) 今後の人口予測について
 - (2) 自治会制度について
 - (3) 地域防災について
 - (4) 里道管理について
 - 2 就労の状況と企業誘致について
 - (1) 就労の状況について
 - (2) 外国人労働者について
 - (3) T S M Cの熊本進出について
 - (4) 企業支援と企業誘致の方向性について
 - 3 総合医療センターの医療提供体制の現状について
 - (1) コロナ禍の中での人員体制について
 - (2) I C T医療推進センターについて
 - (3) 更新機器について
- 3 藤本 壽 子 君
 - 1 水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策について
 - 2 水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病「健康調査」の実施について
 - 3 森林を活用したまちづくりについて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から令和4年3月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。真志会の真野頼隆です。

コロナ禍の中で3年振りに開催された恋龍祭は、商店街ではなく、エコパークでの開催となりましたが、自衛艦や海上保安庁の船への乗船体験や市民総踊り、花火大会、それと色々な出店の参加により2日間にわたって、大いににぎわいました。

市議会としても、祭りを盛り上げるべく、市民総踊りに参加するのも含めて、総務産業委員会で議論いたしました。私はもうそろそろコロナ感染症対策を十分しながらイベントを再開すべきとの考えでしたから、参加することには賛成でした。

でも、中には本当は参加したいけど、コロナ禍での開催に不安を抱いているとか、また、こんなときに踊りを見にくる人がいるのかななどの理由もあり、委員長が各会派1名ないし2名の参加を呼びかけましたが、結果的には小路委員長、松本議員、私の3名の参加となりました。

私たち3名は100名を超える市職員の後について、精いっぱい老体にむち打って、最後まで休むことなく踊り続けました。踊り終わった後の爽快感は何とも言えず、その後行われた花火大会は特等席で見ることができました。

今回、祭りに参加してよかったと思うのは、久しぶりに会う人の元気な姿を見られたこと、また、中高生をはじめ、若いカップル、家族連れなど多くの皆さんが祭りを楽しみにしていると感じたことです。

結果的には、かなり多くの方が2日間で集まったにもかかわらず、その影響によるコロナ感染はなかったものと思います。ですので、コロナ感染対策を十分行いながら、どんどんイベントを

開催してほしいと思っています。

また、7月31日には、競り舟大会が開催されますが、参加される議員の皆さんと共に、私も精いっぱい頑張りたいと思います。

それでは、さきの通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

1、高岡市政2期目について。

①、高岡市政2期目について、基本的には、施政方針で述べた3つのビジョンに沿って進めていくのか。また、その中の目玉は何か。

②、人口減少の中、水俣市の経済の持続のためには、新しい企業誘致も必要と考えるが、その予定はあるか。

③、これまで続いた大型事業により、財政悪化が見られるが、これから財政健全化に向けてどう立て直していくのか。

④、厳しい財政状況の中、自主財源の確保も重要と考える。その手段として、ふるさと納税による寄附額の拡大を考えているようだが、それ以外に新たな施策はあるか。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

①、令和4年度になって、本市でも連続してクラスターが発生しているが、現状をどのように捉えているか。また今回、市長自身、感染されたことをどう思われるか。

②、これまで、商工業や観光業、農林水産業といった分野に対し、経営基盤の強化に向けた支援を行ってきたが、引き続き支援する計画はあるか。

③、ここ数年、いろいろなイベントが中止を余儀なくされている中、令和4年度はイベントの開催ができるようになったようだが、どのように対処していくのか。

3、道の駅みなまたについて。

①、新しい道の駅がグランドオープンして、やがて2か月になろうとしているが、オープンから現在までの状況をどのように見ているか。

②ですけれども、ここでは利用者数だけを尋ねたいと思います。売上げに関しては、株式会社みなまたの経営のことですから、ここでは利用者数だけを尋ねたいと思います。②、利用者数はどうなっているのか。

③、施設の評判あるいは苦情等、利用者の声をどう聞いているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、高岡市政2期目について及び新型コロナウイルス感染症対策については私から、道の駅みなまたについては産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、高岡市政2期目について、順次お答えします。

まず、高岡市政2期目について、基本的には施政方針で述べた3つのビジョンに沿って進めていくのか。また、その中の目玉は何かとの御質問についてお答えします。

さきの市長選において、人口減少と高齢化が進む中でも未来に希望が持てる水俣を築いていくための方策として、「外貨を稼ぐ水俣市」、「選ばれる水俣市」、「活力生まれる水俣市」の3つのビジョンをお示しし、市民の皆様から賛同を得ました。

さらに、これらのビジョンを具体化するための予算について市議会から承認をいただきましたので、現在3つのビジョンに基づく事業を中心に強力に進めているところです。

取組の例を申し上げますと、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業では、水俣市への転入者で市外に通勤する方への通勤定期代の補助について、4月1日から募集を開始いたしました。

また、市内事業者が市外へ営業所や支店等を出される際に事務所開設等の資金補助を行う市場開拓チャレンジ支援補助金については、現在募集の準備を行っております。

「選ばれる水俣」推進事業では、オンライン診療実証事業について、5月30日に国の過疎地域持続的発展支援交付金の交付決定を受けたところであり、今年度は、オンライン診療等の拡充に加え、山間地の公共施設に通信機器を設置し、医療センターと接続して健康相談等ができるオンライン相談窓口の実証事業を行います。

「活力生まれる水俣」推進事業では、総合体育館の空調設置に係る設計業務委託の予算案を今議会に提出をしているところです。

これらの推進事業はそれぞれが目玉になる事業ですので、3つのビジョンを実現するために、今後もスピード感を持って実施してまいります。

次に、人口減少の中、水俣市の経済の持続のためには新しい企業誘致も必要と考えるが、その予定はあるかとの御質問にお答えします。

企業誘致については重要施策として位置づけており、地域経済の維持・活性化はもちろんのこと、雇用の場の創出によるUターンやIターン等の人口流入の可能性やビジネス客の増加など、様々な効果が期待されます。

このことから、市内全域への光回線の整備を行い、ビジネスの利便性向上、教育環境や医療・福祉の充実等、先ほどお答えいたしました「選ばれる水俣」の取組を進め、総合的な観点から本市への立地を選んでいただけるよう努めているところです。

企業の立地に関する今後の予定については、まだお示しすることはできませんが、現在も複数

の企業から問合せや相談が寄せられておりますので、本市に立地していただけるよう最大限努力してまいります。

次に、これまで続いた大型事業により財政悪化が見られるが、これから財政健全化に向けてどう立て直していくのかとの御質問にお答えします。

本市の財政は、平成23年度以降、10年間にわたって実質単年度収支の赤字を計上し続けた結果、非常に逼迫した状態に追い込まれました。その上、市民の生命や健康に関わる重要な事業が多数先送りにされていたため、私が市長に就任したときには、財政の立て直しと、先送りされてきた大型事業の実施という、相反する命題の解決を図らなければならない状態でした。

市長就任以降、熊本地震で被災した庁舎の総額40億円規模の建替工事を進めながら、令和元年度には市内全小中学校にエアコンを設置し、令和3年度に環境クリーンセンターの煙突を解体し終え、総合体育館の特定天井改修事業は令和2年度に着手して、現在も継続して取り組んでいます。

こうした中で、令和元年度は必要性が乏しくなった事業の廃止などを行う事業見直し作業を行い、令和2年度も引き続き事業見直し作業を行うとともに、令和3年度の当初予算を財政健全化へと本市の財政を方向転換する予算と位置づけ、義務的経費などの削減できない経費を除き、一般財源ベースで80%という厳しいシーリングを設定して編成しました。

その結果、令和3年度の決算見通しでは、実質単年度収支の黒字化を達成することができ、令和元年度末時点で約5億5,000万円まで減少していた財政調整基金残高は、約7億3,000万円まで回復する見込みとなっています。10年間悪化し続けていた本市の財政状況を上向きに方向転換できたものと考えております。

しかしながら、これまで行ってきた大規模事業実施の際に借り入れた市債の償還が、本市の財政に本格的な影響をもたらすのはこれからであり、さらに、老朽化した建物や道路、橋などの公共施設の大規模改修が大きな財政負担となることが見込まれます。

また、本市の財政調整基金残高は、一般的に適正な水準とされる標準財政規模の20%である約17億円を大きく下回っており、毎年のように発生する災害をはじめとした突発的な財政需要に備えるため、必要な残高を確保しなければなりません。さらに、施政方針で述べました3つのビジョンに沿い、本市の未来に発展の種をまく積極的な政策に必要な財源を確保しなければなりません。このような状況を踏まえ、財政健全化に向けた取組を継続して進めてまいります。

引き続き厳しい状況にありますが、市職員と共に市民の皆様の御理解や市議会議員の皆様のお力添えをいただき、大局的見地に立ち、確固たる信念を持って市政運営に臨んでまいります。

次に、厳しい財政状況の中で、自主財源の確保も重要と考える。その手段としてふるさと納税による寄附額の拡大を考えているようだが、それ以外に新たな施策はあるのかとの御質問につい

てお答えします。

議員が御認識されているとおり、本市にとって自主財源の確保は、大変重要であると考えます。そこで、令和2年にふるさと納税の返礼品を充実し、紹介サイトを増やすといった取組を行ったところ、令和2年は1億3,942万円、令和3年は2億6,846万円となり、令和元年の5,660万円と比較してそれぞれ2.5倍、4.7倍と大幅に増加しました。また、スポーツキッズサポーター寄附金では、本事業の趣旨に賛同いただいた企業や店舗などから令和2年は187万円、令和3年は108万円の御支援をいただくことができました。

このほか、広報みなまたでの有料広告につきましても、毎年、100万円前後の掲載料をいただいておりますが、昨年8月には企業からの要望を受けて要綱を見直し、掲載可能枠を広げた結果、令和3年度の収入は142万円となりました。また、利用予定のない市有地の積極的な売却を進めており、令和3年度は5,400万円の収入を計上しました。

今後ともこれらの取組を続けつつ、新たな自主財源の確保に努めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入ります。

高岡市長は、さきの市長選において、「外貨を稼ぐ水俣市」、「選ばれる水俣市」、「活力生まれる水俣市」の3つのビジョンを掲げ、見事2期目の当選を果たされました。多くの市民の信任を得たわけですから、自信を持って市政の変革と改革を行っていただきたいと思っております。

最初の質問で、3つのビジョンの中の目玉は何かと尋ねたら、3つともそれぞれが目玉なのだと答えられました。いろんな分野があって、そしてまたいろんな施策がある中で、この3つを基本に据え、施策を進めていかれるものと理解をいたします。もし、私がこの3つのビジョンの中から1つに絞るとしたら、やはり経済問題、そしてそれを支える財政力かなと思いますので、今回はそのことで質問をしたいと思います。

市長は3月の施政方針で、本市最大の課題は人口の減少と高齢化の進行であると述べられています。人口減少の中でどうやって既存の地場企業の労働力を確保していくのか。先月発表されました2021年の合計特殊出生率、これが1.30と低い状況であります。水俣に限って言うならば、令和2年の出生数が134人、現在の児童生徒数は小学6年生が190人、中学1年生が180人、2年生が191人、3年生が200人となっています。

あと10年後、彼らが社会人となって働いたとして、全員が水俣に残ればまだいいですけども、そうでなければ、地場企業の労働力の確保さえ困難になってしまいます。そうすれば、市外からの労働力の確保も考えればなりません。また、業種によっては、後継者不足などの理由で自然淘汰されていく業種もあることでしょう。

そういった中で、3つのビジョンの中の1つ、「外貨を稼ぐ水俣市」の考えは、私はすばらし

いと思います。

そこで、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業において、市外に支店、営業所を出そうとする事業者への支援として、市場開拓チャレンジ支援事業補助金がありますが、もう既に市外へ出店している事業者に対しての支援策はどう考えているのか質問します。

また、市長1期目に久しぶりに工場等の新設を伴う企業誘致が実現したアスカインデックス株式会社並びに株式会社アミカテラの現在の状況はどうなっているのか質問をします。

次に、財政問題ですが、これまで大型事業が続き、10年間にわたって実質単年度収支が赤字計上となり、逼迫した状態に追い込まれたと答弁をされました。ここで普通なら、しばらくは大型事業もなく、少しは財政的にもゆとりが生まれるのではと思われませんが、これまで借り入れた市債の償還だったり、老朽化した建物や道路、橋などの公共施設の大規模改修があつて、そうでもないとも答えられました。

また、令和元年度末時点では約5億5,000万円まで減少していた財政調整基金残高は約7億3,000万円まで回復しましたが、しかし、まだ一般的に適正な水準とされる標準財政規模の20%である約17億円を下回っている状態であります。

そこで、市民の安心・安全を守るためにも、また、毎年のように発生している災害に対応するためにも、財政調整基金の増額は必要と考えるが、標準財政規模の20%である約17億円をいつ頃を目標に見据えているのか質問します。

次に、自主財源の件ですが、ふるさと納税が令和元年5,660万円に対して、令和2年が2.5倍の約1億4,000万円、令和3年が4.7倍の約2億7,000万円と順調に伸びてきております。

またそのほかにも、スポーツキッズサポーター寄附金、広報みなまたでの広告料、利用予定のない市有地の売却等により、自主財源の確保を進めていますが、公共施設の維持管理の財源として、例えば、総合体育館や文化会館へのネーミングライツの導入を検討するつもりはないか質問をします。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員2回目の御質問にお答えいたします。全部で4点ございました。

まず1点目の市場開拓のチャレンジ支援補助金、これから出店しようという方への支援はあるけれども、既にもう出店をしている企業に対しての何か支援等はないのかという御質問でございました。

市場開拓チャレンジ支援事業補助金とは、先ほど申し上げました外貨を稼ぐための主要施策の1つであります。加えまして、新型コロナウイルス感染症等の影響によって、既存の事業活動だけでなく、市外での市場開拓も視野に入れながら事業変革を模索しておられる事業者に対して、

あと一步を踏み出すための後押しをすることも目的の1つとしております。

一方、既に市外に進出して事業を継続しておられる事業者の方々は、いち早く事業変革に着手をされ、先輩事業者であり、外貨獲得の点からも本市に大きく貢献をしていただいております。

本市では、新商品・新技術開発支援事業補助金や地場企業販路拡大支援事業補助金等、事業拡大そして外貨獲得につなげるためのメニューがございますので、既に市外に進出しておられる事業者の方々については、ぜひこれらの施策を活用いただいて、さらなる事業拡大と収益の向上を図っていただきたいと考えております。

2点目の誘致企業であるアスカインデックス社とアミカテラ社の現在の状況はどうかという御質問でございました。

株式会社アスカインデックスにつきましては、水俣高度技術センターの操業開始から既に1年が経過しておりますけれども、順調に事業を進めておられ、さらに新たな事業として、半導体実務研修センターを同所内に開設をされると伺っております。

また、株式会社アミカテラにつきましては、工場の立地先が当初の予定地から産業団地へと変更になったことからスケジュールが遅れておりましたけれども、既に建設工事が着工しており、年内の工場稼働を目指すものと伺っております。

3点目の財政調整基金の基準財政規模の20%である17億円、これをいつ頃目標として見据えているのかという御質問でございます。

財政調整基金残高の目標についてでありますけれども、令和3年度の決算で、実質単年度収支が黒字化する見通しとなり、ようやく財政調整基金の積み増しに向けた前向きなシミュレーションができる状況が整うこととなりました。

令和3年度の決算書を調製し、決算内容の分析を行った上で、根拠のある目標を立てる必要があると考えておりますので、現時点でお示しすることはできません。

4点目の公共施設にネーミングライツで自主財源といいますか、確保の1つの方法として充てたらどうかという御質問でございます。

このネーミングライツは既存の公共施設を活用して自主財源の確保につなげられる仕組みと認識しております。

ただし、他自治体において、企業からの応募がなかった例があることも聞いており、本市においても多くの収入につなげるには難しいと考えられること、慣れ親しんだ施設の名前が変わることに抵抗感を持つ市民がおられると考えることなどの課題もございます。

このため本市において導入しようとする場合にはどのような方式が考えられるのか、先行事例などの調査を行いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問に入ります。

財政調整基金の増額の目標を、現時点では、令和3年度の決算書ができておらず、示すことができないとのことですが、決算書ができましたら、速やかに目標を立てて遂行していただきたいと、これはお願いをしておきます。

それと、ネーミングライツ導入の件ですが、熊本県では、えがお健康スタジアムであったり、リブワーク藤崎台球場、それと市民会館シアーズホーム夢ホールというのが有名ななと思っております。近くでは、お隣の出水市が既に総合体育館、文化会館等で導入をいたしております。

年間、契約金額も50万円から300万円というふうになっているわけで、ネーミングライツパートナーには、出水市に本社がある半導体関連の会社や東京が本社で、社長が出水出身の方の会社などが、そういうパートナーになっているケースもございます。

少しでも維持管理費の節減になればとの思いから、そしてまた、施設の利用に関してもいろんな御提案をいただけるのではないかなと思っておりますので、まずは導入の検討をよろしくお願いをしたいと思います。

3回目の質問は、やはり地場企業の支援の件ですが、もちろん外貨を稼ぐのも重要なことではありますが、地域経済を支える地場企業においては、働き手不足や後継者不在が深刻化をいたしております。

このような中、地場企業が事業を継続していくために、どのような支援を考えているのか、この1点について質問したいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員3回目の御質問にお答えをいたします。

地域経済を支える地場企業、こちらの今問題となっております働き手の不足とか、後継者の不在の問題、こういったものをどういった形で支援をしていくのかという御質問でございます。

本市ではこれまで地場企業の経営支援のために様々な施策を実施してまいりましたけれど、働き手不足や後継者不在も非常に大きな課題であると認識をしております。

これに対応するために、本市では現在、水俣芦北圏域の3つの公立高校が実施する地場企業の紹介イベント「しごと発見塾」を支援するほか、今年度からは移住定住促進のための補助金や住居取得の補助金、奨学金返還の支援制度、さらには従業員の賃金上昇や待遇改善につながる事業収益の増加を図るための地場企業の新市場開拓を後押しする市場開拓チャレンジ支援補助金など、働き手の確保につながるような支援策を展開をしております。

また、今後深刻化することが考えられる後継者問題は、事業者の廃業に直結するものであり、地域経済に深刻な影響を与えることが想定をされますので、現在、その支援策についても検討を

進めているところであります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、順次お答えします。

まず、令和4年度になって、本市でも連続してクラスターが発生しているが、現状をどのように捉えているか。また、今回、市長自身が感染されたことをどう思うかとの御質問にお答えします。

本市の現状につきましては、令和4年度に入り、高齢者施設、医療機関、学校や保育所等において6件のクラスターが公表され、特に4月23日以降は連日感染者が確認されるなど、若い世代の感染も増加しています。

現在の熊本県の状況につきましては、新規感染者数は緩やかな減少傾向にあるとしながらも、リスクレベル2を継続しており、引き続き、今後の新規感染者数の推移には注視が必要であると考えております。

一方で、ワクチン接種や感染が進む中で、個人・集団の免疫が賦活化され、重症化率が逡減していくことが一般的に示唆されていることから、社会的な対応も感染症の性質に応じて適切なものに変えていく必要があると考えております。

今後も、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら、社会経済活動を前に進めていくことも重要であると認識しております。

私自身が感染したことをどう思うかについては、感染とそれに伴う入院により、一定期間庁舎を不在にせざるを得なかったことを大変重く受け止めております。

市民生活に大きな影響を与えてはならない、市政を停滞させてはならないという思いから、入院翌日より、リモートにて公務を行ってまいりましたが、首長として公務に十分注力できなかったことは、大いに反省するところです。

今回の入院を通して、医療関係者の皆様が、市民の生命と健康を献身的に支えていただいていることを間近で実感いたしました。この場をお借りして、改めて御迷惑をおかけした市民の皆様へおわび申し上げますとともに、日々、新型コロナ感染症対策に御尽力いただいている全ての皆様へ心より感謝をお伝えしたいと思います。私自身、これまで以上に気を引き締め、市民の皆様の健康と生命、暮らしを守るべく、市政運営に当たってまいります。

次に、これまで商工業や観光業、農林水産業といった分野に対し経営基盤の強化に向けた支援を行ってきたが、引き続き支援する計画はあるかとの御質問にお答えします。

これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する経済対策として、商工業におきましては、影響を受けた事業者向けの支援金制度や市内事業者への家賃補助、資金繰りの円滑化を目的とした利子補給等を行ってまいりました。観光業におきましては、観光需要の冷え込みやイベント自粛などにより影響を受けた市内事業者の支援を目的に、みなまたテイクアウトデリバリー応援事業、湯の児湯の鶴応援タクシー事業、水俣市泊まって応援キャンペーンをはじめ、昨年末にはみなまた花火大会・フードフェスティバルを開催いたしました。

農林水産業におきましては、農産物の次期作支援として、本市特産でありますサラダタマネギの種苗の購入に要する費用や、みなまた茶の生産における土壌づくりに要する肥料の購入費用について支援を行ったほか、農水産物の販売促進活動支援として、みなまた茶の新商品開発や販路開拓に要する費用、水産物の販売イベント開催に要する費用への支援等を実施しております。

令和3年度までは、これらの事業により支援を行ってまいりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束には至っておらず、事業者の経営環境も厳しい状況でありますので、引き続き支援は必要です。そのため、令和4年度は、商工業において、市場開拓チャレンジ支援補助金、新商品・新技術開発支援事業補助金、地場企業販路拡大支援事業補助金といった事業を実施することとしております。

また、観光業においては、宿泊業、飲食業、小売業等に対して、みなまた観光応援券第3弾事業を4月29日から実施しております。

農林水産業においても、漁業者への支援として、漁船用燃料の購入費の一部補助を実施する予定です。

次に、ここ数年いろいろなイベントが中止を余儀なくされている中、令和4年度はイベント開催ができるようになったようだが、どのように対処していくのかとの御質問にお答えします。

イベントの開催制限等については、国から基本的対処方針に基づく通知が示されておりますが、市主催のイベント等の実施については、本通知を踏まえつつ、現在の感染状況や、その規模・性質に応じて検討しております。

今後も、市主催の事業・イベント等の実施情報につきましては、随時、ホームページでも公表してまいります。また、市が主催するイベントはもちろん、市が関係するイベントについても、各種ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を講じながら実施してまいります。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

コロナワクチンの4回目の接種が呼びかけられています。中には3回も受けているんだから、もういいんじゃないかというようなそういう市民の方の声もよく聞きます。これから夏場にかけてマスクの着用は息苦しいし、またたとえ感染したとしても、アメリカのメルク社やファイ

ザー社などの軽症・中等症等向けの経口薬というのが、既に承認をされていますし、また日本の塩野義製薬も今承認を申請中というふうに伺っております。できれば早く、もうノーマスクで普通の生活に戻れることを我々も願っているわけではありますが、なかなかちょっと難しいのかなど。

そしてまた、昨日の国会答弁でも何か岸田総理が答弁をされていましたが、インフルエンザワクチン扱いにはできないんだらうかと、でもそこまではまだちょっと時期尚早ではないかというような答弁を首相もされていましたが、でも早くそういうもうインフルエンザと同等の扱いにコロナもなれば、少しは皆さんノーマスクでいろいろ活動的になることができるんじゃないかなというふうにも考えています。

それと、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから約2年半になるわけですが、この間、季節性インフルエンザの発生がどうも抑えられているんじゃないかな、そういう印象がございます。

そこで、コロナ禍前後におけるこのインフルエンザワクチンの接種率と感染状況というのはどうなっているのか、これを質問したいと思います。

それから、市長も先般、コロナに感染されたわけですけれどもリモートでの公務だったり、医療従事者への感謝など、ある意味では貴重な体験をされたのではないかなというふうに私は思っております。このような感染というのは、いつ、誰が、どこで感染してもおかしくないし、ましてや、公務でいろんな人と接する機会が多い首長等の感染リスクは高く、他市の市長、あるいは首相さえも感染しているようなケースが多く発生をいたしております。今後、高岡市長には感染したからこそ分かる大変さなど、経験を生かして、ぜひ市民の皆様感染症対策を呼びかけていっていただきたいと思っております。

次に、商工業や観光業、農林水産業への支援の件ですけれども、これまで先ほど述べられたとおり、いろんな支援をいただいております。大変ありがたいことだと思いますが、今後の経済対策の1つとして、もう一度プレミアム商品券発行事業の実施は考えていないのか、そこを質問したいと思います。

それと次に、イベント開催に向けての対処法ですけれども、各種ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を講じながら実施していくとのことですから、ぜひそうしていただきたいと思っております。

2回目の質問は、2つになります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、インフルエンザの接種率、それから感染状況はどうなっているかという御質問

でございます。

インフルエンザワクチンの接種率につきましては、市が把握している65歳以上の定期接種の接種率で申し上げますと、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均が59.9%であったものが、コロナ禍の令和2年度と令和3年度はそれぞれ73.2%、65.8%となっております。

感染状況につきましては、県が公表している感染症発生動向調査の定点観測情報によりますと、水俣保健所管内の発生状況は、令和元年度が760件、令和2年度が191件、令和3年度はゼロ件となっております。

2つ目の御質問、経済対策の1つとしてプレミアム商品券の発行事業は考えてないかという御質問でございました。

今後の経済対策については、先ほどお答えした事業とともに国の交付金の動向や市内事業者の状況を見据えながらプレミアム商品券事業も含めまして関係団体との協議や事業者のニーズを踏まえた支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目の質問に入ります。

2回目の答弁で、インフルエンザの感染状況が、令和元年度が760件、令和2年度が191件、そして令和3年度はなんとゼロということでした。恐らくコロナが流行し、そして有名芸能人が何人か亡くなられておりますが、そのことで国民がやはりコロナというものは物すごく怖い感染症なんだという、そういう認識の下に、皆さんが感染予防に努められた結果ではないかなというふうに思いますが、インフルエンザがゼロになったということであれば、コロナもぜひゼロになってほしいなと願うわけですけれども、そこで、令和2年度及び令和3年度のインフルエンザの発生を抑えられた要因をどう捉えているのか質問をしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えいたします。

インフルエンザの発生を抑えられた要因はということでした。インフルエンザの発生を抑えられた要因につきましては、コロナ禍にあって、市民の皆様の感染症に対する意識の向上や、マスクの着用や手洗いなど、基本的な感染対策の徹底によるものが要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、道の駅みなまたについて、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、道の駅みなまたについて、順次お答えします。

まず、新しい道の駅がグランドオープンしてやがて2か月になろうとしているが、オープンから現在までの状況をどのように見ているかとの御質問にお答えします。

道の駅みなまたについては、牧下市議会議長をはじめ、来賓及び関係者の皆様方に御臨席いただき、4月23日にグランドオープンを迎えました。新しく整備した物産館「Shop & Cafe ミナマータ」と旧物産館まつぼっくりを改装した「みなまた木のおもちゃ館きらら」そして、機能性のあるトイレを備えたインフォメーションセンターが、道の駅みなまたの施設群として生まれ変わりました。グランドオープン直後にゴールデンウィークや春のローズフェスタが重なったことに加え、新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和されたことも功を奏し、現在まで大変多くのお客様にお越しいただき、好評を得ております。

次に、利用者数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

運営している第三セクターの株式会社みなまたによりますと、Shop & Cafe ミナマータについては、グランドオープンから1か月間で1万5,650人の方に御利用いただき、前年同月と利用者数を比較すると前年比約1.5倍となりました。昨年はコロナ禍での外出制限がある中での営業であったため、単純比較することはできませんが、再整備の効果は確実に出ています。

一方で、盛況だったローズフェスタ期間中とその後の利用者数を比較すると、昨年度より2倍以上増加しているものの、期間終了後には落ち込みが見られます。みなまた木のおもちゃ館きららについては、県内で最大規模の木のおもちゃ館として、オープンから1か月で2,542人の方が利用され、1日平均の利用者数は94人で、目標としている利用者数100人まであと一歩といった状況です。雨天時でも子どもたちと一緒に安全に遊ぶことができる施設として、今後は、保育施設をはじめとして、市内外の方々に広くPRしていく予定です。

次に、施設の評判あるいは苦情など、利用者の声をどう聞いているかとの御質問にお答えします。

生まれ変わった道の駅みなまたについては、多くの皆様に「おしゃれで雰囲気がいい」との声をいただいているところですが、一方で、もっと農産品を増やしてほしい、利用者が殺到する時期にトイレが足りないなどの御意見もいただいております。

また、道の駅みなまたが魅力的で水俣市経済の循環の拠点となるべく、利用者及び生産者などの事業者の方々に対して、商品の品ぞろえや道の駅みなまたへの要望などについて、アンケートを実施しているところです。

市としましても、アンケートの結果やいただいた御意見を参考に、引き続き施設の魅力の維持向上にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入ります。

Shop & Cafe ミナマータもみなまた木のおもちゃ館さらにも両方とも順調な滑り出しを迎えたのではないかと考えています。オープンがゴールデンウィーク前だったということも影響をしていると思われます。

しかし、先ほど答弁がありましたように、ローズフェスタ期間終了後には、落ち込みが見られるとのことでした。イベントがないときの運営をどうしていくのか、まさにその真価が問われていくのだと私は思っております。

そこで、集客については、近隣の道の駅と競合しているのではと思われるがどうか質問をいたします。

次に、評判や苦情の件ですが、多くの皆様におしゃれで雰囲気がいいと言ってもらったことは本当にうれしいことだと思っております。一方で、農産物を増やしてほしいや混雑時のトイレが足りないなどへの対応も大事だと思います。

私もゴールデンウィークに行ってみました。バラ園もShop & Cafe ミナマータもインフォメーションセンターも、どこもかしこも人、人、人でいっぱいでした。

特に、インフォメーションセンターが何で混んでいるのかと思ったら、皆さん、トイレ待ちで並んでいるようでした。そこへまた人が次々とやってきて、トイレはどこですかと尋ねられるということは案内を見ているのか、トイレを待っているのかというそういう区別がなかなかつきにくく、非常に困っておられたということが物すごく印象に残っております。

そこで、イベント開催時におけるこのトイレ不足に対してどう取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思っております。また、市外からのお客もいっぱい来てもらうことがもちろんいいわけですが、地元の住民の利用というのもやっぱり大事だと思います。地元で愛される施設でなければ、決してほかからは愛されないということではないかなと思っております。

そこで、例えばShop & Cafe ミナマータ内のおしゃれなTea Salon Mというのがございますが、そこで市民限定の誕生日サービスの実施などを考えられてはいかがか。市民に親しんでいただくため、今後市としてどう取り組んでいくのか、この3点について質問をいたします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。全部で3つございました。

まず、集客について、近隣の道の駅と競合しているのではないかと御質問にお答えします。

新しく生まれ変わった道の駅みなまたは、農産品が安く買える物産館ではなく、厳選した商品が並ぶ、いわゆるセレクトショップのような雰囲気と品ぞろえで、利用者を楽しみと癒しを感じ

ていただけるようなコンセプトで施設づくりをしております。

また、施設内にはみなまた木のおもちゃ館きららがあり、天候にかかわらず子どもと一緒に安全に遊ぶことができ、そのままショッピングをしていただける環境となっております。近隣には同様の道の駅はありませんので、競合することはないと考えております。

次に、イベント開催など混雑しているときに、トイレ不足への対応、これをどう取り組むのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、ローズフェスタ期間中、特にゴールデンウィークにおいては、インフォメーションセンターのトイレには多くの方が並んでおられたと伺っております。

インフォメーションセンターについては、今回の再整備により、男女ともトイレの個室を増設したところがございますけれども、今後は広域公園であるエコパーク水俣の特長を生かし、インフォメーションセンター以外のトイレの場所を分かりやすく案内するなど、分散して利用していただくよう努めてまいります。

それから次に、Shop & Cafe ミナマータ内のTea Salon Mにおいて、市民限定の誕生日サービスの実施や、市民に親しんでいただくため、どのように取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

今後は、ローズフェスタ期間外や平日の集客が重要だと考えております。魅力ある施設として維持し、さらに向上するため、当面の間、今回の施設整備のプロデューサーである砂田光紀氏から定期的に助言いただく体制を整えているところです。

加えて、運営している第三セクターの株式会社みなまたや出品事業者等、関係者と連携協力しながら、イベントなどの企画を検討しているところです。

議員に御提案いただきました企画案も含め、市民に親しまれる施設となるよう、また何度もピートしたくなるような拠点づくりを進めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問に入ります。

まだオープンしてから2か月足らずですので、1年を通してみないと何とも評価はできませんが、やはりそこで働く人たちが生き生きとしていなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

私もオープン前に館長と会いまして、館長自身も心がいつもちむどんどんしていなければいけませんよと、そういうふうに館長にハッパをかけました。やっぱり館長が今後どういう気持ちでこの道の駅を作っていこうとしているのかと、やっぱり一番トップの人のリーダーシップというのが一番影響するのではないかなというふうに私も思いましたので、そういうふうに言った次第です。

私たち真志会としましても、今後、この道の駅みなまたの発展のために、いろいろな提案を交えながら応援をしてみたいというふうに思っている次第であります。

最後に、令和3年第4回水俣市議会9月定例会におきまして、新しい道の駅みなまたを市内外にPRできるような動画制作を検討することでありましたが、どうなったのか質問をして、今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の3回目の御質問にお答えします。

道の駅みなまたを市内外にPRできるような動画制作のその後の状況についての御質問だったかと思います。

道の駅みなまたの動画については、県の広域公園が隣接するという立地を生かすため、ドローンを活用した撮影を取り入れた動画を制作いたしました。動画につきましては、YouTubeやSNS、水俣市の公式LINEでPRするとともに、道の駅みなまたのインフォメーションセンターや市庁舎で放映しております。引き続き制作した動画を積極的に市内外に発信してみたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自由民主党自民会派の田口でございます。

今回の一般質問では、人口減少、少子高齢化が地域に及ぼす影響を中心に質問していきたいと思っております。

大きな1番、地域コミュニティーについて。

日本の総人口は平成20年に1億2,808万人でピークを迎え、この年以降、人口減少社会に突入しました。本市の人口は、戦前において既に3万人を数えており、さらに昭和31年9月の旧久木野村との合併時点で人口は5万461人を数えました。しかしながら、その後は雇用状況の悪化による都市の労働力の流出、地域経済の疲弊などもあり、本市の人口は減少に転じました。

(1)、今後の人口予測について。

本市の3月末の人口は男性1万737人、女性1万2,258人、計2万2,995人です。

そこで質問します。

①、生産年齢人口と高齢者人口とそれぞれの比率と今後の予測についてお尋ねします。

(2)、自治会制度について。

水俣市は平成18年、2年間の移行期間の後、区長制度から自治会制度になりました。

そこで質問します。

①、自治会制度への移行後の検証はされたのか。また、検証されたのなら、どうだったのかお尋ねします。

②、絶対的人口減少、少子高齢化の中では、自助、共助への期待が望めないものもあります。地域自治会からの問題について吸い上げはできているのかお尋ねします。

(3)、地域防災について。

ここ3年程の間に町なかで2件の家屋火災が発生しています。幸いにして、延焼することもなく、消防署及び消防団の活躍で鎮火ができております。消防署員及び消防団の皆様の活動には大変感謝をしています。

そのような中、今般、水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例において、団員の定数を削減改正されました。人口減少の中で、昼間仕事で地元にはいないことや、消防団退職に伴う後任がいない状況などがあると思います。

そこで質問します。

①、過去3年間の火災において、消防署の出動、消防団の出動はどうか。消防団員の出動時の人数は何人かお尋ねします。

②、過去3年間の各消防団の構成団員の人数変化についてお尋ねします。

(4)、里道管理について。

地域にとって、また住民にとって活用されている里道は、国土交通省からの譲与後、市町村が法定外公共物の所有者となり、財産管理、機能管理とも市町村が行っていると思います。

そこで質問します。

①、機能管理とはどのようなもので、市としてはどのような対応を行っているのかお尋ねします。

②、地元住民や利用者による年間の維持補修に伴う件数及び費用はどれくらいかお尋ねします。

③、国から譲与された里道なので、里道の管理に国からの財政的支援はないのかお尋ねします。

次に、大きな2番、就労の状況と企業誘致について。

(1)、就労の状況について。

水俣市の人口減少と高齢化に伴う労働人口の減少は水俣市のみならず、どこの市町村でも同様の現象であり、悩みです。人材不足や国際化などを背景に、生産年齢人口の減少を補うために、日本では外国人労働者の受入れが年々増加しています。そこで質問します。

- ①、産業別就労の状況はどうかお尋ねします。
- ②、最近の有効求人倍率の動向はどうかお尋ねします。

(2)、外国人労働者について。

厚生労働省の外国人雇用状況は、令和3年10月末現在で、外国人労働者数は172万人で、外国人を雇用する事業所は28万か所あります。

そこで質問します。

- ①、本市の外国人労働者数は何人かお尋ねします。
- ②、外国人労働者の職種はどうかお尋ねします。

(3)、T S M Cの熊本進出について。

昨年10月に台湾のT S M Cは、日本に半導体工場建設、令和6年の操業を目指すと報じられ、本年4月19日に熊本県菊陽町での工場建設に向け、同町と立地協定を締結しました。T S M Cの新工場は総投資額は約9,800億円、約1,700人の雇用を見込んでいます。令和5年9月に完成予定、令和6年12月に製品出荷を始める計画とのことです。

そこで質問します。

①、T S M Cの菊陽町進出に関する本市の取組はどうか。また、他市町村の取組はどうか、お尋ねします。

(4)、企業支援と企業誘致の方向性について。

水俣を取り巻く状況は水俣インターチェンジが開通しました。交通の利便性の向上で、人流の集中と分散が活発になり、他の自治体と比較しても、企業誘致の観点から、物流交通アクセスの優位性はあると考えています。しかしながら、企業が進出を決めるに当たっては、交通以外にも工業用地、水、電気、人材確保も重要なインフラと捉え、進出を決定することから、それについても備えておく必要があると考えます。

そこで質問します。

①、水俣市の企業誘致を進める上で、産業インフラのどの点を重要点とし、どのように確保していくのかお尋ねします。

次に、大きな3番、総合医療センターの医療提供体制の現状について。

コロナ禍の中で、市民の皆さんは日々不安な生活を送られています。水俣市立総合医療センターは、地域の中核病院としての機能はもちろん、コロナ禍において、感染症指定病院として活

動されています。地域にとって大変な役割を果たしていただいています。本当に御苦労さまです。

また、人口減少、少子高齢化の本市において、安心して高度な地域医療を継続、提供していくことは大変重要なことだと考えています。

そこで質問します。

(1)、コロナ禍の中での人員体制について。

①、新型コロナウイルス感染症に対応するための人員体制はどのようになっているのかお尋ねします。

(2)、ICT医療推進センターについて。

①、新設されたICT医療推進センターの役割は何かお尋ねします。

②、現在取り組んでいる事業はどのようなものかお尋ねします。

(3)、更新機器について。

①、今年度更新するX線CT装置はどのようなものかお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域コミュニティーについては私から、就労の状況と企業誘致については産業建設部長から、総合医療センターの医療提供体制の現状については病院事業管理者から、それぞれお答えします。

初めに、地域コミュニティーについての御質問のうち、今後の人口予測について、お答えします。

生産年齢人口と高齢者人口とそれぞれの比率と今後の予測はどうかとの御質問にお答えします。

まず、令和2年に行われました国勢調査の結果となりますが、総人口2万3,557人に対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は1万1,219人、全人口に対する比率は47.6%、65歳以上の高齢者人口は9,624人、全人口に対する比率は40.9%となっております。

なお、今後の予測としまして、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年データとなりますが、西暦2045年（令和27年）における地域別将来推計人口では、総人口1万5,573人に対し、生産年齢人口が7,022人、全人口に対する比率は45.1%、高齢者人口が6,805人、全人口に対する比率43.7%と予測されています。

次に、自治会制度について、順次お答えします。

まず、自治会制度への移行後の検証はされたのか。また、検証されたのなら、どうだったのかとの御質問にお答えします。

水俣市の自治会制度は、「自分たちのことは自分たちで考えていく」という地域住民の自治意識を育て、地域の活性化を図ることを目的として、平成18年度からの2年間の移行期間を経て、行政区長制度から自治会制度へ移行しております。

検証につきましては、第6次水俣市総合計画の中で、自治会活動の推進についてうたわれており、その事業効果について、行政評価による検証・評価を行っております。また、自治会からは、総会資料を毎年提出いただき、自治会の活動状況も把握しているところです。

市としましては、自治会により、活動の差異はありますが、各自治会とも自主的な活動が定着し、自治意識の向上が図られているものと認識しております。

次に、絶対的人口減少、少子高齢化の中では、自助、共助への期待が望めないものもある。地域、自治会からの問題について吸い上げはできているのかとの御質問にお答えします。

自治会移行後、自治会長会が毎月開催する代表委員会や定例会に職員が参加し、意見を交わすとともに、市幹部職員や新人職員と自治会長との懇談等も実施しております。その中で自治会長から自治会役員の業務の多忙さや地域の人口減少や高齢化により担い手が不足していることなどについて、お聞きしているところです。

また、昨年11月から12月に市内15か所で開催しました市政報告会の中でも、市民の皆様から市政に対する多くの御意見をいただきましたが、その中には、「高齢化とともに、地域の世帯数が減少している。自治会組織も高齢者で運営しているが、自治会組織運営をどのように考えているか」との御意見もいただいております。

次に、地域防災について、順次お答えします。

まず、過去3年間の消防署の出動、消防団の出動は何件か、消防団員の出動時の人数は何人かとの御質問にお答えします。

火災における出動について、令和元年は、水俣消防署の出動は11件、消防団の出動は3件、消防団員の出動人数は247人となっております。

令和2年度につきましては、水俣消防署の出動は6件、消防団の出動は6件、消防団員の出動人数は412人となっております。

令和3年につきましては、水俣消防署の出動は8件、消防団の出動は4件、消防団員の出動人数は334人となっております。

次に、過去3年間の消防団の構成団員の人数変化はどうかとの御質問にお答えします。

水俣市消防団の団員数は、令和元年度は464人、令和2年度は457人、令和3年度は449人です。

次に、里道管理について、順次お答えします。

まず、機能管理とはどのようなもので、市としてはどのような対応を行っているかとの御質問にお答えします。

里道の機能管理とは、維持補修や清掃などを行い、里道として公共的な機能を有し、管理することです。なお、本市におきましては、地域の皆様の生活に欠かすことのできない市道の機能管理を優先しており、里道につきましては、従来の慣習等から自治会や利用される地元住民などに機能管理をお願いしております。

具体的には、自治会や利用される地元住民等で管理していただいている里道につきましては、生コンクリートなどの維持補修に必要な原材料、草刈りに必要な燃料代などを申請に基づいて支給しております。

次に、地元住民や利用者による年間の維持補修に伴う件数及び費用はどれくらいかとの御質問にお答えします。

直近の令和3年度におきましては、里道に関する原材料支給の申請は7件あり、うち6件が生コンクリートや砕石など維持補修に46万5,092円、残り1件が市道や里道を含んだ草刈りに伴う燃料代に1万1,440円となっております。

次に、国から譲与された里道なので、里道の管理に国からの財政的支援はないのかとの御質問にお答えします。

里道につきましては、もともとは国土交通省所管の国有財産で、財産管理は熊本県が、機能管理は水俣市がそれぞれ行ってきましたが、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第113条により、国有財産特別措置法第5条第1項が改正され、里道・水路などの法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられ、平成12年4月1日から施行されることになりました。このことを受けまして、市は平成16年度に国及び熊本県と里道・水路などの法定外公共物に関する譲与契約を締結し、譲与されましたので、維持補修や清掃に係る費用は市で負担しております。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございました。それでは、2回目に入ります。

水俣市の自治会制度は15年以上が経過し、各自治会においては様々な地域活動をされていると思います。しかし、自治会においても、人口減少や高齢化が進み、役員などのなり手がなく、地域活動への参加が集まらないなど、自治会の運営や活動などに既に影響が出ているのではないかと思います。自治会活動は、今後も本市にとって重要なまちづくりの基盤であり、これからの時代、ニーズに合った自治会運営が求められます。

例えば、地域住民が減少する中で、自治会の活動の見直しやデジタル化に備えた運営の在り方

など、各自治会でそれぞれ抱えている課題は違いますが、こうした課題を自治会の中で考えていく必要があると思います。しかしながら自治会だけで考えるには限界があります。

そこで質問に入ります。

地域課題に対し、地域と一緒にになって検討し、市職員のノウハウを地域に提供していく、その結果、自治会の活性化につながるような地域マネジメントとして、地域担当職員を配置する制度を自治会と協議しながら創設できないか、お尋ねします。

次に、地域の皆さんで助け合う共助で消防団活動を継続されていますが、人口減少と高齢化が進む中、消防団員の確保が困難な状況になっている地区もあります。

そこで質問します。

市として、公助として、何か消防団員不足の対策を取ってこられたのかお尋ねします。

次に、地域防災について。

県内には、消防団員、または消防吏員の経験者を昼間の火災消火や初期消火、後方支援などの活動を担う支援団員、機能別団員、限定活動消防団員制度を設置しているところもあります。消防団員として公務災害補償があり、報酬もあります。

また、山形県や山梨県、兵庫県などでは、消防協力員や消防団活動協力員制度があります。

活動内容は、居住地域において火災が発生したときに、水利確保、消火、避難誘導等の活動の支援を行い、公務災害補償があり、報酬はなく、ボランティアとして後方支援を行います。

そこで質問に入ります。

消防団員を支援する地元ボランティアがいれば、隊員は活動に専念できるので助かるのではないかと思います。いかががお尋ねします。

もう一点、後方支援であれば、消防団経験を活用できるので、特に訓練も必要なく、ボランティアとして参加しやすいのではないかと思います。いかががお尋ねします。

次に、里道管理について。

里道の多くは昔からあぜ道、農道、狭い路地、山道など、地域に密着した形で、地域住民等によって作られています。水俣市内でも人口が増加する時代には、里道横に住宅を建てたりしていました。それが今ではその勢いもなく、手つかずの廃屋となっています。

そこで質問します。

万が一、里道側に廃屋が崩れたり、のり面が崩壊したときの対応についてお尋ねします。

2回目は、以上5点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田口議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、自治会制度の問題につきまして、地域課題に対して地域と一緒にになって、職員

のノウハウを提供していったり、地域担当の職員を配置する制度などは考えられないかという御質問でございました。

さきの答弁でも、市政報告会におきまして、高齢化とともに地域の世帯数が減少している自治会組織も高齢者で運営をしているが、自治会組織運営をどのように考えているか、という御意見があったことを答弁させていただきました。

その御意見に対しまして、自治会組織は行政からの押しつけで形を変えるものではないので、各自治会の意見を尊重しながら地域に合った組織づくりと一緒に考えていきたいとお答えをしたところであります。

それぞれの自治会には世帯規模や地域の成り立ち、文化、歴史、生活環境、組織形態等に違いがあり、その自治会の実情に合わせまして、地域住民が自らの手で自治会運営の在り方を考えていくことが重要かと考えております。

ただし、人口減少や高齢化が進み、行政サービスを現在の水準で維持することが困難になると見込まれる中で地域住民の生活を守るために、自治会をはじめとする民間団体の活動を支援することが極めて重要と認識をしており、市としても、自治会と一緒に取り組んでいくことが必要であろうと考えております。

今回、議員から御提案がありました地域担当職員につきましては、地域における様々な課題に対しまして、分野横断的に支援することができる点に優位性があり、自治会活動への支援として有効な手段となる可能性があると考えられます。

そのような中で、自治会に対する支援については、自治振興交付金のような金銭的な支援がよいのか、御提案の地域担当職員のような人的支援がよいのかといった論点や、人的支援の中でも地域別の担当を置くのか、政策分野別の担当を置くのかといった論点などが考えられると思いますので、より効果的で効率的な支援ができるよう、自治会の方々と一緒になって考えてまいります。

それから、2点目の消防団員の確保について、こういった対策を講じているかという御質問でございました。

本市では、消防団員の確保のため市広報紙等におきまして、募集記事の掲載を行っているところです。平成29年度から消防団応援の店、平成30年度からは、消防団員協力事業所表示制度を導入するなど、消防団員が活動しやすい環境を整えること、市総合防災訓練において、消防団の活動の一端を市民に広く周知し、消防団への関心を深めていただくことなどを通じまして、団員確保につなげてまいりました。また、市役所に入庁する新人職員を消防団へ勧誘し、近年入庁した男性職員のほとんどが地域の消防団に所属しております。

次、3点目ですが、3点目と4点目は関連がございますので一緒に答弁をさせていただきます。

ます。

この消防団を支援する地域のボランティア、支援団員であるとか、機能別の消防団員等の設置する考えはないかという、この2点でございます。

地元ボランティアによります支援団体とは、居住地域で火災が発生した際に水利確保、初期消火、避難誘導など、消防団の活動の後方支援を行うボランティアの方々であり、また、機能別消防団員とは能力や実情に応じ、特定の活動のみに参加する消防団員と承知をしています。地元ボランティアによる支援団員や機能別消防団員制度は、消防団の活動を補完する有効な手段の1つであると認識をしております。

機能別消防団員制度につきましては、処遇、公務災害補償、訓練などの取扱い、現在の消防団員と機能別消防団員との役割分担の論点について整理する必要がありますが、地域防災力の向上につながるのであれば、導入を検討してまいりたいと考えております。

最後5点目ですが、里道につきまして、この管理について、里道側に廃屋が崩れたり、のり面が崩壊したときの対応はどう考えているかとの御質問でございます。

日頃から不特定多数に利用されている里道もあれば、山林など特定されている者が利用している里道もございます。万が一、里道側に廃屋が崩れていたり、のり面が崩壊したときは、現地確認を行い、通行に支障が生じていたり、早急に除去しないと、他の家屋に影響を及ぼすと判断した場合には、市において除去や立入禁止などの措置を講じてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございました。

自治会制度については、前向きな答弁ありがとうございました。市長が言われるように、本市の自治会はそれぞれ世帯規模などが異なり、また、各自自治体の抱えている課題も様々だと思います。今回、私は地域担当職員を配置できないか提案させていただきました。地域担当職員制度は、地域マネジメントやそのサポートを行う制度として、総務省でも自治体の地方行政改革の地域協働の推進の代表事例として取り上げられているものです。

私は、市の職員も地域にとって重要な人材であり、その職員が持つ行政ノウハウなどを十分に地域で活用できれば、市の行政運営にもよい影響を与えると考えております。市と地域、双方がよい方向に向かうように、ぜひとも自治会などとの議論を前向きに進めていただくように要望します。終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、就労の状況と企業誘致について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、就労の状況と企業誘致についての御質問のうち、就労の状況について順次お答えします。

まず、産業別就労の状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市における産業別就労の状況ですが、令和2年度の国勢調査によりますと、就労者総数1万353人のうち農林水産業を示す第1次産業の就労者数は605人、鉱工業を示す第2次産業では2,322人、飲食業・宿泊業・小売業などのいわゆるサービス業を示す第3次産業では、7,345人、その他分類不能が81人となっております。

次に、最近の有効求人倍率の動向はどうかとの御質問にお答えします。

令和3年度のハローワークみなまた管内の動向は、令和3年4月の1.17から令和4年3月の1.61の間で推移しており、最新の状況である令和4年4月の有効求人倍率については1.60となっております。求職数を求人数が上回っている状況となっております。

次に、外国人労働者について、順次お答えします。

まず、本市の外国人労働者数は何人かとの御質問にお答えします。

令和3年12月に国が公表した最新の在留外国人統計によりますと、令和3年6月の本市の在留外国人総数は74人となっております。本統計は在留資格で分類されていることから、正確な労働者数は把握できませんが、就業に関連する在留資格を見ますと、74人のうち少なくとも15人の方が何らかの形で仕事をされているものと考えられます。

次に、外国人労働者の職種はどうかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしました在留外国人統計のうち、就業に関連する在留資格では、主に教育機関において活動する「教育」、各種機関との契約に基づき専門的技術や知識等を用いて活動する「技術・人文知識・国際業務」、いわゆる技能実習生である「技能実習1号」、ワーキングホリデーや看護師・介護福祉士候補者の「特定活動」が主な在留資格となっております。

次に、TSMCの熊本進出について、お答えします。

TSMCの菊陽町進出に関連する本市の取組は。また、他市町村の取組はどうかとの御質問にお答えします。

本市では、現在、県などの説明会に参加するとともに、県担当部局とも直接連絡を取り、進出先の菊陽町やその周辺自治体とは地理的に離れた本市において、どのような施策が可能なのかを検討するための情報収集に努めております。

また、本市の誘致企業である株式会社アスカインデックスでは半導体デバイスの試作・受託加工事業を行っておりますので、半導体業界内におけるTSMCに関する情報を把握するため、株式会社アスカインデックスとも密に連絡を取っているところです。

他市町村の取組については、立地先である菊陽町をはじめ、熊本市、玉名市、山鹿市、菊池

市、合志市、阿蘇市などの周辺自治体や港湾を有する八代市などでは庁内推進組織を設置し、半導体関連企業誘致・人材確保・移住定住・交通などの各分野において情報収集や今後の対応を検討していると伺っております。

次に、企業支援と企業誘致の方向性について、お答えします。

水俣市の企業誘致を進める上で、産業インフラのどの点を重要点とし、どのように確保していくのかとの御質問にお答えします。

企業誘致のためには、水道や電気・道路など、様々なインフラを整備する必要があると認識しておりますが、本市における企業誘致のインフラについては、何よりもまず産業用地が限られていることが課題として挙げられます。その課題に対応するため、担当課である経済観光課においては、市内の空き工場や空き用地の情報をすぐに提供できるようストックしているとともに、水俣川河口臨海部振興構想を策定して新たな産業用地の創出を図っているところです。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございました。

本市が抱える人口減少の波の中で、各事業所から人手不足の相談が多数寄せられています。また、人手不足の面から事業活動を停止している部署を抱えている事業所もあります。

それでは、2回目の質問に入ります。

外国人労働者について、平成28年に初めて100万人を突破し、令和元年には165万人になり、令和3年には172万人と今後さらに増えていくと思われまます。

そこで質問します。

外国人労働者に対し、本市の慣習や生活面での支援はあるのかお尋ねします。

起業支援や企業誘致の方向性について、先ほど申し上げましたように、水俣インターチェンジが開通し、交通の利便性は向上しましたが、人流の集中と同時に分散も活発となります。

そこで質問します。

1つ目は、現在、水俣の人材が働きに行っている市町村はどこで、どの程度の人数かお尋ねします。

2つ目は、誘致企業、地元企業の双方に対して、人材育成、人材確保の面からの対策が必要だと考えるが、いかがかお尋ねします。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。全部で3つあったかと思えます。

まず、外国人労働者に対する本市の慣習や生活面での支援はあるのかとの御質問にお答えし

ます。

本市においては、今後、人材確保のために企業における技能実習生等の外国人労働者の増加が想定されることから、受入れ予定の企業等を訪問し、企業における外国人对応に関する情報収集に努めております。

また、外国の方々が地域の中で暮らしやすくするため、本年3月から日本に来てまだ日が浅い外国人労働者などを対象に、優しい日本語を使ってコミュニケーションを取れるように、市民ボランティアの方々と地域日本語教室、「みなもんくらぶ」を月1回のペースで開催し、地域の外国人のサポートを行っております。

それから、2つ目でございます。

水俣市の人材が働きに行っている市町村はどこで、どの程度の人数かとの御質問にお答えします。

現在、公表されている最新の情報である平成27年度国勢調査の従業地、通学地による人口就業状態等集計によりますと、本市において、15歳以上の他市町村へ働きに出ている主な市町村と就業者数は、県内では芦北町が360名と最も多く、次いで津奈木町の240名、八代市の117名、熊本市48名となっております。また、県外では、出水市が511名、次に伊佐市で50名、阿久根市31名、薩摩川内市13名の順となっております。

次に、誘致企業、地元企業の双方に対し、人材育成、人材確保の面からの対策が必要と考えるかがかとの御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、人材育成、人材確保については重要な課題であると認識しております。本市における現在までの対応としては、真野議員の御質問でもお答えしましたとおり、水俣芦北圏域の3つの公立高校が実施する地場企業の紹介イベント「しごと発見塾」を支援するほか、今年度からは、移住定住促進のための補助金や住宅取得補助金、奨学金返還支援制度、さらには従業員の賃金上昇や待遇改善につながる事業収益の増加を図るため、地場企業の新市場開拓を後押しする市場開拓チャレンジ支援補助金など、働き手の確保につながるような支援策を展開しております。

また、社会変化に伴い、企業における人材ニーズも変化しておりますので、日頃から企業支援員を中心に企業訪問を行いながら、情報の把握に努め、今後どのような支援が必要か、さらに検討してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございました。

それでは、3回目の質問に入ります。

本市では、平成14年に企業立地条例を施行し、平成24年には、地場企業に対する地場企業新産業・雇用創出促進補助金を創設し、地場企業への支援についても強化が図られました。このように本市においても、企業誘致や産業振興に係る支援メニューは一通りそろっております。さらに新たな産業用地の確保も進んでおります。また、この2年の内には、この支援メニューを活用した新たな誘致企業案件が2件、地元企業の工場新設が1件実現しました。

近年、立て続けに企業立地や地場企業の新設が行われたのは喜ばしいことですが、今後もこの流れを継続していくには、現在の社会情勢に見合うような制度の見直しや内容の強化などの必要性について検討があるものと私は考えています。

そこで質問に入ります。

まず、企業誘致の方向性についてはどのように考えているのか。

次に、誘致企業立地促進補助、地場企業新産業・雇用創出促進補助、そのほかに何か支援はあるのか。

最後に、本市の産業団地と他市町村との有利性について、どのような点があるのか。

3回目は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、企業誘致の方向性についてどのように考えているかとの御質問にお答えします。

本市の企業誘致の方向性については、エコタウン企業群をはじめ、近年、立地いただいた工場設備をリユース販売する株式会社アスカインデックスや生分解性プラスチック原料を製造する株式会社アミカテラ、株式会社バイオマスレジン熊本のように、市がこれまで築き上げた環境モデル都市、そしてSDGs未来都市の名にふさわしい企業をはじめ、様々な業態の企業を誘致してまいりたいと考えております。

また、昨年度に市内全域での整備が完了しました光回線は、企業誘致においては非常に重要なメリットですので、この環境を生かした企業誘致施策も進めたいと考えております。

次に、誘致企業立地促進補助金、地場企業新産業・雇用創出促進補助金のほかに支援はあるのかとの御質問にお答えします。

本市の企業誘致等に関する支援としましては、御質問の補助金のほかに、一定額以上の設備投資を行った企業に対して最大3年間の固定資産税を免除する制度や、設備投資を行い、かつ新規の地元雇用を中小企業では5名以上、それ以外の企業では10名以上、1年以上継続した場合に、1人当たり10万円、上限300万円を交付する雇用奨励金制度があります。

次に、本市の産業団地と他市町村の有利性を比較した場合、どのような点で有利性があるのかとの御質問にお答えします。

本市の産業団地は既に完売しておりますので、現在、産業団地を拡張するために、水俣側河口臨海部の埋立てを進めております。将来的には、道路も整備されますので、交通アクセスのよさや住宅地から離れているところが有利な点であると考えます。

加えて、JNCを中心とした高い技術力を持った企業群があることも、本市の強みであると考えております。

これらの強みを生かし、さらに今後の誘致活動を通して、企業のニーズを把握し、他市町村の事例も参考にしながら、企業に選ばれるような施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、総合医療センターの医療提供体制の現状について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、総合医療センターの医療提供体制の現状について、順次お答えいたします。

まず、コロナ禍の中での人員体制について、新型コロナウイルス感染症患者に対応するための人員体制はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

当院は、芦北医療圏内で唯一の新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を提供する重点医療機関として、西5病棟をコロナ対応病棟に転換し、令和4年5月まで延べ447人の感染者の入院診療を行ってまいりました。しかしながら、看護師の募集人員数に対して応募者が下回ったことに加えて、育児休業者が増加しており、実働の看護師数は徐々に減少し看護師不足の状況にあります。

このようなことから、新型コロナの入院患者がいなくなった昨年6月に西5病棟を休床とし、西5病棟の看護師を他の病棟に再配置して対応いたしました。しかし、休床した直後の7月から始まった第5波、及び今年1月から始まった第6波に対応するため、その都度、休床としていた西5病棟をコロナ病棟として再稼働させ、他の病棟からコロナ病棟に看護師を配置し対応しております。

最近の状況としましては、先月以降、水俣保健所管内で多くの陽性者が発生し、さらにクラスターも発生していた状況の中で、当院のスタッフの中からも陽性者や濃厚接触者が出ており、人員配置に苦慮しているところです。

また、一昨年の年末から開設している発熱外来では、陽性者の増加に伴い、受診や問合せが増加しており、職員に負担がかかっている状況となっております。

このようなことから、緊急性に配慮した上で、新規入院の制限や早期の退院・転院調整、手術の延期を行うことで看護師不足に対応しております。

次に、ICT医療推進センターについて、新設されたICT医療推進センターの役割は何かと

の御質問にお答えいたします。

昨年度、水俣市で実施したオンライン連携診療の実証事業により、医療現場においてICT技術が医療アクセスの課題解決や医療、介護職の身体的及び時間的負担の軽減、多職種連携による医療の効率化、質の向上など、導入による新しい社会的効果が示されたところであります。

今年度新設したICT医療推進センターでは、実証事業の効果を踏まえ、オンライン診療をはじめとする医療、介護分野へのICTの導入を促進させること及び医療水準の維持、業務の効率化、労働環境の改善など、様々な医療環境問題の解決のため、ICTを活用した取組を行っているところでございます。

次に、現在取り組んでいる事業はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

現在取り組んでいる主な事業としましては、久木野診療所における遠隔聴診対応ビデオチャットシステムを活用したオンライン診療、在宅や介護施設等の移動困難者、僻地離島などの移動困難者を対象としたオンライン診療、地域の医療機関や施設間におけるICTを活用した医師同士の連携や看護師同士の連携による診療支援及び看護支援、新型コロナウイルスの感染防止及び医師、看護師の負担軽減、業務の効率化を目的とした発熱外来や救急外来におけるタブレット問診システムの導入、コロナ禍による面会制限に対応するためのタブレット端末によるオンライン面会、患者家族への説明や他施設の医療スタッフとの退院調整会議等のオンライン化などが、現在取り組んでいる主な事業でございます。

このようなICTを活用した取組により、近隣医療機関や施設との連携が充実し、地域住民へのメリットにもつながっていくものと考えております。

また、このような他の地域の病院に先駆けた取組は、当院で働く医師のキャリアアップにもつながる効果があり、医師確保に寄与すると考えております。

次に、更新機器について、今年度、取得予定となっているX線CT装置はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

現在のX線CT装置は、平成22年に導入したものであり、これまで、医療の進歩に追随するため、3度のバージョンアップを行い利用してまいりました。バージョンアップは実施してきましたが、本体の耐用年数はゆうに超過しており、経年劣化に伴う故障頻度の増加が予想されたため、今年度予算を計上し、高性能なCTに更新することといたしました。今回の更新は12年ぶりに行うもので、現在のものに比べ、よりクオリティーの高い画像を得ることが可能となるほか、被曝線量の低減が可能となり、患者及び医療従事者にとって、より負担の少ない検査が可能となると考えております。

また、精度が上がることで、例えば、これまでCTでは分からずMRI撮影が必要であった圧迫骨折が今回の新しいCTで分かるなど患者さんのメリットは大いにあると考えております。

ＣＴ検査は、レントゲンでの検査結果を踏まえ、より精査を必要とする場合に実施しており、昨年度は9,588件の検査を実施しております。今回の最新のＣＴの導入により、より高度で安全・安心な医療を提供することが可能となり、水俣・芦北地域の医療の質の向上が図れるものと考えております。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、人員不足の中、現場にかなり負担がかかっているとの答弁でしたが、このような状況が続くことで、今後どのような問題が考えられるかお尋ねします。

次に、問題解決に当たり、県の地域医療構想に基づき、人口減少の中で、総合医療センターの規模や効率化を進める中長期計画の策定が必要と考えるのがいかがかお尋ねします。

次に、医療介護分野のＩＣＴ導入の促進における今後の課題は何かお尋ねします。

次に今回、最新の高性能ＣＴを導入するのであれば、市民の皆さんに知ってもらうために、ぜひ積極的に広報したほうがよいと思いますがいかがかお尋ねします。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 田口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

人員不足の問題でございますが、現在、水俣市を含む芦北医療圏内で発生したコロナ陽性患者で入院が必要となった場合は、当院にある20床の対応病床に受入れしているところですが、看護師が不足してくると、病床に空きがあったとしても、受入れができなくなることが考えられます。

また、職員への過負担の状況が続くことでメンタル不調者が出てきて、さらに人員不足となってしまうことも考えられますので、先ほど答弁しましたように、緊急性に配慮した上で一般病棟への新規入院の制限、早期の退院、定員調整、手術の延期などを行い、過負担の状況にならないよう配慮していきたいと考えております。

次に、地域医療構想に対する医療センターの中長期計画でございますが、現在、総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院経営強化プランの策定が求められており、当院におきましても、人口減少や少子高齢化といった地域の状況を踏まえた上で、当該プランを策定する必要があります。

住民にとりましては、24時間365日の救急医療体制の維持と質の高い高度医療の提供は、安心してこの地域に住むために大変重要なことであると思っておりますので、病棟の再編、必要な医療スタッフの確保、医療技術のスキルアップ、医師の働き方改革への対応、ＩＣＴによる他の病院と

の連携強化、最新医療機器の導入などに取り組み、病院機能の維持強化を図りたいと考えております。

また、当院は県境に位置しており、約2割の患者が鹿児島県から来院されていることから、引き続き県境を越えた医療連携を進めていくことも重要です。

このようなことを念頭に、患者に選んでいただける病院を目指して、当該プランを策定することとしております。

次に、医療介護分野のICT導入の促進でございますが、その課題は、現在取り組んでいる事業の中で、各医療機関、施設から利便性がよく、今後もぜひ使っていきたいと高い評価をいただいているところではあります。しかし、これを地域全体に広げていくためには、各医療機関、施設に対して、オンライン連携の操作方法や利便性についての周知が必要となりますし、また、各医療機関、施設において、オンラインで連携するために必要なタブレット端末等の機器を整備する必要があり、そのための財源が課題であると考えております。

次に、CTの広報でございますが、御意見ありがとうございます。

ホームページや院内掲示、広報紙などで、これは積極的に広報してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、3回目入ります。

人員不足の中、新型コロナ対応に苦慮されている状況がよく分かりました。地域唯一の基幹病院であり、地域住民の命を守るために重要な病院であります。そこで働くスタッフが疲弊しないように引き続き働きやすい職場環境の提供に御尽力いただきたいと思います。これは要望です。

最後になりますが、今回医療センターの医療供給体制の現状について質問してまいりましたが、地域医療全般に対しても、地域住民の安心・安全の観点から思うことはたくさんあります。

高齢化に伴う医療と福祉の包括ケアシステムの構築の現状であったり、市民の皆様の医療体制の向上に関わる熊本メディカルネットワークの現状などあります。

そして、人口減少、高齢化の本市において、デジタルシティを生かしたビッグデータの活用、独居老人の健康チェックや安否確認にもつながるであろうスマートトイレの活用など、地域住民の安心・安全のために地域医療体制の構築をしていただきますよう要望しまして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時40分 休憩

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

アジサイの花が美しい季節となってきました。新型コロナの感染が収まらない中ですが、水俣市も徐々にイベントなどが開催されるようになり、市民の皆さんも元気を取り戻しつつあると感じております。

5月には、恋龍祭が開催され、花火など、子どもや若い人たちも喜んでおられました。ただ、昼間に低空飛行する戦闘機については、市民から、疑問の声が聞こえてきました。赤ちゃんが怖がりしました。戦闘機は、他国を攻撃するためのものではないんですか、祭りに戦闘機は、という声がありました。自衛隊には感謝しているけれども、税金の無駄遣いではないんでしょうか、そのような声もありました。

そんな中、6月11日に市民の尽力により2年間も延びていた沖縄音楽祭が開催されました。沖縄は15%を占める基地、復帰してからも続く戦闘機などによる爆音、基地から流れ出る廃水による健康被害、その現状が変わらず続いている、沖縄の人々の喜び、悲しみ、苦しみの歌や、エイサー踊りは、心にしみるものがありました。

岸田内閣は、この先5年間の軍事費拡大を国民に呼びかけました。ウクライナへの進攻が、国際秩序を変えたという理由ですが、私は、軍拡に走る前に冷静になって、近隣の国々と共存できることを今だからこそ考える必要がある。国民の命と暮らしを守る、そのことが最も大切なことであると思い、以下、質問に入ります。

大項目1、水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策について。

- ①、市民や子どもたちへのマスクの使用については、どのように指導するのか。
- ②、子どもたちへのコロナワクチン接種については、保護者から不安の声もあるが、どのような対応をしているか。
- ③、現在、コロナワクチン接種後の後遺症の対応として調査委員会があるとのことであるが、どのようなメンバーで構成され、現状はどのようなようであるか。
- ④、全国の医者がコロナワクチンの接種後の死亡者、重篤者を厚労省に報告しているが、その数を把握しているか。

大項目2、水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病「健康調査」の実施について。

- ①、本年3月8日、最高裁判所において水俣病被害者互助会国家賠償請求訴訟に判決を下したが、原告はどのような理由で提訴したのか。

②、本年3月30日、熊本地方裁判所において、水俣病被害者互助会の義務づけ訴訟の判決が下りた。その内容はどのようなものであったか。

③、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条では、健康調査について、どのように述べているか。

④、水俣市は、これまで水俣病の健康調査にどのように関わってきたのか。

次に、森林を活用したまちづくりについて、質問をします。

①、第6次水俣市総合計画では、森林の効果的活用について、どのように述べているか。

②、第3次水俣市環境基本計画では、森林の水源涵養機能の向上について、どのように取り組むと述べているか。

③、平成14年に作成された水俣市都市計画マスタープランでは山間地は、どのような土地利用方針となっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策については、福祉環境部長から、水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病健康調査の実施については私から、森林を活用したまちづくりについては副市長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策について、答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 初めに、水俣市の新型コロナウイルス感染症の対策について、順次お答えします。

まず、市民や子どもたちへのマスクの使用についてはどのように指導するののかとの御質問にお答えします。

マスク着用は従前から、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策として重要とされており、本市におきましても、市民の皆様に対し、ホームページや市の広報、防災行政無線などで、マスクの正しい着用についてお願いしています。

小中学校における児童生徒へのマスクの使用については、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、5月24日付で、文部科学省から学校生活における児童生徒等のマスクの着用について通知がなされましたので、この内容を各小中学校に周知し、こ

れから夏季を迎えるに当たり、熱中症対策等を講じた上で、基本的な感染対策を徹底するよう指導しております。

この中で、マスクの着用が必要ない場面として、十分な身体的距離が確保できる場合、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等で行われる体育の授業、十分な距離を確保し、会話を控えた登下校などが挙げられております。また、気温、湿度や暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すよう求めています。そのほか、運動部活動については、体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要であるとされています。

なお、これらの例は、児童生徒等のマスク着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては、適切な配慮を行うよう、併せて指導しております。

次に、子どもたちへのコロナワクチン接種については、保護者から不安の声もあるがどのような対応をしているかとの御質問にお答えをいたします。

子どもたちへのコロナワクチン接種については、保護者の方の意思に基づいて御判断いただくこととなります。副反応に関する不安の声があることも承知しており、接種案内の際には、感染症予防の効果と副反応のリスク双方についての情報や相談先などについての資料を送付し、正しい知識を持っていただいた上で御判断いただくよう努めております。御相談があった場合は、効果や副反応と共に、接種は強制ではなく、本人の希望により行われること、特に16歳未満については保護者の同意があった場合のみ接種が行われることなどを丁寧に説明し、対応してまいります。

次に、現在、コロナワクチン接種後の後遺症の対応として調査委員会があるとのことであるが、どのようなメンバーで構成され、現状はどのようなものであるかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に限らず、予防接種法に基づく予防接種を受けられた方に健康被害が生じた場合、国の予防接種健康被害救済制度があります。議員御質問の調査委員会は、正式名称を水俣市予防接種健康被害調査委員会と言い、本制度の申請窓口である市に健康被害救済申請があった場合に、調査等を行う目的で設置するものです。調査結果は、熊本県を通じて国に報告され、国が設置する疾病・障害認定審査会での審議結果を基に、厚生労働大臣が最終的に認定を行うこととなります。水俣市予防接種健康被害調査委員会の構成委員は、公衆衛生や地域医療の有識者、その分野の専門医や行政職員で構成されています。直近では、令和3年度に1回開催しています。

次に、全国の医者がコロナワクチンの接種後の死亡者、重篤者を厚労省に報告しているが、その数を把握しているかとの御質問について、お答えいたします。

予防接種法に基づき、医師等から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて厚生労働省に報告されたコロナワクチンの副反応疑い報告については、厚生労働省のホームページ上に掲載されています。直近のデータによれば、予防接種との因果関係が不明な事象も含め、本年2月17日以降、全国で重篤報告数が7,147件、死亡報告数が1,301件となっています。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので2回目の質問をいたします。

子どもたちへのマスク使用については、国内各地で議論が始まっています。特に、東京都内の医師会は感染が3年目となる中、マスクで表情が読み取りづらい、けんかが増えるといった発達への影響も指摘しています。一方、抗原検査とセットでマスクを外すところも出ています。独自の取り組みが出てきています。

コロナ禍が子どもの脳と心に及ぼす影響、マスク社会のリスクの懸念があると小池百合子都知事は国に対し、統一的な見解を求めました。そのような中、令和4年3月に東京都小平市議会の本会議において、次のような内容の請願が全会一致で採択となっています。

この請願については、水俣の親子の心地よい暮らし研究所の水俣支部のメンバーが市長にも参考に資料を持っていかれたということです。

その中で、身体的、精神的及び発達上の問題でマスクを着用できない児童生徒がいること、また、常時マスクをすることに対し、不安や不快、不調を感じ、学校生活に支障を来している児童生徒がいること、そのことを保護者に対し周知し、児童生徒、保護者の意思を尊重し、差別や圧力がないよう指導してほしいという内容でありました。これは、市のガイドラインで各学校などにも周知してほしいという、そのような要望の内容でございました。

ここで、水俣市のほうに質問をしたいと思います。

マスクやその他の問題も含め、子どもたちのそれぞれの事情、意見を聞くような機会か、またはアンケートを取るなどができないか、これが質問の1番です。

次に、新型コロナワクチンによる後遺症の対応をお聞きしました。

全国の接種後の死亡者については、3日前、もうちょっと前だったと思いますが、厚労省に電話をして数字が変わるもんですから、現在何名かということをお聞きしました。現在、医者の方から報告があって、コロナのワクチンの後遺症ではないかと思われる人が1,773名死亡されているということでした。後遺症については様々な報告がございしますが、ここでは、水俣市在住の私が直接お聞きした重篤例だけを報告します。

年齢80歳、3回目接種の次の日から微熱が1週間続きました。その後、症状が悪化、全身の倦怠感と痛みでこのまま死ぬかもしれないと思った。その後、病院に入院し、一度は退院したが、家にいても改善せず、現在再入院中です。接種前まではデイに出かけたり、お元気だったそうで

す。この事例については、知り合いでもありましたので、いきいき健康課に相談をし、何とか第三者機関に申請するという事はできないかというような相談をしたという経緯がございました。

次に、70代前後の方で、2回目接種後、40度という高熱が10日も続きました。その時点でちょっともう命が危ないのではないかと思いましたが、何とか熱が収まり、結局一月仕事を休み、今は何とか回復の方向に向かっている。この2名は今のところ重篤者にはカウントされない人です。裾野は多分もっと広いはずだと私は思っています。

ここで質問をいたします。

ワクチンを打った人に対して、ワクチンを打った後の追跡調査が必要であると思うが、今後、健康観察の用紙を渡すなり対応ができないかということをお尋ねします。

これが質問の2番目です。

さて、さらに問題は、子どもへのワクチン接種です。

医療機関に接種後の健康調査について同じようなことを依頼できないかということを質問の3番にします。

そして、新型コロナワクチンは、前提として、一部の臨床試験は終わっておらず、長期・短期についても副作用については臨床試験中であるということ、ワクチン接種が始まる前、全国の有志の医師が厚労省に要望書を提出しています。

その上で、新型コロナに感染した10代のうち亡くなったのは、交通事故などの原因がありますが3人でした。重症者は12人ですね。そして、ワクチン接種によって死亡した人は5人、重篤者は341人でした。この数字から見ても、子どもたちへのワクチン接種の懸念があると言えます。

そこでお尋ねします。

大阪府泉大津市では、市長のメッセージとして、どのように小児へのワクチンを判断してほしいと言っているのか。ちなみにこの資料については、高岡市長にも届けられていると思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

質問は4つです。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問の1点目については私からお答えいたします。

マスクや日常の感染対策について、保護者から事情や意見を聞く機会を持ってもらえないか、またアンケートなどを取ってもらえないかというような御質問でございました。

コロナ禍の中、長期に及ぶマスク生活により、児童生徒がそれぞれの思いで受け止め、保護者が様々な御意見や不安感を持たれることもあると考えており、そういった声をお聞きすることは

大切であると考えております。

市としましては、児童生徒が安全・安心な環境の中で学びを継続できることが重要であるため、文部科学省の衛生管理マニュアルや通知に沿った指導により感染対策を図っており、保護者にもメールや保健だより等でマスクの着用をはじめとする感染対策について情報共有を行っているところです。

そうした取組の中で、児童生徒や保護者の様々な御事情や御意見については、各小中学校において、必要に応じてお話を伺っており、個別の対応が必要な場合は、その都度十分配慮し対応しておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 2つ目の御質問でございます。

専用の用紙、記録をするための用紙を配布することはいかがかという御質問でございました。

ワクチン接種後の体調変化に気を配ることは大切なことですが、副反応の経過などを記録するための用紙を行政から配布することについては考えておりません。

接種後、体調に不安がある場合は、まずはかかりつけ医等に御相談をいただいて、医師の指示等があれば、それに従っていただければと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 大阪府の泉大津市の市長の呼びかけがどういうものかということですが、これは、初回接種を希望されるお子さんと保護者の方へのメッセージといたしまして、ワクチン接種は強制でないこと、接種を希望しない方に対し接種の強要、同調圧力をかけないこと、差別することなど決してあってはならないこと、予防接種を受ける方は予防接種による効果と副反応のリスク、流行している新型コロナウイルスの特徴を確認の上、自らの意思で接種をすることなどの基本的な考えのほかに、基礎疾患のある子どもにおいても、ワクチン接種による重症化を防ぐことが期待されている、主治医と保護者との間で、接種後の体調管理を事前に相談することが望ましいこと、現在、オミクロン株に対し、小児への接種の安全性やワクチンの効果などに関する十分な情報やデータがそろっていないため、予防接種法の努力義務の規定は適用されていないこと、またこれまでの感染で、若年層での重症化や死亡はほとんど起こっていないことや、若年層における副反応疑いの報告なども参考に極めて慎重に判断することが求められているというふうに呼びかけておられます。

本市におきましても国の指針に従いまして適切に対応していきたいと思っています。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

マスクのことですけれども、夏季における着用というのは、子どもたちへの健康の懸念が大変大きいと思っています。心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇します。全国でも体調を崩す理由の1つになったという事例があります。

子どもたちへは、それぞれの体調、精神的な面でも捉え方が違うことを伝え、マスクを外す場面があっても認め合う心の行き交う対応をお願いしたいと思います。

さらに、学校での感染対策として、給食時間の黙食ということがありますが、感染対策が必要とは思いますが、例えば全国の学校では、机を景色の見える方向に置いたり、音楽などを聞いたり、楽しむ方向を考えているところもあります。そしてまた、既に宮崎の高校では、黙食を見直す方向にあるということも聞きました。

そこで質問いたします。

水俣市もこのようなことを考慮していただきたいと思うのですが、今現在の水俣市の学校においてはどのような現状か、また今後どのようになると思うか、お尋ねしたいと思います。

これが質問の1番です。

次に、ワクチン接種についての情報ですが、全国の有志の医師の会で要望書を提出しています。5歳から11歳へのワクチン接種について、副反応情報などの周知徹底を求める要望書であります。この要望書、全部読みたいんですけども、割愛します。

少なからず、ワクチンによる死亡、重篤者が発生する。よって、1、すぐに接種を中止すること、2、保護者が小児接種の判断となる接種後の死亡例、重篤な副反応事例について直ちに周知徹底すること、3、接種現場においても、医師によりインフォームドコンセントを徹底されるようにすることなどを藤澤明德さん名で全国の自治体に発送したとあります。

先ほど、南出市長のメッセージについて答弁をいただきました。

そこで最後に、市長にお尋ねをします。

コロナワクチンについては、あくまで国は努力義務であることも規定はしていません。しかしながら、接種を進める行政に責任が全くないわけではないと思います。できるだけ多くの情報を保護者に提供し、子どもたちへの接種の判断とできるようにお願いしたいと思います。

子どもたちを失うことは、親にとっても身を引き裂かれるようなことであり、子どもにとっても将来がかかっていると思うからです。

これが2番目の質問です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の3回目の御質問のうち、私からは1点目についてお答えをいたします。

給食時の黙食について見直しがなされたところもあるということですが、水俣市は現在

どのような指導をしているのか、また、今後はどのようにになっていくと思うのかとの御質問でした。

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染リスクが高い活動でもあります。本市の小中学校の給食においては、文部科学省の衛生管理マニュアルにあるとおり、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底するとともに、食事の際には飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、指導しております。

なお、今後の方向性については、現時点での予想は困難であると考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 子どもたちの健やかな成長は、私を含め、誰しものが願っていることであります。そのために子どもたちが新型コロナウイルス感染症で苦しむことがないようにワクチン接種の機会を設けております。

一方で、ワクチン接種には副反応のリスクが伴いますので、保護者の皆様には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただく上で、接種をする、しないの判断をしていただくことが重要との考えに変わりはありません。

引き続き、保護者の皆様に正しい知識を持っていただけるよう、今後も情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病「健康調査」の実施について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣市の水俣病被害者の現状と今後の水俣病「健康調査」の実施について、順次お答えします。

まず、本年3月8日、最高裁判所において、水俣病被害者互助会国家賠償請求訴訟に判決を下しましたが、原告はどのような理由で提訴したのかとの御質問にお答えします。

水俣市は、訴訟当事者ではないので、お答えすべき立場ではございませんが、本件は、原告らがメチル水銀化合物を含む排水を排出したとして、被告会社に対し、不法行為に基づき損害賠償を求め、国及び県に対し、水俣病の発生及び拡大を防止する義務を怠ったとして、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償を求め、被告らに謝罪広告を求めたものと伺っております。

次に、本年3月30日、熊本地方裁判所において、水俣病被害者互助会の義務づけ訴訟の判決が下りた。その内容はどのようなものであったのかとの御質問にお答えします。

こちらにつきましても、本市は訴訟当事者ではないので、お答えすべき立場ではございませんが、3月30日に熊本地方裁判所では、原告らが水俣病である旨の認定の義務づけを求める部分をいずれも却下する。そのほかの請求をいずれも棄却するとの判決が下りたと伺っております。

次に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条では、健康調査について、どのように述べているかとの御質問にお答えします。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条は、調査研究について規定されており、健康調査については第1項において、「政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む）の健康に係る調査研究、その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする」とあり、また第3項において「政府は、第1項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする」とあります。

次に、水俣市は、これまで水俣病の健康調査にどのように関わってきたかとの御質問にお答えいたします。

これまでの水俣病の健康調査としては、昭和46年から昭和49年にかけて熊本県が実施した健康調査がありますが、その際に水俣市職員も聞き取り調査などで協力しております。また、昭和50年に水俣市において久木野、葛渡、湯出などの住民に対してアンケート調査や検診などを行い、昭和51年から昭和56年にかけて全市民を対象として健康調査を実施しました。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので2回目の質問をいたします。

まずもって、水俣病の被害がどのようなものであったかは、不知火海に排出された水銀の量は想像を超えるものでありました。昭和25年頃から魚介類、鳥、猫、豚などに異変が。魚は海面に浮き出し、手で拾えるようになりました。海藻は枯れて育たなくなり、まさに死の海となり、魚が次々と浮かび上がり、カラスが空から落ちるという状況でありました。28年頃になると、陸上の豚や猫なども狂死、そして人間にもその被害が顕著になった。その悲惨は、胎児、小児、若者へと広がりました。ある漁村の古老の話では、若衆宿で一緒に寝ていた友人が、次の日の朝は亡くなるという経験があったとも聞いています。

さて、水俣病被害者互助会の国賠訴訟は、関西訴訟最高裁判決を受け、2007年10月に原告9名で提訴、国、熊本県の責任として、関西訴訟で認められた公共用水域の水質の保全に関する法律と工場排水などの規制に関する法律及び食品衛生法違反での責任で公健法並みの損害の補償を求めたものでした。

2004年には熊本地方裁判所で3人の原告に対して、一部損害賠償を認めましたが、今回の最高裁判所判決で大変残念であり、不当であると思うのは、水俣病を発症するほどの高濃度の暴露がなかったという点です。

原告は、水俣病発生地域に生まれ育ち、家族には水俣病認定患者もいる。症状は、他疾患によるものという判決は、これまでの水俣病の裁判の判決を変更するものであり、何より日々苦しむ被害者の思いを突き放すことであったと思います。

さらに、3月30日に熊本地方裁判所での判決についても、明らかに不当な判決と、原告は福岡高等裁判所に控訴しました。

先日、原告の方にお会いする中、何が一番残念ですかと言うと、自分たちの当時の暮らしや食べざるを得なかった状況を否定されることにやりきれない思いがあると語られました。

さて、市長に質問をします。

このような被害者の長年の苦痛に対し、水俣市長としてどのように思われるか、そのことをお尋ねしたいと思います。

次に、水俣病被害者を念頭に置いて、もやい直しのまちづくりを進めてきました。

市民の間にも、水俣病をめぐることでは、現在も様々な受け止め方があることを感じています。子どもたちが修学旅行先で県外・県内の人々の偏見や差別の言動を受けたということもあります。これらのことを解決するためには、どのようにすればよいか、どのような施策が必要と考えるのか、このことを、また市長にお尋ねしたいと思います。質問の2です。

次に、水俣病の健康調査についてです。

先ほど答弁をいただいた特措法の成立以来、12年がたちましたが進展がありません。令和元年には、水俣市議会に市民より健康調査を望む陳情書が出ており、厚生文教委員会では、岡山大学公衆衛生学の専門家の頼藤貴志先生をお呼びし、研修を行う、2回目は、国立水俣病研究センターで研究員の先生方からお話を伺いました。このとき、頼藤先生が言われたのは、水俣市で今の時点で健康調査をすることは大変重要なことである。国としての手法は、脳滋計とMRIを用いた臨床研究などが有効であるということで、調査の方法を模索中であるということでしたが、頼藤先生は、例えば、住民健康検診の折、項目を作り、調査をすることなども考えられるという見解も述べられました。

今後、水俣市としては、水俣病の健康調査はできないのか。また付け加えて、国の健康調査に協力ができるのかということ、質問の3でお聞きしたいと思います。

そこで、さらに質問します。

2022年、本年です、4月19日に水俣病の実態を明らかにする健康調査の実施を求めますということで、水俣病被害者9団体ほか、合計31団体及び個人で環境大臣に要望書を提出されています

が、その内容はどのようなことだったんでしょうか、把握していれば教えてください。

○議長（牧下恭之君） 休憩、暫時休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えをいたします。4点ございました。

まず、1点目の裁判の結果については私がお答えするのは差し控えたいというふうに思っております。

また、被害を受けられた方々に対して、どう思いを寄せるかということに関しましては、今までも様々な立場の方々の声について真摯に声を受け止めてきましたし、それぞれの関係者に伝えるように努めてまいりました。またこれからもそういった形で行っていきたいと考えております。

2点目は、もやい直し、こういったもので市民同士、または他県の人々へも水俣市民、そして被害者に差別がないようにするためにどのように取り組むかという御質問ですが、これからも水俣病問題の歴史と教訓、そして現在の水俣を発信し続けるために情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

3点目、今後、健康調査を市独自で考えているか、また、健康調査に対し、要望・協力ができるかという質問ですが、健康調査につきましては、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条に基づき、国が行うことになっており、そのためまず国において行っていただくことが肝要と考えております。現在、国において健康調査のための手法を開発中ということですので、その動向を注視してまいります。

また、調査の協力については、第37条第4項にも、関係地方公共団体は、第1項の研究調査に協力するものと定めておりますので、関係自治体である本市は調査に協力してまいる所存です。

それから、本年4月19日に水俣病の実態を明らかにする健康調査の実施を求める要望書が出されたが、内容はどうかという御質問です。

新聞報道等により、国に対し要望書を提出されたことに関しましては承知をしておりますが、その内容については承知をしておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

先週、広島市に連絡をいたしました。広島の議会事務局に連絡し、被爆による広島への差別、被害者への差別があったか、またそれをどのように克服されたかなどを市役所のどの課にお聞きすればよろしいでしょうかとお尋ねしますと、議会事務局長さん自らが対応してくださいました。

まず、原爆資料館には、年間180万人の方々が訪れるということでした。世界中からです。広島での市民への差別などについてお聞きすると、今ではそのようなことはあまり聞きません。広島の被爆はうつるとか、当初は心ないことを言われた人があったようだが、被爆の悲惨と事実を伝えること、多くの人たちに伝えていくことしか、これを解決する道はないと言われました。

水俣病の起こった経緯と、水俣病から学んだかけがえのない大切なことを発信し続けるまちとして、あり続けることが大切かと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか、これは質問の1番です。

次に健康調査のことです。

2010年施行の水俣病特措法での被害者手帳の対象は、通常のレベルを超えるメチル水銀の暴露、影響を受けた可能性のある人であって、四肢末梢優位、または乖離性の感覚障害のある人と定められています。水俣市の被害者手帳、一時金該当者は6,046人であり、水俣市に住む40歳以上の33.4%となりました。

その他、公健法における対象者、1995年の政治解決のときと合わせれば、40歳以上の半数余りが対象者となっているのではないかと思います。その上でも改めて健康調査が必要であると思います。

最後に、答弁いただいた水俣病の健康調査についてですが、過去、水俣市も行ったことがあるということですが、水俣市の特措法における水俣病対象地域外で、久木野67人、古里48人というように、被害者手帳の該当者がおられます。つまり、被害者が対象地域外でも存在するということがあります。被害者団体が健康調査を要望されるのは、これらの地域のことでありと私は考えています。

私は、水俣市として、できれば全域の健康調査、簡単な調査でいいと思いますので、ぜひ取り組んでいただけないかと思ひまして、これを最後の質問にします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、水俣病から学んだことを発信し続けることが大事だと思うが、どう思うかという御質問です。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、これからも水俣病問題の歴史と教訓、そして現在の

水俣を発信するため、情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の全市的な調査をしてはどうかという御質問でございます。特別措置法の対象地域につきましては、熊本地裁の和解所見や被害者団体の意見を踏まえながら、国・県等で決められておりますので、私が意見を申し上げる立場ではないと認識しております。

また、健康調査につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、国は健康調査の手法について開発中であるため、市としては今後も国の動きを注視し、必要に応じて国・県にも協力をしてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、森林を活用したまちづくりについて答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、森林を活用したまちづくりについて、順次お答えします。

まず、第6次水俣市総合計画では、森林の効果的活用についてどのように述べているかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画の施策3「農林水産業の振興」の目指す姿で、森林経営の集約化により、適正な森林整備が行われ、公益的機能の維持、林業的利用の推進が図られていると述べております。

次に、第3次水俣市環境基本計画では、森林の水源涵養機能の向上について、どのように取り組むと述べているかとの御質問にお答えします。

第3次水俣市環境基本計画では、森林の水源涵養機能の向上について、森林経営管理システム、すなわち森林経営管理制度を活用し、森林の保全に努めること、事業者が森林経営計画を策定することなどを述べております。

次に、平成14年に作成された水俣市都市計画マスタープランでは、山間地は、どのような土地利用方針となっているのかとの御質問にお答えします。

本市の都市計画マスタープランでは、全体構想を7分野に分けて方針を示しており、その中の1つが「土地利用」となっております。土地利用の分野では、自然環境、住環境、交流・連携拠点とネットワークの3つの観点から、8つの目標を定めておりますが、そのうち山間地に関連のある目標としては、水源の森から海までの水循環を支える自然環境の保全・育成と、様々な自然要素が連携して適切な循環を可能とするネットワーク化の促進及び、少子高齢化に対応したまとまりのある集落の形成が該当すると思われまます。

その目標達成に向けた整備方針の中で、特に森林や山間地に焦点を当てたものとしましては、①、水源の森としての森林環境の保全・育成、②、水系を守る保水力の高い農地の維持と水を汚

さない農業の推進、③、自然環境に配慮した河川・水路環境の創造、④、豊かな自然と多様な生物の生息環境を育む動植物の生息・移動の回廊空間の創造、⑤、農地や森林などの自然環境と共生しながら住み続けられる住宅基盤の整ったまとまりのあるコンパクトな集落の形成の5項目を掲げております。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので2回目の質問をいたします。

今、水俣の山間地に入ると、見るからに皆伐が進んでおります。間伐もままならない状況がある。それを言うと、今は歴史的に木材を搬出する植え変わりの時期だという答えが返ってきます。しかし、このままでよいのか、疑問に思っています。ここでは、山間地に新たに人を呼ぶ施策、持続可能な森林経営ということで、今後、研究模索をしていただけないかと思い、提案をしたいと思っております。

それは、自伐型林業です。昨年水俣で、自伐型林業推進協会の代表中島建造さんからお話を伺う機会がありました。この方は、時を同じくして、NHKのクローズアップ現代にも出演されました。大きな反響を呼びました。

自伐型林業とは、山林所有の有無、あるいは、規模にこだわらずに、森林の経営や管理、施策を自らが行う、自立・自営型の林業、しかも採算性があり、環境保全も両立できるとされています。限られた森林が所在する地域で暮らし、その地域を継続管理し、持続的に収入を得ていく、全国で今、広がっており、54の自治体が支援、NPOの会員も2,500人になっています。

昨年、私は出水の山間地で、その自伐型林業をしている若者3名にお会いすることがありました。今、何より山に人が入ること、その地域に人が住み着くということが山間地の活性化につながると私は考えます。

まずは、自伐型林業の勉強会などができないかと思いますが、市としてはどのように思うか、これが質問の1番です。

次に、森林を活用したまちづくりということは、久木野の沢畑館長の本を読み返し、改めて久木野地域での村づくりを実践していると感じました。

照葉樹林の保全、棚田の保全、有機農産物の栽培、棚田米、特に家庭料理の持ち寄りなどは、誰をも主人公にでき、誰をも笑顔にする、それをヒントに、袋のほうでも家庭料理の集まりをしたことがありました。

また、17年前に書かれたこの本の中で、水俣の人々の意識の高さを持ったのは、京都議定書の会議を前に寄る会や市の職員がカンパして、自分を会議に送り込んでくれたという記述があります。水俣市のその当時からのレベルの高さに感心しました。

つまり、森林や棚田が地球温暖化に寄与する、森林の持つ有益性を既に市民が感じていたとい

うことだと思えます。この有益性を発信できるまちとしてもっと磨きをかけていく必要があります。

頭石生活博物館もその1つと思えますが、その土地を守っていくということを有益と考え、そこにテーマ性も加え、そして一村一品、人が入れる場所として再考する必要があると思えますが、これについてどのように思われるか質問をいたします。

次に、平成14年に作成された水俣市都市計画マスタープランにおいては、そのほとんどが山林環境保全ゾーン、農業開発保全ゾーン、自然公園地域などとなっています。

第6次総合計画では、森林整備に力を入れる環境基本計画においては、総じて人を山間地に入れていくという施策であると考えます。

しかし、森林を活用したまちづくりを考えると、再生可能エネルギーの発電所の設置の問題は、山間地の人々にとって大変危惧している問題です。現在、作成中ということではありますが、この平成14年度に作られたマスタープランとの整合性のあるものなのかどうか、私は検証が必要と思えますが、これについてどのように思われるか。

市民の命に関わる環境資源を守ることがまずもって優先されねばならないと思えますが、現在までのマスタープランと整合性があると思うかどうか見解をお聞かせください。

質問は3ついたしました。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。お尋ねは3点ございました。

まず1点目の自伐型林業につきまして、水俣市においても勉強の機会を設けないかという御質問にお答えします。

対象区画の木を全て切る皆伐ではなく、一部を間引く間伐を長期にわたって繰り返す自伐型林業につきましては、熊本県が開設する熊本林業大学校において、自伐林家育成コースとして、自伐型林業者のほか、森林所有者や農家、U J I ターン者、これからの林業へ一歩踏み出したい人などを対象とした講座が行われております。

ほかにも、N P O 法人自伐型林業推進協会において、自伐型林業に関するフォーラムのオンライン配信なども行われており、これらに参加することで自伐型林業について学習することができます。

本市としましては、これらを林業に取り組みたい人などに紹介していきたいと思えますので、現在のところ、独自の学習の場を設けることについては考えておりません。

2点目が、森林のまち、新たなまちづくりについて再度取り組むことを考えないかという御質問でございました。

山間地では、人口減少のスピードが速く、地域コミュニティーを維持するための、1人当たりの負担が大きくなってきており、交流人口の拡大や農林業の振興などの村づくりに取り組まなければ、コミュニティーの維持が困難になると見込まれます。

こうした村づくりの取組は、地域の実情に合わせて、地域住民が自ら考えて進めていくことが重要と考えます。市といたしましては、地域における農林業をなりわいとする活動、環境保全活動、文化の継承など、地域住民が進める村づくりを引き続き支援してまいります。

3点目が、現在山間地で行われている再生エネルギー施設の建設などが見過ごせないので、現在の都市計画マスタープランとの整合性について検証が必要と思うが、どう考えるかというお尋ねでございました。

森林の皆伐や再生可能エネルギー施設の建設といった個別の事業活動によりもたらされた影響は、平成14年に策定した都市計画マスタープランの内容とは別の問題であり、整合性に係る検証は困難と考えております。

なお、議員御指摘の内容につきましては、次期、都市計画マスタープランの策定作業の中で参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

自伐型林業推進協会の中島建造さんの話では、2年前の球磨川水害、皆伐が進み、水があちこちから球磨川に流れ込んだと言われました。水俣の場合、山をずっと見て歩かれました。

山を見て回り思ったのは、湯の鶴の上流部が、皆伐が結構広がっていて、湯の鶴温泉で谷が狭くなっているのが、水が集まりやすく、水が集中してくるだろうと言われました。ただ、球磨川とはちょっと地質が硬度だというふうには言われました。いずれにしろ、これ以上の皆伐、どのような目的であれ、森林を伐採し続けるのは、災害につながる可能性があるとの指摘でした。

ここで再度質問ですが、森林を適正に管理し、しかも永続的に山間地に住んでもらうためには、自伐型林業を広めていくのが将来性があると思っています。

今、美里町、人吉、芦北でもこの取組がありまして、先日、芦北の町役場の方にお聞きをしたら、環境省のほうの今度法律も変わってきているので、自伐型林業を含めたフォーラムをやりたいというふうにおっしゃいまして、水俣市とも連携したいというふうにおっしゃっていました。改めて、ぜひ水俣も自伐型林業を進めていただけないかと思いますが、再度お伺いします。

それから、平成14年のマスタープランの中には、防災のまちづくりもあります。次の計画も市民の生活、環境を守ることを土台に、多くの市民から意見を聞いてほしいと思います。そのことを質問の最後にしたいと思います。

もう少し時間がありますので、紹介をします。質問は以上です。

都市計画の根幹となることは、そのまちの私は考え方ではないかと思っています。宮崎県綾町の郷田實元町長のことを申し上げます。綾町は、水俣も大きな影響を受けたところです。ごみ減量女性連絡会議でも現地を訪れました。

ある日、町長から巻き紙のような手紙が届き、それには戦後の森林伐採の波の中で、なぜ照葉樹林を残し、まちづくりを始めたかをこのように書かれていました。

自分はあなたのお父さんと同じ中国戦線に行き、5,000キロを行軍させられた。そのとき水がない、水が一滴も飲めないという経験をした。戦後、帰還してから山づくりがまちづくりだと思い、照葉樹林は一切切らせず、照葉樹林を生かしたまちづくりをした。照葉樹林文化館を造り、照葉樹観察のために大つり橋を作り、織物、染色、陶芸、それから有機農産物の販売もした。水にこだわった麦焼酎の工場も作った。もちろん生活スタイルにもこだわり、エコなまちとしても有名です。

そこで、最後に申し上げたいのは、山間地の在り方として学ぶべきことは、山間地だからこそ、安心・安全なものを作る。

先日、綾町のまちづくり推進課の人にお聞きしました。この間、移住者がそれほど増えてはいませんが、まちづくりで行っている生態系農業での実践を求めて移住してくる人が増えているというふうにおっしゃいました。水俣市も森と土と食を政策の根幹に置いたマスタープラン、それを実現していただきたいと思い、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

まず1点目の自伐型林業には、将来性があると考えるので、水俣でも進めてもらいたいというふうなお尋ねでした。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、本市といたしましては、自伐型林業については、今後関連する講座やオンライン配信等を紹介することとしており、取組が広がればありがたいというふうに考えております。

2点目が、都市計画マスタープランの策定に当たっては、多くの市民から意見を聞いてもらいたいという御質問でございました。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、市町村の創意工夫の下、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像など、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとなっておりますので、市民の皆様の御意見を伺いながら策定したいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明15日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時34分 散会

令和4年6月15日

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月15日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時16分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀨 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）	教育委員会教育課長 （設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

令和4年6月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 瀧上茂樹君 | 1 人口減少対策について |
| | 2 入札制度及び契約等について |
| | 3 職員の人事管理について |
| | 4 市議会議員の各種委員会への選任等について |
| 2 平岡朱君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について |
| | 3 豪雨災害への備えについて |
| | 4 恋龍祭に来た自衛隊戦闘機について |
| 3 杉迫一樹君 | 1 不妊治療の現状と支援等について |
| | 2 高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、瀧上茂樹議員に許します。

（瀧上茂樹君登壇）

○**渕上茂樹君** 皆さん、おはようございます。市政創造クラブの渕上茂樹です。

早速ですが、時間も限られておりますので、通告どおり質問をさせていただきます。

執行部の簡潔明瞭な答弁をお願いします。

1、人口減少対策について。

①、水俣市の人口は、令和4年3月末現在で2万2,995人と発表されているが、続いている人口減少の原因とその対策をどのように考えているのか。

②、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業（移住定住）の通勤支援について、市内に通勤している方の支援はどう考えているのか。市内に他市町村から通勤する人、また市外に通勤する人は何人いるのか。

③、水俣市の土地の価格が高いため、出水市に家を建てる方があると聞く。土地の価格の差が住宅建設に影響があると思うが、どのように捉えているのか。水俣市の人が出水市に年間何軒ほど住居として建設しているのか。

2、入札制度及び契約等について。

①、落札率が高止まりになっているようだが、近年の落札率はどうなっているのか。原因は何か。

②、入札参加資格や指名基準を地域内としている理由は何か。

③、予定価格の事前公表になった理由は何か、また事前公表のメリット・デメリットをどう捉えているのか。

3、職員の人事管理について。

①、人事管理に対する基本理念は何か。

②、人事異動の目的と考え方は何か。

③、人事評価の基準と方法は、どうなっているのか。

④、管理職への登用と昇進の基準は何か。

⑤、組織の変更が続いているが、変更の理由と部次長の廃止の意図は何か。

4、市議会議員の各種委員会への選任等について。

①、議員をどのような委員会へ選任などを行っているのか。

②、各種委員会に議員を選任などする理由は何か。

③、政策策定の諮問機関に委員として議員が参加することをどう捉えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○**議長（牧下恭之君）** 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 淵上議員の御質問に順次お答えします。

まず、人口減少対策については私から。入札制度及び契約等について、職員の人事管理については総務企画部長から、市議会議員の各種委員会の選任については副市長から、それぞれお答えします。

初めに、人口減少対策について、順次お答えします。

まず、水俣市の人口は、令和4年3月末現在で2万2,995人と発表されているが、続いている人口減少の原因と、その対策をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

人口減少には、自然減と社会減があります。自然減は、主に出生率の低下によるものです。社会減は、高校卒業に伴い、進学・就職のために市外へ多くの若者が転出することによるものと考えています。人口減少への対策については、減少スピードを少しでも抑制するための施策と、減少した人口に経済・社会を適応させていく施策の両面が必要となります。

減少スピードを少しでも抑制するための施策のうち、自然減への対策として、出産、子育て支援や、高齢者の健康づくりに取り組んでいます。

社会減への対策として、移住定住の促進や、昨日、田口議員への答弁で御紹介しました高校生を対象とした、しごと発見塾など、地元企業への就職促進に取り組んでいます。

減少した人口に経済・社会を適応させていく施策として、経済規模が小さくなっていく中で、市民の所得を維持・向上させるために「外貨を稼ぐ水俣」推進事業に取り組みます。

また、人口減少下にあっても、水俣で暮らしてよかったと思える生活環境を実現するために「選ばれる水俣」推進事業において医療のICT化などを進めます。

さらに、交流人口の拡大により、経済が潤い、市民の皆様に幸せを実感していただける「活力生まれる水俣」推進事業に取り組んでまいります。

次に、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業（移住定住）の通勤支援について、市内に通勤している方の支援はどう考えているのか。市内に他市町村から通勤する人、また市外に通勤する人は何人いるのかとの御質問にお答えします。

「外貨を稼ぐ水俣」（移住定住）推進事業は、水俣市外で稼いでいる個人に本市に転入してもらうことにより外貨を稼ぎ、本市の経済成長につなげることを目的とするものです。

本事業のうち通勤者支援は、本市に転入し、市外の企業等に通勤する方の通勤定額について、月額最大2万円を5年間補助するものです。

市外で稼いでいる人の水俣市への転入を促進することが政策目的なので、市外から本市に通勤している方を対象に追加する予定はありません。

また、平成27年国勢調査によると、市外から本市に通勤している方は2,751人、本市から市外に通勤している方は1,436人です。

次に、水俣市の土地の価格が高いため出水市に家を建てる方があると聞く。土地の価格の差が住宅建設に影響があると思うが、どのように捉えているのか。水俣市の人が出水市に年間何軒ほど住居として建設しているのかとの御質問にお答えします。

土地の価格は自由な商取引を通じて決定されるものであり、その価格の水準について行政として評価することは差し控えたいと考えております。住宅建設への影響としては、一般的に地価が高い地域では建蔽率や容積率の高い住宅が建設されるなど、土地の高度利用が進むものと考えられます。

なお、水俣市の人が出水市に年間何軒ほど住居を建設しているかについては、本市では把握しておりません。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 水俣市の人口については、令和4年3月末で2万2,995人となっており、毎年500人程度減少しておりますので、4年後には2万人を割り込んでしまうのではないかと心配しております。

我々が日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模の上に成り立っております。

ある市町村に一般病院が立地するためには、2万7,500人以上の人口規模が必要であるとする報告書もあります。

生活関連サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要なサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがあると思っております。

水俣市の人口は、国勢調査によりますと、昭和35年の4万8,342人から減少し始め、昭和40年4万5,577人、昭和45年3万8,109人となっております。4万人を割り込んだわけですが、この昭和40年から昭和45年への大きな減少が、その後の水俣の経済に大きな影響を及ぼしたと考えております。

6月の広報で、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業のことを、個人であれば、市外で働き、給与収入を得ている人に水俣に転入して水俣市民になってもらうこと、予算説明では、市民税等の財源確保と地域内消費の増加など、様々な効果が得られると説明されておりますが、この事業は、国・県の補助事業であります。

国・県の補助金などの事業については、短期的な政策のため、事業が長く続かないのではないかと、継続性に疑問を感じます。

「外貨を稼ぐ水俣」推進事業は、何年の期間限定の事業か。補助金等がなくなっても続けられるのかお尋ねします。

転入者は歓迎しますが、そこで生活するとなると、子どもの教育、医療、生活用品の購入などの生活環境が整ったまちに転出することや、子どもたちが大きくなって働く場所のことを考えると転出するのではないかと考えております。

移住定住には、今の市民の定住にも関係していると思っております。

水俣から他の市町村へ通勤する方たちや、ほかの市町村から通勤している方たち、また、水俣に暮らす方たちも定住に関係があります。

一次産業の方も二次産業の方も、また三次産業の方も、市長の言う外貨を稼ぐことに関係しておられます。

企業は人材確保のため、様々な努力をされております。他市町村からの人材確保や通勤手当の拡充、研修制度の拡充などをされているわけです。事業所にも目を向けていただきたいと思っております。

家を建てる時の話ですが、特に若い人は、水俣市は土地が高く、出水市が安いので出水市に建てた。出水市で探していると聞くわけです。

建蔽率や容積率は、言われるとおり、用途地域によって変わると思います。住居地域の話です。安いか高いかで、購入の動機となっております。

今、市内に居住する方を市外へ流出しないような手立ても必要かと思っております。市内の移動は、通勤時間が少なく済みますので、人口減少も幾分か進まないと思っております。この住居の問題には、やはり土地取得額と建設工事費用の価格の問題が大きいと思われませんが、建設工事費は遜色ありません。土地の単価、地価公示価格は大きく差が出ております。

空き家リフォームを含めて新たに家を建設する場合に、他市町村との地価の差を補助するような制度をつくる考えはないか、お尋ねします。

また、他市町村では、特に過疎化・高齢化率が高いところでは、空き家対策や、リフォームについて充実した事業で移住者を迎えておられます。

例えば、近隣の長島町では、水俣市と同じ危険空き家等解体撤去事業では、補助対象経費の8割を補助し、空き家改修(リフォーム)補助事業として、リフォームの3分の2補助で333万円を補助限度額とされております。

財源が厳しいと言われるのは分かっておりますが、国・県などの特定財源を原資にした「外貨を稼ぐ水俣」推進事業と同様に、市民に向けた取組をお願いしたいと思います。

人口減少対策は、喫緊の課題となっております。人口減少が市民生活や経済に及ぼす影響は多く、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

質問は、移住定住者向けの空き家解体費や住宅リフォームなどの補助率、また補助上限額を引き上げた制度をつくる考えはないか。お尋ねします。

以上、3点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、この「外貨を稼ぐ水俣」推進事業が期間限定なのか、また、補助金がなくなってもやるのかという御質問です。

この「外貨を稼ぐ水俣市」は、さきの私の市長選で市民の皆様方にお約束をした3つのビジョンの1つであり、重要な政策でございますので、国や県の補助金等の有無にかかわらず、このビジョンに基づく施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、事業内容については、毎年、効果を検証しつつ、必要な見直しを行いながら、よりよい施策となるよう努めてまいります。

2点目の、空き家リフォームを含めた新たな家を建築する場合、他市町村との地価の差を補助するような制度をつくる考えはないかという御質問です。

御提案の本市と他市町村の地価の差を埋める補助を行いますと、本市の高い地価が維持される結果となります。このため、施策の有効性という観点から、議員御提案の補助制度の実施は考えておりません。なお、本市では、市内における林業及び木材の振興並びに定住促進を目的として、市産材を構造材として8割以上使用をします住宅の新築・改築・増築を行う場合に、延べ床面積1平方メートル当たり5,000円、上限の50万円を補助する水俣市市産材利用促進事業補助金を実施しております。

3点目の移住定住者向けの空き家解体やリフォームの補助率または補助上限を引き上げる制度を考えるつもりはないかという御質問です。

移住定住者向けの空き家解体や住宅リフォーム等に対しまして、補助率または補助上限が高い補助制度を本市が有していないため、本市への移住定住が進まないという事実は承知をしておりませんので、議員御提案の補助制度の実施は考えておりません。

なお、本市では市内に転入し、市内に新築住宅または中古住宅を取得した方に対して最大70万円を交付する水俣市住居取得支援補助金を令和4年度より創設しております。また、移住定住者にかかわらず、市内の老朽化した危険な状態にある空き家につきましては、所有者による自発的な除却の促進を図る目的で、除却にかかる工事費の2分の1、上限50万円を補助する水俣市老朽危険空き家除却促進事業の補助金を実施しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

住みたくなるまち、魅力のあるまちに人は、移動・移住してしまいます。

地方の人口減少の1つに、都市部との賃金格差、これによる年金格差の問題があると言われております。私もそう思っております。

仕事があっても賃金が安いなどの理由により、高い賃金の都市部に流れてしまいます。

賃金のことは、働く者にとっては大きな問題です。賃金は、事業所ごとの収益で決定されることは分かっておりますが、働き手を確保できるように賃金を上げていかなければ、地方の存続はないと思います。

T S M Cの菊陽町進出に関するアンケートで、半数近くの企業が人材獲得競争の激化などで採用に影響が出るとの見方を示しております。

製造業の企業は、T S M Cが県内平均より高い賃金で募集していることから、待遇面で差があり対抗できない、賃金相場が上がるとの声も出ているようです。

この賃金ですが、T S M Cの子会社J A S Mは、大卒エンジニアの給与は月給28万円、県内大卒者の平均より約6万円高いようです。

6月12日、日曜日の熊日には、「製造業は、やはりT S M Cの県内進出に伴う人材流出を防ぐ狙いもあり、1万円前後の賃上げ」とのことを掲載されておりました。

市長が言われる、経済規模が小さくなっていく中で、市民の所得を維持・向上させるために「外貨を稼ぐ水俣」推進事業というところを、具体的にもう少しお聞きしたいと思っております。

市民の所得を増やすために、市は何ができるのかお尋ねします。

医療、職業、住居、教育の充実したまちづくりが、移住定住の重要な条件となっております。

先日、視察研修に伺いました町立病院に、お礼の電話をしましたときに、役場を定年された病院事業の管理者をされている方ですが、人口減少に伴い、町唯一の病院の患者減少・赤字経営が続いていることもあり、管理者の成り手がいないと申されておりました。

15歳から24歳の人口を考える上で住宅建設費、医療費、求人倍率等は重要であると、ある県は調査結果報告をしております。

若い人が将来の水俣を担っており、若い人が生き生きと安心して働けるまちづくりを期待して、さきの1点だけお尋ねし、この質問は終了します。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 所得を増やすために、市が何ができるのかという御質問でございました。

まず、先ほど答弁で申し上げましたとおり、市民の所得を増やすためには、「外貨を稼ぐ水俣」推進事業に現在取り組んでおります。市外で稼いでいる人が水俣市に転入をしてくれれば、市民全体の所得は増えます。その人が市内で消費をしたり、納税したりすることで、他の市民の所得にもつながると考えます。

また、市内の企業が市外に営業所や支店等を出して、市外で収益を稼ぎ、これが従業員の給料

などになることで、市民の所得が増えることにもつながるという考えです。

以上です。

○議長（牧下恭之君） ここで、暫時休憩をします。

午前9時52分 休憩

午前10時02分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、入札制度及び契約等について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、入札制度及び契約等について、順次お答えします。

まず、落札率が高止まりになっているようだが、近年の落札率はどうなっているのか、原因は何かとの御質問にお答えします。

近年の落札率については、建設工事及び測量・設計コンサルタントなどの落札率の幅は令和元年度が37.79%から99.92%、令和2年度が44.61%から99.92%、令和3年度が69.99%から100%となっており、落札率の平均は、令和元年度が95.31%、令和2年度が95.99%、令和3年度が96.89%となっております。

また、物品の製造・修理・購入、業務委託などの落札率の幅は令和元年度が27.04%から100%、令和2年度が37.11%から99.66%、令和3年度が24%から99.88%となっており、落札率の平均は、令和元年度が75.66%、令和2年度が83.29%、令和3年度が83.69%となっております。

落札率が高いとの御指摘については、他の自治体と比較するために、国が集計している令和2年度の建設工事に係る落札率を見ると、熊本県全市町村の平均97.0%に対して、本市は97.9%と、ほぼ同水準です。一般的に、地方は大都市と比べて価格競争力のある大企業が少ないため、落札率が高くなる傾向があることを踏まえれば、本市の落札率はほかと比べて著しく高いというわけではないと考えます。

次に、入札参加資格や指名基準を地域内としている事由は何か、との御質問にお答えいたします。

本市におきまして、入札参加資格に地域内という制限は設けておりません。指名基準については、一定の地域内に限るという一律の基準は設定しておらず、調達する物品やサービス、工事などの規模や性質に応じて、入札の都度、最も適切と判断される指名業者を設定しております。

次に、予定価格の事前公表になった理由は何か、また事前公表のメリット・デメリットをどう捉えているかとの御質問にお答えします。

本市は、平成12年10月1日に予定価格を事前公表としましたが、その主な理由は、契約手続の透明性を高めるためであると認識しております。

事前公表のメリットとしましては、入札事務の透明性が確保され、不正行為を抑止できるものと考えております。

また、デメリットとしましては、適切な積算を行わない建設業者が受注する事態が生じる懸念があることが指摘されておりますが、本市においては、建設工事などの入札に際して、工事内訳書の提出を義務づけ、適切な積算が行われていることを確認することにより、そのような弊害が生じないように努めております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 2回目の質問に入ります。

落札率の平均値はどうやって出すのか分からないのですが、落札率の平均値は、他市と比較して著しく高いというわけでないと言われております。ここ数年の入札結果を見ると、高額な建設工事ほど落札率は高くなっているように思いました。

入札・契約については自治体が支出を行う重要な行為でありますので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や、安かろう悪かろうの批判の下に品質管理法や改正独占禁止法が制定されたことで、一層厳格な業務を実施されると思っております。

1つ目の質問ですが、透明性の確保についてですが、公共工事の入札及び契約過程並びに契約内容の透明性の確保のための取組は何をしているのか。

次も、透明性の確保のことです。

公共工事入札契約適正化法第8条によれば、地方公共団体の長は入札者の商号・名称、入札金額、落札者の商号・名称、落札金額、入札参加資格、指名競争入札の指名者の商号・名称など、契約相手方の商号・名称、契約金額などを公表しなければならないとしております。

質問は、しなければならない公表の件ですが、公共工事入札契約適正化法第8条による公表は全部しているのか。していない項目があれば、その理由は何か。

国は、地域の業者の活用により、円滑・効率的な業務が期待できる業務を対象に地域の中小・中堅企業の育成や経営の安定化などを図る観点から、地域の事業者を参加資格や指名基準とすることも許していたと思います。このことは、議員の間でも、事業者の経営や地元経済への影響を考えると、よい政策と思っておりました。

しかしながら、先ほどの答弁では、水俣市においては、入札参加資格や指名基準に地域内という制限を設けていないとあったが、水俣市においては、市内の中小事業者への配慮も行われていないと承知しているのでしょうか。

市は、予定価格の事前公表で透明性の確保と不正行為の抑止をメリットとして考えておられま

すが、一方では、入札参加者の積算能力と見積り努力による適正な競争を阻害する可能性や入札談合の可能性が指摘されております。また、予定価格の公表の時期の見直しを、公共工事の入札及び契約の適正化法の推進において、平成26年10月に総務大臣、国土交通大臣の連名で通知されております。その後においては、全国的に予定価格を事前公表から事後公表に移行する自治体が増加傾向にあると聞きます。

事前公表の現在でも、入札書と入札見積書は同時に提出されているとお聞きしましたが、不要な疑いや指摘を受けないためにも、事後公表にすぐにも変更できるのではと思う次第です。

質問ですが、入札参加者の積算能力と見積り努力を尊重して、公正な競争の促進と不正行為の排除の徹底を目指した予定価格を事後公表に移行することはできないか。

また、多くの自治体では電子入札システムについて、行財政改革の1つとして検討・実施されております。電子入札は事務の効率化、競争性・透明性の向上、応札者の費用の低減、入札参加機会の拡大につながるという数多くのメリットがあるようです。

入札における透明性の確保、公正な競争の促進の観点からも導入の検討をすべきと思います。

質問は、多くの自治体は電子入札システムについて行財政改革の1つとして検討を実施されておりますが、水俣市も入札契約の透明性を図るため、電子入札システムの導入はできないか、以上5点を御質問します。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 渕上議員2回目の御質問にお答えいたします。

5点御質問あったと思います。

1点目は、公共工事の入札や契約の透明性の確保のための取組は何をしているのかという御質問でした。

お答えいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、発注見通しや入札経過、契約内容を公表するとともに、入札参加資格の格付基準や格付結果を公表するなどの取組を行い、透明性の確保を図っております。

2点目ですが、公共工事入札契約適正化法第8条による公表は全部しているのか。していない項目があれば、その理由は何かという御質問でした。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条においては、入札者及び落札者の称号または名称、入札金額、落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号または名称、その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項、契約の相手方の商号または名称、契約金額、その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項を公表することと規定されています。

本市におきましては、同法施行令に定める事項のうち、一般競争入札及び指名競争入札については、全ての項目について公表しておりますが、随意契約については、今回、議員の御指摘を機に調査したところ、公表が漏れている事項があることが判明しました。具体的には、予定価格250万円以上の公共工事について、随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由です。令和3年度は7件が該当し、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する、随意契約によることができる場合のうち、近傍地で実施している公共工事の仮設道路を供用できる場合など、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときが3件、競争入札に付し、入札者がいないとき、いわゆる入札不調に伴うものが2件、災害復旧工事について、緊急の必要により、競争入札に付すことができないものが1件、水俣市新庁舎建設に伴う市・県防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム設備移設工事について、対応できる業者が当該設備の設置業者のみであったため、その性質が競争入札に適しないものが1件でございます。その原因につきましても、当該法令に係る理解が不足していたためと考えております。大変申し訳ありませんでした。速やかに改善を行い、適切な公表を行ってまいります。

続きまして、3点目ですけれども、先ほどの入札の参加資格や指名基準について、市内の中小事業者への配慮はないのかと、そういう御質問でした。

先ほど御答弁しましたとおり、本市におきましては、入札参加資格や指名基準に地域内という制限を設けてはおりませんが、本市に事務所または事業所を有する中小企業については、水俣市中小企業振興基本条例に基づき、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、受注機会の増大に努めております。

なお、建設工事については、水俣市建設工事請負業者選定要綱の別表において、地理的条件として、本店、支店または営業所の所在地及び当該地域での工事实績などから見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模などに応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できているかどうかを総合的に勘案することと規定して運用しております。

続きまして、4点目ですけれども、予定価格について事後公表に移行することはできないかという御質問でした。

先ほど答弁でも述べましたとおり、事後公表と事前公表の双方にメリット・デメリットがありますので、今後必要性を研究してまいりたいと考えております。

5点目ですけれども、多くの自治体は電子入札システムを検討していると、水俣市でも導入できないかという御質問でした。

電子入札システムの導入については、市役所と事業者双方の事務の効率化につながる可能性がありますので、中小事業者のシステム投資の負担などにも配慮しつつ、必要性を調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

入札参加者は、正々堂々と入札を行っていると思いますので、市は、すべき業務を怠ることなく、透明性の高い入札業務となることをお願いします。

用地交渉に関してであります。市議会議員は、市民・地域からの要望などを市に伝えることも重要な役割、仕事の1つと考えておりますが、一方では、法令遵守は当然のことでもあります。

用地交渉についてですが、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律や、水俣市政治倫理条例と公共契約における議員の関与についてですが、質問は、水俣市は利害関係のない市議会議員の契約事務など、用地交渉にどこまで関与を認めるか。水俣市の用地交渉事務取扱などはあるのか。

以上、質問します。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 淵上議員3点目の御質問にお答えします。

御質問の利害関係のない市議会議員の契約事務など、用地交渉の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難ですが、いずれにしましても、水俣市の事務は市の職員または市が委託などした者が行っており、用地交渉を含め、契約に係る事務は地方自治法及び関係法令に基づいて行っています。

なお、用地交渉事務取扱などの用地交渉に関する事務マニュアルはありません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、職員の人事管理について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、職員の人事管理について順次お答えします。

まず、人事管理に対する基本理念は何かとの御質問にお答えします。

人事管理については、地方公務員法第1条に定めるとおり、行政の民主的かつ能率的な運営を保障することに資するべきと考えます。

次に、人事異動の目的と考え方は何かとの御質問にお答えします。

人事異動の目的は、その職にふさわしい人材を配置することで、能率的な行政運営に寄与することであると考えております。

次に、人事評価の基準と方法はどうかとの御質問にお答えします。

本市の人事評価は、水俣市職員人事評価実施要領及び水俣市人事評価実施マニュアルに従い、人事評価記録書を用いて行っているところであり、評価の基準としては、この人事評価記録書に記載している能力評価項目や、業績評価として職員各自が設定した目標を用いているところ

です。
評価の方法については、評価基準に対する自己申告、一次評価者による期首と期末の面談及び評価、二次評価者による評価により行っているところ

です。
次に、管理職への登用と昇進の基準は何かとの御質問にお答えします。

管理職への登用と昇進については、地方公務員法第15条に任用の根本基準として、職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと定められており、本市においても、人事評価の結果に基づいて、任用しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から実施しております。

次に、組織の変更が続いているが、変更の理由と部次長の廃止の意図は何かとの御質問にお答えします。

組織の変更については、当市の課題や市民のニーズの変化に臨機応変に対応し、能率的な行政運営ができるように実施しているところ

です。
部次長については、廃止はしておらず、本年度も新たな登用を行っております。

○議長（牧下恭之君） 洲上茂樹議員。

○洲上茂樹君 2回目の質問です。

第6次行財政改革大綱・実施計画では、組織機構・人事管理の強化をイの一番に掲げてあり、人事管理等の重要性を感じておられることが分かります。

職員の適正配置や人事評価の制度の適正運用などが異動に直接的に影響するのかと思います。

人事評価は、上司が部下を評価し、自己評価と照らし合わせ、助言などを行い、職員のモチベーションアップと職務遂行能力を向上させ、組織の活性化につながると思われますが、この評価項目が最善なのか、また、評価が公平・公正に行われているのかが重要であると思っております。

人事異動の目的は、その職にふさわしい人材を配置することで、能率的な行政運営に寄与することであると考えておりますとの答弁でしたが、近年の人事異動のことですが、畑違いや短期間の異動が目立つようです。

畑違いや、経験がない部署での勤務は人材育成と一言で言ってしまうかもしれませんが、本人も周囲も苦勞が絶えないと思っております。畑違いや短期間での人事異動は住民サービスの低下につながったりすると思っております。

近年の人事異動を見ると技術職の職員が事務職に就く、いわゆる畑違いや課長同士が入れ替

わったりする、短い期間で次から次へと異動する人たちが目立つが、その理由は何か。

経験がない部署への異動は、本人の年齢や将来を考え、希望する部署に直接配置しない場合もあるかと思うのですが、特に50歳を超え、また定年後となると、なかなか若いときのように業務意欲が湧かず、業務の低下や、組織の低下、ひいては住民サービスの低下を招くと思います。このような、経験のない係長や課長への対応についてですが、事務引継書は作成されていると思いますが、異動先の勤務経験がない係長、課長などは目の前の業務について不明なことに悩んだときの、業務の助言、説明をする担当者はいるのか。

60歳定年制の下で、定年後は再任用という制度と思いますが、職責は部長であった者が係長へとなるわけです。

3月31日まで部長、4月1日から係長となるわけですが、このときの気持ちの切替えは非常に厳しいものがあるのではないのでしょうか。モチベーションの低下やフラストレーションが蓄積されていき、生きがいや働きがいを見いだせない、感じられない毎日となっていると思いますので、人事異動のフォローアップが必要と思っております。

1つ目の質問は、60歳定年が変わっていくと聞きますが、定年年齢と職務・職責はどう変わっていくのか。

次の質問は、部長職に関してで、部長を前にして恐縮ではありますが、お尋ねします。

国・県から部長に任命しているが何を期待して選んでいるのか。また、水俣市の職員の部長としての資質と人材をどのように考えているのか。

最後に、適材適所の件で質問いたします。

業務評価や異動希望のヒアリングを行われていると思います。毎回、適材適所の人事配置とありますが、人事異動発令後の二、三か月でそごが見えてくると思います。2か月を超えたわけですが、この時点で、今回の人事異動は適材適所と言えたのか。

以上、5点をお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 渕上議員2回目の御質問にお答えいたします。5点あったかと思えます。

1点目ですが、人事異動の理由についての御質問です。お答えいたします。

職員の配置替えについては、それぞれの職に最適な人材を配置するため、職員の個性や適性と業務の内容や困難度などを考慮して行っているところです。

2点目ですが、異動先の勤務経験がない係長、課長などは、悩んだときに業務の助言、説明する担当者はいるのかという御質問でした。

事務引継ぎについては、水俣市職員の事務引継ぎに関する規程に従いまして、前任者は後任者

に事務引継書及び必要な書類を提示して説明し、事務を引き継ぐこととしているところです。不明な点など生じた際には、前任者及び上司が対応しております。

続きまして、3点目ですけれども、定年延長の件で、定年年齢と職務・職責はどう変わっていくのかという御質問でした。

地方公務員法の改正により、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度には65歳が定年となります。職務・職責については、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制が導入されます。これは管理職手当の支給対象となっている管理監督職を管理監督職以外の職へ職員の意にかかわらず降任させるものです。本市においては、制度の詳細について検討中ですが、今年中には市議会に地方公務員法の改正に準じた条例案の上程を行う予定としております。

続きまして、4点目ですけれども、国・県から部長に任命しているが何を期待して選んでいるのか、部長としての資質と人材をどのように考えているのかという御質問でした。

部長職の人材については、部の事務を掌理し、その事務の処理について所属職員を指揮監督できる資質が求められると考えており、任用の際には、こうした業務を行う能力が発揮されることを期待しているところです。

5点目ですけれども、今回の人事は適材適所だったかという御質問でした。

今回の人事異動は適材適所であったと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

この人事管理の質問は、私の単なる質問でなく、市民の声と思って受け止めていただきたいと思っております。

人事異動は、組織全体のことを考えてのことと思いますが、辞令の1枚で、職員の働く意欲や市役所の組織力に十分影響を与えてしまうと思っております。職員あつての市役所です。人事異動発令後に1人でも欠けてはいけません。職員の能力を引き出すのは市長ですので、十分に職員の異動等の意見交換や希望を聞いていただき、信頼される市役所づくりをされることを願い、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、市議会議員の各種委員会への選任等について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、市議会議員の各種委員会への選任等について順次お答えします。

まず、議員をどのような委員会へ選任などを行っているのかとの御質問についてお答えします。

現在、市議会議員が本市の委員として選任されている委員会等として、水俣市都市計画審議会、水俣市表彰審査委員会、水俣市国民保護協議会、水俣病資料館協議会、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会、水俣市民生委員推薦会、水俣市防災会議、ローズフェスタ実行委員会がございます。

次に、各種委員会に議員を選任などする理由は何かとの御質問についてお答えします。

各種委員会において、専門的な知識や幅広い方々の見識などを必要とするものがあるため、市議会議員の皆様にご協力をお願いしているところです。

次に、政策策定の諮問機関に委員として議員が参加することをどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

昨今の社会情勢の急激な変化の中、諮問機関で検討される項目は内容が複雑化していることから、委員についても多種多様な立場の方々に委員に就任いただき、課題等について御意見をいただきたいと考えているところです。

委員として求められる知識や見識もより高度化してきていることから、議員の皆様からも御意見をいただきたいと考えているところです。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 2回目の質問をいたします。

地方分権改革では、住民に身近な行政は地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し協働していくことを目指す改革としております。水俣市でも政策形成と政策実現を目的に直接的な民意の収集方法として市民へのパブリックコメントの実施や電子メール等での意見募集を行っておられます。さて、市議会議員の各種委員会への選任についてですが、政策形成のための委員会などに議員が出た場合、地域住民が十分な意見を言えるのでしょうか。専門的な知識や幅広い方々の見識等を必要とするためとの答弁だったと思います。議員でなくても専門家などを選任すれば済むことと思います。

分権時代における市議会の在り方に関する調査報告書において指摘している事項ですが、地方分権の推進による議会の厳正な機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するためにも審議会等への参画を見直し、法令の定めによるものととどめるべきとされております。この法令の定めによる議員の委員会への選任などには何かあるのかお尋ねします。

一般質問の総務課への要旨説明で、報酬支払をする議選の委員としてお話ししました監査委員の件ですが、第31次地方制度調査会は、議選監査委員は、実効性のある監査を行うため必要と言う考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて、評価する考え方から引き続き、議選監査委員を設置することも考えられるが、一方で、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを、選択肢として設けるべきと答申され、地方自治法

の改正に至ったのであります。そして、地方自治法第196条第1項の規定に、「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」と平成30年にただし書が、追加されております。

議員は、議員の権限である議決権、調査権、選挙権、検査権、監視権に専念して、監査委員は人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する識見監査委員に委ねることができないかと思う次第です。

質問は、地方自治法の改正により第196条第1項に、「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」と追加があるが、水俣市も条例改正等により議員選出をなくす考えはないか。

以上、2点をお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、法令の定めによる議員の委員会への選任等に関してでございますけど、水俣市の条例におきまして議員の選任の定めがあるものとしましては、水俣市都市計画審議会、水俣病犠牲者慰霊式実行委員会がございます。

それから、2点目の地方自治法の改正で条例において議員の中から監査委員を選出しないことができるというふうに追加をされているけれども、水俣市も条例改正で監査委員の選任をなくす考えはないかというふうなお尋ねでございました。

議員には、議員活動において得られた幅広い知見に基づいて、引き続き監査をしていただきたいと考えておりますけれども、監査委員は行政をチェックするために置かれている機関ですので、執行部だけで判断することは適当でなく、議会においても御議論をいただければというふうに考えています。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問です。

考えているけれどもということで、あとまた追加して議会でもということなんですが、先ほども申しましたように、各議会へのアンケートを基に、分権時代における市議会の在り方の調査がつくられ、平成28年3月に第31次地方制度調査会からの答申があったり、その結果、平成30年の改正地方自治法があったわけです。

確かに、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとありますので、選任しない場合は条例変更が必要かと思っております。

法は、監査委員は普通公共団体の長が議会の同意を得て、これを選任するとしておりますの

で、任命権者は市長と考えております。市長にこのことを質問しておりますので、当然、市議会へ条例変更の提案等があれば、議会内でも議論ができると思っております。

私は、監査委員は、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する識見監査委員に委ねて、議会の議員は監視に徹するべきと思っております。

質問に戻りますが、市民から市議会議員の寄附行為に関する行為について法令や水俣市政治倫理条例に抵触すると思われるため、市長への監査委員の罷免請求も出されているようですが、このことについてお尋ねします。

市長が委員に任命した議員が、法令等に触れる疑惑を持たれたときに、水俣市長としてどのように判断し、対処されるか。

以上、お尋ねして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 疑惑と言われるレベルがどの程度のことをおっしゃっているのか、私には分かりませんが、仮定の話については、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で淵上茂樹議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 こんにちは。共産党の平岡朱です。

今日6月15日は年金の支給日です。今、年金受給者の元には、今年度は0.4%減額するとした年金額確定通知書が続々と届いています。減額のお知らせに、身近なところでも驚きと怒りの声が上がっています。

かつての安倍政権時代、物価高でも年金の減額を強いるという仕組みがつけられました。相次ぐ物価の高騰に加え、10月からは75歳以上の医療費2倍化も待ち受けています。

年金が削減されるその一方で、桁違いの軍事費をさらに2倍にするという政府。市民の暮らしがますます厳しくなる中、とんでもない話です。

暮らしと平和を守り、弱者に寄り添った政治を実現させるために奮闘していくことを改めて決

意し、以下、質問に入ります。

大項目1、水俣病問題について。

昨年12月議会で映画「MINAMATA」についてお尋ねした際、市長はスケジュールの調整がつけば見に行くことも考えているとのことでした。

そこで①、市長は映画「MINAMATA」を見られたか、再度お尋ねします。

②、令和2年度に実施計画のあった水俣病発地域間交流事業は、同年、新型コロナウイルスの感染拡大により実施できず、令和3年度はコロナ禍により実施の見通しが立たないということを経由に計画されなかった。今年度、実施計画を立てなかった理由は何か。

③、現在、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者は熊本県及び鹿児島県で何名か。

④、現在までの認定患者数は何名か。そのうち、現在生存者は何名か。

⑤、平成7年の政治解決及び水俣病特措法で救済対象になった被害者は水俣市内で何名か。

⑥、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判の原告数はそれぞれ何名か。また、提訴からそれぞれ何年か。

⑦、昭和46年頃、また昭和50年から56年に熊本県や水俣市で住民の健康調査が実施されたことはあるか。

大項目2、新型コロナウイルス感染症に関する対応について。

①、現在、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、学校におけるマスクの着用等の対応はどのようなになっているか。

②、現在、学校教育活動におけるマスクの着用等の対応はどのようなになっているか。

③、新型コロナワクチンの未成年者への接種案内について、今後のスケジュール及び接種案内の内容はどのようなになっているか。

大項目3、豪雨災害への備えについて。

①、現在、ハザードマップは全世帯に行き届いているか。また、ハザードマップを活用した取組は行われているか。

②、1区住民の人口は何名か。また、1区住民の最寄りの避難所の数及び収容可能人数は何名か。

③、車中避難ができる場所としてどこがあげられるか。

④、今年度、水俣川の治水対策のスケジュールについて、しゅんせつや堤防強化はどのようなになっているか。

大項目4、恋龍祭に来た自衛隊戦闘機について。

①、なぜ恋龍祭に戦闘機が来ることになったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、新型コロナウイルス感染症に関する対応については教育長及び福祉環境部長から、豪雨災害への備えについては総務企画部長から、恋龍祭に來た自衛隊戦闘機については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病問題について、順次お答えします。

まず、市長は映画「MINAMATA」を見たかとの御質問にお答えします。

現在のところ、見ておりません。

次に、令和2年度に実施計画のあった水俣病発生地域間交流事業は、同年、新型コロナウイルス感染拡大により実施できず、令和3年度は、コロナ禍により実施の見通しが立たないことを理由に計画されなかった。今年度、実施計画を立てなかった理由は何かとの御質問にお答えします。

今年度は、コロナ禍により子どもたちの安全性を考慮し、事業実施を見送りました。

次に、現在、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者は熊本県及び鹿児島県で何名かとの御質問にお答えします。

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者については、熊本県及び鹿児島県に確認したところ令和4年5月31日現在で、熊本県で381名、鹿児島県で1,091名、総計1,472名であります。

次に、現在までの認定患者数は何名か。そのうち、現在生存者は何名かとの御質問にお答えします。

水俣病認定患者数及び現在生存者について、チッソ株式会社に確認しましたところ、令和4年5月31日現在で、認定患者数がそれぞれ熊本県で1,791名、鹿児島県で493名とのことであり、総計が2,284名、生存者数が熊本県で206名、鹿児島県で61名とのことであり、総計が267名です。

次に、平成7年の政治決着及び水俣病特措法で救済対象になった被害者は水俣市内で何名かとの御質問にお答えします。

熊本県に確認したところ、平成7年の政治解決で救済対象となった方の市町村別集計はしていないため、不明とのことでした。また、水俣病特措法の一時金等給付申請に申請し、暴露時に水俣市内に居住していた救済対象者は7,661名とのことでした。

次に、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判

の原告数はそれぞれ何名か。また、提訴からそれぞれ何年かとの御質問にお答えします。

現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判、いわゆるノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟の原告数につきましては、国・県に確認したところ、令和4年5月31日現在で熊本地裁で1,374名、東京地裁で77名、大阪地裁で130名とのことでした。また、提訴からの年数については、熊本地裁の提訴日が平成25年6月20日ですので、提訴後8年が経過しております。東京地裁の提訴日が平成26年8月12日、大阪地裁の提訴日が平成26年9月29日ですので、提訴後7年が経過しております。

次に、昭和46年頃、また昭和50年から56年に熊本県や水俣市で住民の健康調査が実施されたことはあるかとの御質問にお答えします。

熊本県に確認しましたところ、昭和46年から昭和49年にかけて、5万5,606名を対象とした水俣湾周辺地区住民健康調査と、昭和48年から昭和49年にかけて、3万1,116名を対象とした有明海・八代海沿岸住民健康調査を実施しているとのことでした。また、昭和50年に水俣市において久木野、葛渡、湯出などの住民約7,000名に対してアンケート調査や健診などを行い、昭和51年から昭和56年にかけて全市民約3万7,000名を対象として健康調査を実施いたしました。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 まず、映画「MINAMATA」についてですが、1点目に、まだ見られていない、その理由を教えてください。

そして2点目に、市長は、もう映画を見るおつもりはない、活性化につなげるつもりもない、この理解でよろしいでしょうか。確認のために、これが2点目の質問です。

次に、水俣病発生地域間交流事業についてです。

この事業は、水俣と新潟の子どもたちがそれぞれの地域の水俣病について一緒に学び、教訓や情報を発信する事業で、国の方針としても、教訓発信してほしいと思っているからこそ、補助率100%の事業です。

新潟県では、今年度も、コロナ禍であっても実施されます。新潟県の担当課にお話を伺ったところ、コロナ禍で現地に行くことはできないが、オンラインで交流し、新潟での教訓発信もオンラインで配信しているとのことでした。

昨日、真野議員のコロナ対策についての質問の際、市が関連するイベントも感染対策を講じながら実施していくとお答えになっていました。コロナが理由であれば、このようにほかの事業との整合性も取れません。子どもたちが参加するようなイベントも感染対策を工夫しながら行っています。また、小・中学生は、延期等もあったものの修学旅行にも行っています。コロナ禍で事業の実施を見送ったのであれば、修学旅行との整合性も取れません。この水俣病発生地域間交流事業については、昨年度もそうでしたが、なぜ実施の計画すら立てないのか甚だ疑問です。

そこで質問です。水俣病の教訓を発信するこの事業は実施したくないと、そういうことでしょうか。これが3点目の質問です。

続いて、水俣病被害者の現状についてです。

水俣病の公式確認から66年もたちますが、答弁いただいたように、公健法に基づく認定申請者も熊本・鹿児島両県で1,400名を超えており、今なお救済を求める裁判も、お答えいただいた裁判だけ見ても、原告は1,500名を超えています。

裁判は、既に提訴から8年を迎え、今年に入ってからさらに17名の原告が亡くなっていたことが確認されています。裁判が始まってからは182名もの原告が亡くなられています。原告の高齢化も進んでおり、被害者には本当に時間がありません。一日でも早く救済の道が開かれることが急がれます。

そこで、4点目の質問ですが、公式確認から66年、市長は水俣病問題が今なお解決しない、その原因は何だと思われるかお尋ねします。

続いて、健康調査についてです。

お答えいただいたように、昭和46年頃に熊本県が、そして昭和50年頃に水俣市が、アンケート調査や検診を実施しています。

そこで、5点目の質問ですが、この健康調査はどのような目的で実施されたのでしょうか。これが5点目です。

また、このほか、平成5年から特定健診と合わせた取組もあるようです。

そこで6点目の質問です。現在、水俣市の特定健診と併せて行われている健康管理事業は、水俣病対策の事業として、熊本県が実施主体となり、問診や血液検査が実施されていますが、この事業の目的、対象者、この検査を受けられた方の数、そして内容及び、これまでのデータが水俣病対策としてどのように生かされているかお尋ねします。

2回目の質問は、以上6点です。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員2回目の御質問にお答えします。

全部で6点ございました。

まず、1点目の映画を見てない理由です。まだスケジュールがなかなかつかないということが

理由であります。

そして、2点目の、見ないつもりなのかということですが、スケジュール調整ができれば見ることはやぶさかではございません。

それから、3点目の地域間の交流事業、これは実施をしたくないということかという御質問でございました。

繰り返しになりますけれども、コロナ禍により、子どもたちの安全性を考慮して、事業実施を見送ったところであります。

それから4点目、この水俣病が今なお解決しない原因は何だかという御質問でございます。

水俣病問題は自然破壊によります環境問題、被害者の方々の健康問題、それから地域コミュニティや地域経済などに関わる社会問題など、様々な問題が複雑に絡み合っております。そして今なお、救済を求める方々がおられるという現状もあります。水俣病が解決しない原因につきましては、原因企業と救済を求める方々に少なからず距離があることが原因かと考えております。

5点目の昭和46年代と50年代の健康調査はどのような目的で行われたかという御質問でございました。

昭和46年から昭和49年にかけて行われた熊本県の調査は、皆様方の健康状態を調査し、健康管理及び保健対策に役立てるものであり、またこの調査により、発見された患者の方々には、適当な療養を指導し、水俣病を含めた健康に対する不安感をなくし、明るい毎日をお過ごしいただくために行うものと、当時の資料に記載をされております。

また、昭和50年から昭和56年にかけての水俣が行った調査は、水俣病を含めた健康に対する不安感をなくし、明るい毎日を過ごしていただくために行うもので、直接水俣病の認定検診ではなく、住民の健康の様子を調査して、保健指導に役立てるものが目的でございます。

最後、6点目、特定健診として行われたこの健康調査の件ですが、問診とか血液検査も実施されているが、水俣病対策としてどのように生かされているかという御質問でございます。

この健康管理事業は、熊本県の水俣病総合対策事業の1つとして、県から委託を受けて実施をしているものであります。事業の目的は、水俣病が発生した地域に居住している方が有する健康上の不安の軽減または解消を図るものです。対象者は水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町の区域、鹿児島県出水市のうち、平成18年3月12日において出水市であった区域、または同県出水郡長島町のうち、平成18年3月19日において東町であった区域に昭和43年12月31日以前に居住し、現在、水俣市、芦北町、津奈木町、または天草市御所浦町の区域に居住をしている方になります。

なお、令和3年度の健康管理事業の受検者は1,242名です。事業の内容は健康診査、それから

診査後の指導及び訪問保健指導等で、健康診査につきましては、市が実施する通常健康診査に加えまして、日常生活動作や神経症状に係る問診や血液検査の項目を上乗せして実施をしております。

検査後の指導及び訪問保健指導につきましては、健康診査の結果を踏まえまして、指導や医療の必要があると判定をされた方に対しては、個別に日常生活や療養上の指導、医療機関への受診指導等を実施をしております。

実施主体である県に問診データのみ情報提供を行いますが、県においてどのように活用されているかにつきましては承知をしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 まず、映画「MINAMATA」についてです。

映画「MINAMATA」は昨年9月に全国公開され、今なお上映されている映画館もあります。DVDも販売されており、水俣でもレンタル可能です。

映画について、昨年12月議会でも同じことを述べましたが、現段階ではどのような内容かわからないため、PRすることはできない。次代の水俣を担う若者が、自らふるさとに自信を持てる内容であれば、市内外にPRすることも考えていくと、このように答弁されています。

また、先ほどもおっしゃいましたが、スケジュールの調整がつけば見に行くことも考えていて、地域の活性化につながるかどうかは、見た上で、その後判断すると、こうもおっしゃっています。しかし、まだ御覧になっていない。映画を見ないことには、内容も分からないわけです。

今なお、この映画を見て水俣を訪れる、そして、改めて現地で水俣病について学ぶという方が後を絶ちません。

そこで、まず1点目の質問です。ぜひ、早めに映画を御覧いただいて、その上で、水俣の活性化に結びつくかどうか、せめて検討だけでもされてはどうかと思いますがいかがでしょうか。これが1点目です。

次に、水俣病発生地域間交流事業についてです。

2次質問でも申し上げたとおり、実施計画を立てなかったのが、コロナ禍であるというのはやはり理由にならないと思います。数日前、何で新潟はやっているのに水俣はやらないのと市民に聞かれ、答えに困りました。

そこで、2点目の質問です。

恐らく、市のイベントや修学旅行などは、コロナ禍での子どもたちの感染リスクも総合的に考えて、実施の判断をされたのだらうと思います。だけど、この交流事業は、子どもたちの感染リスクを総合的に考えて、子どもたちの安全性を考慮し、見送る判断をされた。この判断の違いを

教えてください。これが2点目です。

そして、6月号の広報みなまたにも載っておりましたが、市長御自身も、今年の水俣病犠牲者慰霊式で、コロナ禍でも、リモートの活用など新たな工夫をしながら、水俣病に関する情報や教訓を正しく伝える取組を進めていくと、こう誓っておられます。

実際、今年の水俣病犠牲者慰霊式は、環境大臣など、一部リモートでの参加でした。

そこで3点目に、新潟県も本事業をリモートで実施しているわけですから、ぜひ来年度こそ、コロナ禍においてもできる方法で実施を御検討いただきたいと思いますが、改めて市長の考えをお聞かせください。これが3点目の質問です。

続いて、水俣病被害者の現状についてです。

市長は、水俣病問題が今なお解決しないのは、原因企業と救済を求める人たちに距離があることが原因だと答えられました。しかし、加害者と被害者という時点で距離があるのは当然です。そもそも市長は、市民に選ばれて市長になられた方です。市民の側に立って、被害者側の立場に立って考えれば、そのようなお考えにはならないはずです。

そこで、確認の意味で4点目の質問です。

市長は、原因企業と救済を求める方々、どちらの側に立ち考えるのか、市民の側、被害者の側に立たないのか、お尋ねいたします。これが4点目の質問です。

次に、健康調査についてです。

初めに答弁いただいた認定患者数、政治解決や特措法の救済対象となられた方は、被害者の一部にすぎません。年齢や地域による不当な線引き、当時は手が挙げられなかったという方、救済について情報がなかったという方、様々な理由で、いまだ救済の道すら開けていない方が、ここ水俣にもおられます。

また、健康調査については、昨年12月議会で、手法の開発によって検討されるものとの認識を示されましたが、以前水俣市は、先ほど御答弁いただいたように、健康調査を実施しているわけです。また、そもそも、公健法や特措法などで救済対象となられた方は、現在国が手法開発中の脳次計を用いた方法で救済されたわけではありません。国の動向を注視しているばかりでは、健康調査すら行えず、その間にも、せめて被害者と認めてほしいと、そう思われている方々の命が尽きてしまいます。健康被害を調べないことには、救済しようもありません。ぜひ、健康調査、実施していただきたいと思います。

また、症状の進行という問題もあるかと思います。私、先日、胎児性水俣病患者さん数名からお話を伺ってまいりました。私自身は高校時代から交流があり、もう23年の付き合いになります。以前は歩いていた方が車椅子生活になり、以前は聞き取れていたその方の言葉がだんだんと聞き取りづらい、懸命に言葉を発されますがそういう聞き取りづらい言葉になってきた。このよ

うな現実があります。患者さんそれぞれの思いをじっくり伺ったところ、手足のしびれはもちろんのこと、体の痛み、年々動きの悪くなる御自身の体につらい思いをされていました。1人で階段を上がることができなくなったというある患者さんは、いずれ、俺も車椅子かなあち思うと、何とも言えない表情で語られました。中でも、1人で、ゆっくり休みたいなど、この1人の時間が欲しいという言葉は衝撃的でした。これまで、ある程度のことは1人でできていたという方も、今は一動作ごとに介助が必要となっています。元気な人は、1人でもおれるけど、1人で過ごすことができるけど、自分たちは、それができんと、そうおっしゃっていました。

そして、皆さん口をそろえて言われていたのは、もっと患者の声を聞いてほしい、もっと水俣病のことを考えてほしい、自分たちはまだ生きている、もっと水俣病に向き合ってほしいと、そういうお言葉でした。

そこで、5点目の質問ですが、1時間55分の映画を見る時間は取れないのかもしれませんが、10分でも20分でもいいと思うんです。胎児性患者さんたちが市長に直接、自分たちの思いを聞いてほしいと、そう望まれていますので、ぜひ直接会う機会を設けられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。これが5点目の質問です。

そして、先ほどお答えいただいたように、昭和46年代、そして50年代に実施された健康調査の目的には、水俣病を含めた健康に対する不安感をなくし、明るい毎日を過ごしていただくために行うものと、こういう文言があります。ここが本当に大事だと思うんです。

水俣市が実施したこの健康調査では、当時の資料に、このようなことも記されています。住民健康については、まず昭和46年に熊本県が水俣湾沿岸住民健康調査を実施しております。しかし、その後、相当の期間を経過したにもかかわらず、依然として水俣病に対する住民の不安が解消されていない実情から、水俣市としては、住民の保健対策に資することを目的とした住民健康調査を昭和50年度から実施したのでありますと、このような記述です。

この昭和50年代の健康調査から、今、相当な期間を経過したにもかかわらず、依然として水俣病に対する住民の不安が解消されていない実情というのが続いています。

いまだ救済されていないという方だけでなく、認定の方も、手帳をお持ちの方も、水俣に暮らす人々の健康状態や介護状態がどうなっているのか、この実態をどう捉えるか、水俣市として考える必要があると思います。

そこで、6点目の質問です。

国に対し、さらなる働きかけも行い、水俣市として、できる範囲での、以前水俣市も取り組んでいるわけですので、住民健康調査を行うべきと思いますが、いかがかお伺いします。

最後に、特定健診と併せて行われている健康管理事業についてです。

この健康管理事業で使用されている問診項目を確認したところ、その半分ほどは水俣病健診の

問診でも使われている項目でした。

受検者の数も、昨年度だけ見ても1,000人を超えているわけです。この資料を分析するだけでも、一定の健康状態の評価ができるすごい事業だと、私はそうと思いますが、このデータの取扱いについて、熊本県と市の言い分が違っていています。私が県から聞いた話では、データは市が管理しているとのことでしたが、先ほどの答弁では、県に情報提供しているとのことでした。これ、一体どちらの言っていることが正しいのでしょうか。これだけ貴重なデータについて、どちらが管理しているのか、どちらが生かしているのか、意見が食い違うということが不自然で仕方ありません。

そこで7点目に、そもそもこのデータを管理し、活用されているのは、県なのか、市なのか、どっちなのか、お答えください。

最後8点目に、この健康管理事業のデータについては、きちんと公表し、きちんと生かすべきだと思いますが、市の見解をお聞かせください。

以上、8点お伺いし、水俣病問題についての質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。全部で8点ございました。

映画「MINAMATA」に関して、見ないと感想も言えないだろうということですので、先ほども申し上げましたように、機会があれば見て、また見たらば、その感想もお伝えできればなというふうに思います。

それから、2点目の交流事業で、新潟ではリモートでもやっている、その辺の判断の違いは何なのかということです。これは、行政間の考え方の違いもあるでしょうし……。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） では続けます。

2点目の交流事業について、ほかのイベントはやっているんだけど、これをやらない理由は何かと、その違いは何かということですけども、先ほども申し上げましたように、これはコロナ禍によりまして子どもたちの安全性というのを最優先したことでの見送りということで、今回見送っております。

それから、3点目の交流事業、実施をしないのかということですけども、これは交流事業も

含めて、今後どういった事業をやっていくのかということも含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、水俣病問題に関して、被害者、企業、どちら側につくのかという御質問でございました。多くの市民の皆様方には、様々な御意見を持っておられる方がいらっしゃいます。どちら側につくということではなくて、私はそういった方々の御意見をしっかりと聞いていきたいというふうに思っております。そのスタンスで臨んでいきます。

それから、5点目の胎児性患者の方々との面談をする意向はないかということですが、機会があれば、そういったことも実施できればというふうに思っております。

6点目の健康被害調査につきましては、これはもう何回も答弁で申し上げておりますけれども、国において手法の開発をされているということでもあります。その動向を注視して、今後、うちとしては協力はするというスタンスでありますので、その調査に対しての協力はしていきたいと思っております。

それから、健康管理事業のデータはどちらが管理しているのかということですが、健康管理のデータに関しては、市のほうが管理をしております。

8点目の、そのデータについてきちんと公表して生かすべきだろうという質問ですが、この問診データにつきましては、現在市と県が両方でそのデータを持っておりますけれども、その情報に関しましては、その他の情報というものに関しましては、先ほど申し上げましたように、市のほうが所有をしております。

この健康管理事業というのは、この地域に居住する住民の健康上の不安軽減及び解消を図るために、個別に保健指導等を行うことを目的としておりますので、市としては公表することは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 今まで同様行っていきたいと思っております。

○議長（牧下恭之君） 次に、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、順次お答えします。

まず、現在、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、学校におけるマスクの着用等の対応はどのようなになっているかとの御質問にお答えします。

文部科学省の定める学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルには、学校教育活動において、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきと考えられるが、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応するよう記載されています。その中で、マスク着用の必要がない場合については、十分な身体的距離が確保できる場合、体育の授業などが挙げられておりますが、気温や湿度、暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すよう求められております。

次に、現在、学校教育活動におけるマスクの着用等の対応はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

各小中学校においては、先ほどの衛生管理マニュアル及び文部科学省の通知に基づき、基本的な感染対策の徹底をはじめ、マスクの着用が必要な場合と必要でない場合の双方の対応について、児童生徒に指導しております。また、各校においては、保護者との情報共有も図られており、例えば、校内やスクールバス内では原則マスクを着用すること、体育の授業や会話を控えた登下校ではマスクを着用しなくてもよいことなど、メールや保健だより等で周知されております。

今後、気温、湿度が高くなる中で、熱中症は命に関わる重大な問題であることから、子どもたちが安全・安心な環境の中で学ぶことができるよう、十分配慮しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、新型コロナワクチンの未成年者への接種案内について、今後のスケジュール及び接種案内の内容はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

未成年者のうち、16歳以上は自己の判断で接種することは可能ですが、16歳未満の未成年者への新型コロナワクチン接種については、保護者の意思に基づいて御判断いただくことになっております。5歳から17歳以下の未成年者へのコロナワクチン接種に係る接種案内については、5歳の誕生月の月末に、1・2回目の接種案内を送付しています。また、12歳以上17歳以下の方については、2回目接種後6か月経過後に3回目の接種が認められていますので、接種可能な時期を確認しながら、順次、接種案内を送付しています。

接種案内については、市が作成したワクチン接種の御案内、予診票、厚生労働省作成のお知らせ、ワクチンメーカー作成の説明書を送付しています。その内容については、感染症予防の効果と副反応のリスク、双方についての情報や相談先などについて記載をしており、保護者に正しい知識を持っていただいた上で御判断いただくよう努めております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 事情によりマスクの着用ができない子、また常時マスクをしていることで息苦しさ等を感じる子どもたちが、マスクを外すことをためらわないような、苦しいときは苦しいと言えるような環境づくりに配慮していただきたいと思います。

また、マスクを着用していないことで、いじめや圧力が生じることのないよう対応していただきたいと思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。これがまず1点目の質問です。

また、2点目に、マスクを着用することによるリスクを心配している保護者もおられます。マスクの着用等について、保護者判断にしてほしいとの声も上がっていますが、そのことについて市の見解をお聞かせください。

また、コロナワクチンの接種については、今なお、保護者の方々、そして子どもたちからも様々な不安な声が聞かれています。未成年者への接種案内については、うちの子にも届きましたが、ワクチンを無料で受けられますというメッセージのほうが前面に出ています。

そこで、3点目の質問です。ぜひ今後の接種案内の発送については、またホームページなどでも、ワクチン接種は強制ではないというメッセージをより強く打ち出していただければと思いますが、いかがでしょうか。これが3点目です。

また、ワクチンの副反応についても本当に人それぞれで、中には、副反応によりしばらく学校に行けなかった子、登校できない期間が続いたことで学校に行きづらくなってしまった子もいるとお聞きしています。副反応そのものについてだけでなく、それに関連する子どもたちや保護者の不安に対しての、切れ目のないサポートが必要だと感じています。

そこで4点目の質問です。新型コロナワクチンの副反応、ワクチン接種後の体調不良について、できれば専門医が対応できる相談窓口の設置ができないでしょうか。これが4点目です。

そして、11歳以下のワクチン接種については、3月議会で、保護者の方が感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で接種を判断いただきたいと答弁されています。

そこで5点目の質問です。全国的には、自治体で副反応についてのアンケート調査を行い、その結果を公表しているというところもあります。これから接種を控えている方々に副反応のリスクをより深く知っていただく上でも、接種後の副反応について、本市でもアンケート調査を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、6点目に新型コロナワクチンによる健康被害に対する予防接種救済制度とはどのようなものかお尋ねします。

2回目の質問は、以上6点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問のうち、私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず1点目ですけれども、マスクを着用してないことで、いじめや圧力が生じることのないよう対応していただきたいと、その辺の考えをとということでした。

マスクの着用が必要な場合と必要でない場合の双方について、児童生徒に指導するとともに、保護者との情報共有を図ることで、いじめや圧力が生じることがないように対応してまいります。

万一、そのような事例が発生した場合には、その解消に向けて十分配慮し、指導したいと考えております。

2つ目ですけれども、マスクを着用することにより、リスクを心配されている保護者もおられると。マスクの着用等について保護者判断にしてほしいというような声も上がっているということでしたけれども、そのことについての市の見解をとということでした。

各小中学校においては、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策の一環として衛生管理マニュアルや、文部科学省の通知に沿って、必要とされる場面では、原則としてマスクの着用を指導しております。

いずれの場合においても、児童生徒が安全・安心な環境の中で学びを継続できることが重要であるため、市としましては、衛生管理マニュアルや文部科学省の通知に沿った指導によって感染対策を図りたいと考えております。

なお、個別に配慮が必要な場合には、引き続き児童生徒や保護者の意向を確認し、その都度対応してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 私からは、3点目以降の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、接種案内の発送、ホームページで強制ではないというメッセージを強く打ち出してほしいというふうな御質問でございました。

答弁でございます。現在も5歳から11歳の方向けの接種案内には、ワクチンは強制ではないことは明記しております。また、そのほかの年代の方への接種案内についても強制ではないという意味で、本人の意思や保護者の同意に基づいて行われるということを記載しています。

引き続き、市民への正しい理解が図られるよう、接種案内及びホームページの充実を図ってまいります。

4点目でございます。体調不良について、専門医が対応できる相談窓口を設置できないかという御質問でございました。

答弁でございます。現在、新型コロナワクチン接種後に副反応が疑われる症状があれば、まずは接種医やかかりつけ医に相談していただくよう御案内をしており、必要に応じて、専門医の助言等も受けられる体制は整っています。さらには、熊本県が専門的相談窓口を設置しているところです。本市において、専門医が対応できる新たな相談窓口の設置は考えておりませんが、これらの相談先については、十分に周知を図ってまいります。

5点目は、アンケートについての御質問でございました。アンケート調査を行ってはどうかという御質問でございます。

接種後の副反応のリスクについては、市から接種の案内時に送付する厚生労働省作成のお知らせ、ワクチンメーカー作成の説明等で周知されているほか、厚生労働省のホームページでも公表されており、市独自のアンケートを行うことは考えておりません。

最後、6つ目でございます。予防接種の救済制度についての御質問でございました。

国の予防接種健康被害救済制度とは、新型コロナウイルス感染症に限らず、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると、厚生労働大臣が認定した場合に、医療費、障害年金、死亡一時金等が給付される制度でございます。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 コロナ禍の2年半、子どもたちは様々な制限を受けながらの生活が続いています。苦しいからマスクを外したい。しかし、その一方で、マスクをしていないと落ち着かない、マスクを外した顔を見られるのが恥ずかしいなど、向き合い方も様々です。相手の表情が読み取りづらいことで、子どもの脳の発達にも影響があるかもしれないと懸念もあります。発達過程の子どもたちにどんな影響があるのか、コロナ禍のケアも含め、私たち大人が今後ますます子どもたちとの関わりを大切に、意識して取り組まなければならないと思っています。

感染対策の対応については、とにかく子どもたちの学びの保障がされるように、そして子どもらしく成長できるように、引き続き十分に御配慮いただきたいと思います。

また、新型コロナに感染した方の後遺症についても、日常生活にお困りの様子をお聞きしております。

相談窓口については、ワクチン接種後の体調不良、そして副反応、感染後の後遺症、また、先ほど答弁いただいたワクチンによる健康被害救済制度についてなど、ホームページ以外にも公式LINEなども活用し、さらに積極的にお知らせしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1点お聞きして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三猪 晋君） 様々な方法で積極的なお知らせをしてはいかがかという御質問でございました。

ワクチン接種については、4回目接種の情報を周知する必要がありますので、相談窓口等の情報も含め、ホームページや公式LINEも活用しながら、市民への正しい理解が図られるよう努めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 次に、豪雨災害の備えについて、答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、豪雨災害への備えについて、順次お答えします。

まず、現在、ハザードマップは全世帯に行き届いているか。また、ハザードマップを活用した取組は行われているかとの御質問にお答えします。

ハザードマップについては、平成29年度に自治会に委託し、全世帯への配布をお願いいたしました。ハザードマップを活用した取組として、水俣市総合防災訓練や熊本県と共同で実施した豪雨対応訓練、5月15日に行われた3区の避難訓練があります。

また、自治会を対象に防災講話を行っており、その際にハザードマップの説明などを行っております。

次に、1区住民の人口は何名か、また1区住民の最寄りの避難所の数及び収容可能人数は何名かとの御質問にお答えします。

1区住民の人口は3,386名です。1区住民の最寄りの避難所としては、もやい館、消防本部、総合体育館本館、厚生会館があります。また、今年度より市役所庁舎、城山公園グラウンドを新たに避難所として指定したところです。避難所の収容人数は、もやい館300名、消防本部60名、総合体育館本館1,000名、厚生会館70名、市役所庁舎84名、車中泊のみの対応にはなりますが、城山公園グラウンド130名で、合計で1,644名になります。

次に、車中泊ができる場所として、どこが上げられるかとの御質問にお答えします。車中避難が可能な避難所として指定しているのは、城山公園グラウンドのみですが、各避難所の駐車場は、車中避難が可能な場所と考えます。

次に、今年度、水俣川の治水対策のスケジュールについて、しゅんせつや堤防強化はどのようなになっているかとの御質問にお答えします。

水俣川を管理する熊本県に確認したところ、しゅんせつについては、令和3年度までに水俣市中央公園付近、水俣市中鶴地区付近などにおいて実施しております。今年度は、水俣市石坂川地区のしゅんせつや、水俣市中鶴地区の護岸強化などを出水期後から実施していくとともに、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧工事を完成させるとのことでした。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 地球温暖化による気候変動が深刻化する中、日本でも豪雨被害などの災害が年々頻発し、激甚化の一途をたどっています。ハザードマップについては、6月号の広報みなまでもお知らせがあっておりましたし、各自治会への説明が行われているとのことでしたが、地域に暮らす方それぞれがハザードマップの内容を把握し、生かされるよう、引き続き行政の力強いサポートをお願いしたいと思います。

また、避難所についてですが、ここ市役所の新しい庁舎も新たな防災拠点となり、これまでより全体の収容人数が増えたことで地域の方の安心される声も聞かれています。車での避難が可能な方であれば、お示しいただいたように、車中避難もできるかと思います。しかし、避難所については、これは単純な数字の比較ではありますが、1区の例でいくと、人口約3,400人に対し、避難所の収容人数は1,600人と、約半数であることが現状です。また、コロナ禍でもありますので通常どおりの収容も想定できないのではないかと思います。コロナ禍における避難所はどれくらいの収容人数となるのかお尋ねします。これが、まず1点目です。

また、第一中学校の体育館については、令和3年6月議会の高岡議員の質問で、土砂災害警戒区域の指定が外れない限り避難所として再指定できないということが分かりました。収容人数300人だった地元の避難所が使えなくなったということに不安を覚えている地域住民は少なくありません。

そこで、2点目の質問です。避難所のさらなる確保について、新たなお考えや、今後検討されていることがあるかお尋ねします。これが2点目です。

次に、治水対策についてです。

令和元年の長野県千曲川の氾濫の際は、堤防の決壊で洪水が市街地に流れ込み、甚大な被害をもたらしました。河川水位の上昇で水の通り道ができ、水がしみ込むことで堤防の土が流れ出し、堤防崩壊に至るとされています。

水俣川の田子の須、古城地区付近では、河川がカーブしている影響もあり、令和2年7月豪雨では川の水が堤防を越えたという箇所もありました。カーブを過ぎ、下流右岸側の堤防は、堤防より住宅地のほうが低い構造になっており、仮に越水してしまえば、堤防決壊のおそれが非常に高く、そのことを心配される地域住民もおられます。大雨のたびに心配している状況です。

そこで、今後、この地域において堤防強化の予定があるかお尋ねします。

質問は以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員2回目の質問にお答えいたします。

3点ございました。

1点目は、コロナ禍において避難所はどれぐらいの収容人数となるかという御質問でした。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえると、屋内でマスクを着用していれば、必要以上に間隔を取る必要はないものと考えられますので、コロナ対応として避難所の収容人数を変更する必要はないものと考えます。

2点目の御質問ですが、一中の体育館が避難所の指定から外れて、それを踏まえて、さらなる確保を考えていないのかという御質問でした。

避難所のさらなる確保につきましては、避難所に指定できる施設があれば、ぜひ指定したいと考えております。しかしながら、現在、新たな避難所として指定できる施設はない状況です。

先ほどお答えしたとおり、1区の住民の方には、最寄りの避難所として市役所庁舎、もやい館、消防本部、総合体育館本館、厚生会館、城山公園グラウンドといった避難所に避難していただいております。

また、水俣市では万が一の大規模災害が発生し、全ての避難所の収容人数を超過するような多くの市民が避難しなければならない状況になった場合に備え、広域で避難ができるよう、近隣の市町村と協定を締結しております。

3点目の御質問ですけれども、水俣川の田子の須、古城地区付近で堤防の強化の予定があるかとのお尋ねでした。

水俣川の田子の須地区の下流側につきましては、既に河川改修工事が完了しており、令和2年7月豪雨で堆積した土砂についても、熊本県がしゅんせつを実施されております。今後についても、河川の巡視や点検を熊本県が実施していくとのことですが、地域住民の不安払拭のためにも、水防管理者である水俣市と熊本県と連携の下、合同で巡視をするなど、地域住民の安全・安心の確保に努めていきます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 年々、豪雨災害の激甚化が問題となっています。地域住民に災害リスクを広く知らせ、命を守る行動につなげられるよう、今後も行政と地域とがしっかりと情報共有しながら、平時からの備えをさらに強化できるよう、また行政の力強いサポートに期待いたしまして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、恋龍祭に来た自衛隊戦闘機について、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、恋龍祭に来た自衛隊戦闘機について、なぜ恋龍祭に戦闘機が来ることになったのかとの御質問にお答えします。

先月末に開催されました恋龍祭は、恋龍祭と併せて、みなまた港フェスティバル、物産展、花火大会が同時に開催されました。例年、自衛隊においては、隊員募集の広報活動の一環として参加をいただいております、祭りの事務局である水俣商工会議所からは、今回の展示飛行は、航空自衛隊の広報活動の一環であったと、伺っております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 ロシアによるウクライナ侵略から間もなく4か月です。国内でも、このウクライナ危機に乗じて、軍事費の大幅増額、憲法を変えようとする動き、表現の自由や言論を弾圧する動きが加速しています。そんなきな臭い情勢の中での展示飛行でした。市民の中では、戦闘機の音が戦争みたいで怖かった、ウクライナのニュースのことを思い出した。グラウンドにいたら、大きな音がした、怖過ぎたから、そばにいた友達と固まった。1階にいた孫が怖がり、2階に駆け上がってきたなどの声が上がっています。

また、戦時中は、ここ水俣も激しい空爆を経験しているとお聞きしています。当時の様子を知っている方は、そのときのことを思い出して、大変恐ろしかったと言われていました。そして一番多く聞かれたのは、なぜ山の神・海の神の祭りに戦闘機が来る必要があるのかとの声でした。幾ら広報活動の一環だったとはいえ、戦闘機とは、航空機を撃墜したり、人を殺し、傷つけ、器物を壊すというものです。自然の恵みに感謝し、海の安全を願い、そして大漁祈願と豊作を願うとする祭りの趣旨と相入れないのではないのでしょうか。市長の考えを伺いまして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

先ほども産建部長のほうから答弁がありましたように、今回の恋龍祭というのは、みなまた港フェスティバルも同時に開催をしたイベントでもございます。

今回の展示飛行につきましては、これまで実施されていた隊員募集の広報活動の一環であるというふうに捉えることから、特段の問題はないと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

(杉迫一樹君登壇)

○杉迫一樹君 こんにちは。無限21の杉迫です。

以前からお話ししておりますが、私は、ももいろクローバーZというアイドルグループのファンですが、1つ、地方活性化として紹介したいと思います。

以下、ももクロと呼びますが、先日、ももクロ春の一大事2022というコンサートが、ももクロ運営からの公募と選考により、福島県の楡葉・広野・浪江の3町合同により、2年間の延期を経て、Jヴィレッジにて2日間開催されました。

来場者数は約1万7,500人で大盛況であったと聞いています。このコンサートは、ももクロより地方の活性化のお手伝いをしたいという思いから開催されているもので、これまでは埼玉県富士見市、滋賀県東近江市、富山県黒部市と開催され、いずれも2日間で約2万人ものファンが来場しています。

この、春の一大事のいいところですが、ももクロの出演料が無料、ステージ制作やチケット販売、シャトルバス運行などの運営にかかる費用も無料で、開催地の物産品やグルメを、ももクロとコラボしての販売も可能です。さらには、会場周辺にて開催地の飲食店などによるフードコートや物産展の設置も可能です。

開催地が用意することは、会場の候補地があること、警備・清掃などのボランティア、安全にアクセスできる場所であることです。

これまで開催地となった自治体の手出しの費用は、高いところで420万円ほどで、ファンを対象とした、開催地で使用するお金のアンケートでは、移動費、グッズ購入費などを差引き、1人当たり3万円でした。

1日当たり1万人が来場されるとすれば、単純計算では2日間で6億円となりますが、少なく見積もっても、かなりの金額が開催地域及び周辺地域に使用される経済効果が予想できます。

実は、水俣市も以前、市政70周年に合わせ、エコパーク水俣を会場として、この春の一大事への応募をしたことがあります。

当時、提案したのは私を含む市民有志でした。市長はじめ、たくさんの方々から応募に向けての御協力をいただきましたが、その際は、残念ながら落選となりました。

落選後も、この話はとてもいい話だから毎年応募しようと、市長が言われたことを覚えています。

そして今、3年ぶりに次の開催地の募集が発表されました。

水俣市は、エコパークという十分な施設があり、高速道路、新幹線など、良好な交通アクセスもあります。湯の鶴・湯の児温泉や、みなまた茶、和紅茶、みなまたスイーツ、グルメとアクティビティー、そして、不知火海を望む素晴らしい景観もあります。また、道の駅もリニューアル

ルされました。

この春の一大事の開会宣言は、これまで開催地の市長が行っており、市長が市外から来られる、約2万人のお客様の前で水俣を直接アピールできるチャンスにもなると思います。

アイドルが来たところで活性化が見込めるのかと思われる方もおられるかと思いますが、今やアイドル市場は、アニメ・漫画市場のように、日本を代表するエンターテインメント市場であり、話題になることはもちろんのこと、外貨を稼ぐという意味でも、エコパーク水俣振興、水俣の活性化としても十分期待できるものだと思います。

この誘致に期待をされている市民も多々おりますので、ぜひ、再度、この水俣市を開催地としての応募・誘致を検討してみたいかでしょうか。そのことを切にお訴えをさせていただきながら、以下通告に従いまして質問をします。

1、不妊治療の現状と支援等について。

①、本市の人口は年間何名ほどの減少傾向にあるのか。

②、本市窓口にて提出される過去5年間の婚姻届の提出数はどうなっているか。また、婚姻年齢の推移はどうなっているか。

③、出産された方の出産年齢はどのように推移しているか。

④、国の不妊治療の保険適用及び県・本市の不妊治療助成事業の内容はそれぞれどうなっているか。

2、高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画について。

①、高齢者や障がい者に対して優先入居を行っている公営住宅の入居率は現在どうなっているか。

②、牧ノ内公営住宅の6から9号棟の建設予定はどうなっているか。

③、令和元年9月の一般質問にて、牧ノ内公営住宅の整備に関し、入居者からの意見と私の気づきを伝えたが、その後、どのような検討を行ったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、不妊治療の現状と支援等については私から、高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、不妊治療の現状と支援等について、順次、お答えします。

まず、本市の人口は、年間何名ほど減少傾向にあるのかとの御質問にお答えします。

平成19年度から平成23年度までの5年間の平均は年間372人、平成24年度から平成28年度までの5年間の平均は同じく年間372人、平成29年度から令和3年度までの5年間の平均は年間463人の減少となっております。

次に、本市窓口において提出される過去5年間の婚姻届の提出数はどうなっているか、また婚姻年齢の推移はどうなっているかとの御質問にお答えします。

市民課窓口に提出された婚姻届は平成29年度87件、平成30年度87件、平成31年度、令和元年度90件、令和2年度63件、令和3年度74件となっております。

それ以前からの推移については、保存年限の経過により、資料を廃棄しているため、本市での件数は把握できませんが、法務省が公表している戸籍統計では、全国の婚姻届件数で公表されている最も古い平成9年度において79万件だったものが、最も新しい令和2年度におよそ52万件と減少しております。

次に、婚姻年齢の推移についてお答えします。

婚姻届が提出された場合、届出人が婚姻年齢に達しているかを確認するだけで、婚姻年齢の推移は把握しておりません。

そこで、厚生労働省が人口動態統計で公表している婚姻年齢の推移を確認したところ、平成元年に初婚夫の年齢が28.5歳、初婚妻の年齢が25.8歳だったものが、令和元年度には初婚夫の年齢が31.2歳、初婚妻の年齢が29.6歳と、夫2.7歳、妻3.8歳、それぞれ高くなっており、婚姻年齢は男女ともに晩婚化の傾向にあることが分かります。

次に、出産された方の出産年齢はどのように推移しているかとの御質問にお答えします。

国がまとめた直近の出生に関する統計の概況によりますと、母の第1子出産時平均年齢は平成11年が27.9歳、平成21年が29.7歳、令和元年には30.7歳となっており、晩産化の傾向にあります。

次に、国の不妊治療の保険適用及び県・本市の不妊治療助成事業の内容はどうなっているかとの御質問にお答えします。

子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添うことを目的として、国による制度改正がなされ、令和4年4月から人工授精等の一般不妊治療や、体外受精、顕微授精等の生殖補助医療が保険適用とされ、経済的負担が大きく軽減されることとなりました。

保険適用となる対象者は、不妊症と診断された事実婚を含む婚姻関係にある患者とパートナーであること。治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること等になります。

適用回数は40歳未満は1子ごとに通算6回まで。40歳以上43歳未満は1子ごとに通算3回までとなっております。

保険適用とされたことにより、窓口での自己負担は3割となり、併せて高額医療費制度も活用できるようになりました。

また、熊本県で実施されていた熊本県特定不妊治療費助成事業は、今般の保険適用により、対象となる治療が令和4年3月31日以前の体外受精や顕微授精のみとなりました。対象者は、国と同様ですが、助成回数は1回のみ、30万円までとなりました。

本市の不妊治療助成事業におきましては、令和元年度から開始し、保険適用外であった人工授精を受けた夫婦に対し、上限5万円を助成してまいりました。今回、当該治療が保険適用となりましたが、本市としては、今後同じ治療を受ける方にとって、保険適用前の経済的支援と大きな差が生じることがないように考えてまいります。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

不妊治療にかかる費用としては、医療機関での違いはありますが、人工授精は1回当たり3万円程度、体外受精・顕微授精などの特定不妊治療では1回当たり20から70万円ほどかかります。

これは成功・失敗にかかわらず、支払わなければなりませんので、数回治療を行う場合は、総額100万円を超える方も多々おられました。この不妊治療には、様々な方法があります。

排卵日に合わせて、夫の精子を注入機で子宮内に送り込ませる人工授精、卵子と精子を体外に取り出して、シャーレの中で自然受精させ、受精卵を子宮内に移植する体外受精、顕微鏡で細いガラス管を使い、取り出した卵子に直接精子を注入する顕微授精などで、ほかには、受精卵を凍結保存し、融解して移植する凍結融解胚子宮内移植という方法もあり、BBCの報道によると、1992年に凍結保存された受精卵が、2020年2月に養子縁組となった夫婦から誕生したとあり、受精してから実に27年もの凍結期間を経て誕生したとして、今後の不妊治療の可能性も示唆しています。

日本は、生殖補助医療の年間件数が最も多く、30代までの不妊治療成功率は世界2位だそうです。しかし、40歳を超えると不妊治療に取り組む方は増加するものの、成功率は低くなっており、なるべく早いうちに取り組めるように助成等の整備を充実させ、周知する必要もあります。

数年前までは女性が対象の治療のみが注目されていましたが、最近では男性の不妊治療も多くなりました。

WHOでは、女性に不妊の原因があるのは41%と比率は大きいものの、男性だけに原因があるのは24%、男女両方に原因があるのは24%で、合わせると全体の約半分に男性側にも原因があると報告されています。

実は私もこれに該当します。

また、厚労省によると、体外受精・顕微授精の初回受験者数の年代別集計では、30歳から上昇傾向にあり、39歳がピークで年間1万4,100件と増え続けており、24歳から42歳の総数では約14万件と報告されています。

また、2019年での総出生児数は86万5,239人との報告のうち、体外受精での出生児数は6万598人と過去最多を更新し、1992年から比較すると約30倍も増加しています。

これは、現在14人に1人は体外受精で誕生していることとなります。これを見ても、不妊治療の需要が高くなってきていることが分かります。

その1つの背景として、婚姻数は全国的にも減少し、晩婚化の傾向にある。また、出産平均年齢も30歳を超え、晩産化の推移をたどっているという答弁からも分かります。

そして、年間500名ほど人口が減っている本市でも、晩婚化・晩産化というのは、喫緊の課題だと思います。人口対策としても、力を入れていかなければならないと考えます。

これらを踏まえ、2回目の質問に入りますが、本市の助成事業の資料を拝見しましたが、少し古いものでしたので、更新と市報などでの周知をお願いしておきます。

高額療養費の対象になれば、返ってくる分もありますが、回数制限、3割負担分は今もあります。本市の助成事業の対象者は、保険適用前に、治療を行った方が対象の事業だと受け取りました。

今後、不妊治療を考える方の増加が見込まれます。先ほど、保険適用前の経済的支援と大きな差が生じることがないように考えるとありましたので、さらなる費用負担軽減を図るために、1つ目ですが、これから治療を行う方々を対象に、高額療養費制度の上限額に達しない治療の場合、保険適用された3割負担分の費用助成を本市の助成の対象に盛り込むことはできないか。

次に、国・県の条件の中には所得の制限がありません。所得の制限があるというのは、治療を諦める方もおられると思われまますので、2つ目ですが、本市の助成事業の対象項目には、所得が730万円未満の者に限るとの制限があるが、希望者の間口を広げるために、国・県と同様に、この所得要件の撤廃・見直しをしないか。

3つ目は、不妊治療の準備段階の治療として、精子や未受精卵子の凍結保存があります。この凍結保存の利用先として、体外受精などがほとんどですが、非配偶者間人工授精に用いられることもあります。

これは、絶対的男性不妊や、女性不妊の場合に、夫婦の意思や条件に適応しているかを十分に確認し、判定した上で、ドナー提供のもと、夫以外の精子や妻以外の卵子を使用することです。

このことについては、第三者の子宮に受精卵を移植する代理出産は、日本では認められておりませんが、厚生科学審議会などでは、精子の提供や、卵子の提供を受けなければ、妊娠できない夫婦に限り、代理出産でなければ容認するとあり、現在の日本では法整備がなされていないため、選択される方もおります。このドナー提供による凍結保存の費用についても、精子であれば15万ほど、卵子であれば90万円ほどを、不妊夫婦側が支払うことになっています。

このように凍結保存を利用する際にも費用がかかります。私は、この準備段階などの治療につ

いても、立派な治療の一部だと考えております。

先ほどの答弁では、治療の適用範囲の説明がありませんでしたので、これについてですが、夫婦である場合は、受精そのものの治療行為ではない、診察から検査や、凍結保存などの準備段階の治療、そして非配偶者間人工授精などを選択した場合の費用は、保険適用、助成の対象となるのか。国の保険内容、県・本市の助成内容からそれぞれお答えください。

3点質問します。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

これから治療を行おうとする方の高額医療の上限に達しない場合、保険適用された3割分の費用を本市のほうで助成の対象にできないかという御質問でございました。

先ほどお答えしましたが、子どもを持ちたいという方々に寄り添いつつ、保険適用前の経済的支援と大きな差が生じないように、一般不妊治療や生殖補助医療についての実態の把握や、県などの動向も注視しながら、経済的支援の在り方については考えてまいります。

2点目の所得制限が730万円未満の者に限るというふうになっているけども、国・県と同様に、その撤廃・見直しを行うことは考えてないかという御質問です。

これも、先ほどお答えいたしました。経済的支援の在り方について考える中で、この所得制限についても考慮してまいりたいと考えています。

最後、3点目、診察から検査や凍結保存、こういった準備段階の治療、または非配偶者間の人工授精などの選択をした場合の保険の適用、こういったものの助成の対象にならないか。また、国の保険の内容や、県や本市の助成内容をということで御質問でございますが、保険診療におきましては、不妊症の診断に伴う診察や、基本的な検査は保険適用となりますけれども、それ以外の検査等に関しましては、保険適用外となります。

患者またはパートナー以外の第三者からの卵子・精子等を用いた治療も適用外となります。これは、親子関係の確定や、生まれてくる子どもの権利や、福祉等の様々な観点から、国会においても議論がなされているところでもあり、保険適用外とされたものであります。

また、県の助成事業では、特定不妊治療に要した費用以外の検査等は対象外となっており、国と同様に、夫婦以外の第三者からの精子・卵子等の提供による医療行為も対象外となっております。

本市の助成事業について考える際も、子どもを持ちたいという方々に寄り添いつつ、様々な観点を考慮いたしまして、国や県と同じ内容にする必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

1次質問とは違う内容の質問をしたんですけども、特に2次質問の最初の答弁ですけども、ちょっと、1次の答弁と一部似ていて、抽象的でしたので、まだ保険適用が始まったばかりですので、答えが出ない部分はあるかと思いますが、前向きかどうかの確認だけはしたいので、再度質問します。

1点目です。保険適用された3割負担分の費用助成を本市の助成対象に盛り込むことについては前向きに考えていくと捉えていいのかが1つ目です。

治療範囲については、不妊症の診断を受けた場合は、診察や検査も保険適用となる、それ以外は適用外とのことで、現状では仕方ないと思いますが、今後、寄り添う気持ちを持って考えていただければと思います。

ここからは、結婚していない場合の質問をしたいと思います。

先ほど私も該当すると言いましたが、私は下半身に麻痺があり、射精をすることができません。一方で、まだパートナーもいないわけですが、将来、できることなら自分の子どもが欲しいと思っています。40歳を超え、将来を考え、精子の凍結保存をするため、2年ほど前に診察を受けました。内容としては、診察と血液検査、睾丸のエコー検査をしましたが、そのときの費用が約7万円で、とても驚きました。しかも、精子を採取するための手術費用が34万円、採取した精子の処理費用が9万円、エコー検査、手術前検査が3万円と、併せて46万円ほどかかると知りました。

加えて凍結保存料が半年ごとに3万3,000円かかります。これを知って、治療が必要のない方々をうらやましく感じてしまうこともありましたが、治療でしか子どもを授けられない人もいるということを分かっていただけならと思います。

多くの不妊治療は夫婦が取り組むものという認識かもしれませんが、しかし、晩婚化が進む現在では、カップルでいても、仕事の都合や、それぞれのタイミングを考え、結婚前の準備として行う方や、今、パートナーがいなくても、将来のために若いときの精子や卵子を残しておく方法として凍結保存に取り組む男女が増えつつあります。

また、本市ではパートナーシップ制度は認められていませんが、同性カップルが子どもが欲しい場合にも、精子・卵子、ドナー提供での妊娠を選択されることもあります。

さらに、結婚はしたくないけども、ドナー提供を受け、1人で産み育てる考えの方も多くなっているとのニュースも聞きます。

このように、独身での不妊治療の取組も多様になってきています。結婚願望がなくても、独身であっても、LGBTであっても、これから子どもが欲しいと思っている全ての人たちは宝だと思います。

これまで当たり前じゃないと思われていたことが当たり前になってきている多様な社会は既に始まっています。

そこで、現在、保険や助成の対象ではない独身などであっても、将来的に本市で子どもをつくり育てたい人を1人でも増やすための新しい視点として、2点目ですが、独身などの方々に対して、将来のための不妊治療について、ほかの自治体に先駆けた本市独自の助成事業として、助成対象の拡大・見直しをしたほうがよいが、将来に向けて検討を始めることはできないのか。

最後、3点目です。

市長は、令和2年3月定例会では、一般不妊治療費助成及び早産予防対策事業を進め、子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康支援を強化していく、令和3年12月には、不妊治療のための休暇など、国家公務員の制度を参考に、休暇制度の拡充を図っていくと話されています。これは、不妊治療支援にも力を入れていくものと解釈していますが、これについてです。

不妊治療に対する現時点での市長の見解と、今後の人口対策、妊娠・出産支援としての本市の不妊治療助成事業の重要性、発展拡大の可能性について、どう考えているかお聞きします。

予算説明書では、本市の助成事業費は県の交付金が主なようですが、市から持ち出しがあります。昨年市長1期4年間の福祉の取組について質問した際に、市長は、平成30年度の福祉の事業費と比較して2億5,000万円増額していると答弁されています。扶助費の増やし方、振り分け方にはいろんな方法があるとは思いますが、これだけの予算を増額された高岡市長の敏腕をもって、ぜひこの件についても、誰もが金銭面、精神面に負担を感じることなく、治療に取り組めるようになることを期待します。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず、1点目が3割自己負担の助成や、所得要件の撤廃見直し、1回目の答弁で申し上げました。その件に関して、前向きな答弁と捉えていいのかという御質問であります。

保険適用後の3割自己負担への助成や、所得要件の設定につきましては、今、議員も申されたように、始まったばかりでもありますので、そういったことも非常に加味しながら、今後の課題として捉えておりますけれども、不妊に悩む方々の経済的な支援というのは、しっかりと在り方を考えていくことが必要だというふうに考えております。

それから、2点目として、独身の方に対しても不妊治療、そういったものを他市に先駆けて検討を始めることはできないかという御質問でございます。

我が国では、不妊とは、妊娠を希望する男女が避妊をせずに性生活を送っているにもかかわらず

ず、一定期間妊娠しない場合とされており、今回の保険診療の改定では、事実婚の男女も含まれることとなりました。まず、市としましては、これらの方々の支援に取り組むべきだというふうと考えております。

そのため、市独自の助成事業としての拡大見直しにつきましては、現在のところは考えておりません。

最後、3点目、不妊治療に関する現時点での私の見解、そして今後の人口対策や妊娠・出産時の支援として、不妊治療の助成事業の重要性であったり、発展・拡充の可能性についてどう考えるかという、この2点、御質問ございました。

今回、この不妊治療が保険適用されたことは、不妊に悩む方々にとって、有効で安全な治療を安心して受けることができる環境が国全体として整備されたものというふうと考えております。

また、人口対策、妊娠・出産支援としての本市の不妊治療助成事業につきましては、その重要性は十分認識をしております。

不妊治療に対する発展・拡充につきましては、現時点では国が想定する不妊治療の概念の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画について、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、高齢者や障がい者が住みやすい公営住宅の整備計画について、順次お答えします。

まず、高齢者や障がい者に対して、優先入居を行っている公営住宅の入居率は、現在どうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市は16団地832戸の公営住宅を管理しており、この中で高齢者や障がい者の方が優先的に入居できる住宅は4団地103戸あります。この内訳は、牧ノ内団地が27戸、洗切団地が15戸、白浜団地が44戸、月浦団地が17戸となっており、全てが入居中で、入居率は100%です。

次に、牧ノ内公営住宅の6から9号棟の建設予定はどうなっているかとの御質問にお答えします。

牧ノ内団地の建設につきましては、平成26年度から着手し、現在1から5号棟までの5棟55戸の整備が完了しております。6号棟につきましては、水俣市公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和5年度から建設工事に着手し、7号棟以降につきましても順次整備を実施し、令和9年度までに9棟85戸の建て替え事業を完了したいと考えております。

次に、令和元年9月の一般質問にて、牧ノ内公営住宅の整備に関し、入居者からの意見と私の気づきを伝えたが、その後どのような検討を行ったのかとの御質問にお答えします。

まず、入居者からの御意見、御要望については3点ありましたが、1つ目のテラスの壁部分がガサガサして、触るとけがをすとの御意見につきましては、入居者がより使いやすくするため、2つ目のテラスのドアの取っ手部分が小さく、開閉しづらいとの御意見につきましては、近年のサッシの複層ガラス化に伴い重量が増していることもあり、次の6号棟建設工事から対応していきたいと考えております。3つ目の使用していない花壇は、市のほうで花壇の土を撤去するなど、何かしらの対策を考えていただきたいとの御要望につきましては、前回の一般質問でもお答えしたとおり、花壇は入居者の皆様からの御要望により設置しておりますので、ほかの団地と同様に、入居者の皆様に管理を行っていただきたいと考えております。

次に、議員からの気づきについては2点ありましたが、1つ目の、トイレの便器の設置方向がドアから向かって真正面に設置されていることから、車椅子を使用する方にとっては、乗り移りの際、180度体を反転させなければならず、乗り移りが困難とのことについては、次の6号棟建設工事の設計は既に終わっているため、7から9号棟の建設工事では検討していきたいと考えております。

2つ目の浴室の扉に、スペースを確保できる3枚引き戸や、中折れドアを使用してはどうかとの御提案いただいた件につきましては、ほかの団地で採用した際に、レールが長い上に、数が多く、掃除がしにくいため不衛生、開け閉めしづらいなどの苦情が出ていたこともあり、採用には慎重な検討が必要というふうと考えております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

水俣市障がい者計画には、公営住宅の新設に当たっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図りますと記載があることを、まず最初に申し添えておきます。

優先入居の入居率は100%とのことで、前回質問したときも100%でしたので、改めて、非常に人気の高い住宅だということが分かりました。

私の経験上、一般的なアパートやマンションの部屋が、初めからバリアフリー構造になっていた物件をほとんど見たことがありません。ある程度妥協をして、我慢をして、工夫をしなければならぬ状況を強いられているのは、高齢者と障がい者です。そして、高齢者や、障がい者が自分の住まいを探すこと自体、困難を極めます。

誰でも住みやすい究極の部屋というのは、なかなか難しいことは分かっていますが、選択肢を増やすという部分では、重要な視点だと考えます。

使ってみてから気づいた箇所は、前向きに改善していく姿勢が大切だと思います。

令和元年9月の私の質問については、テラスの壁と取っ手部分は6号棟から改善していく。トイレ便座の設置方向は、7号棟から検討したいとのことで、ぜひそのように願います。

6号棟は既に設計が終わっているとのことですので、今回は、7から9号棟に目を向けたいと思います。最初に聞いておかなければならなかったのですが、1つ目の質問です。

優先入居の部屋に関して、入居ができる方の条件や基準はあるのか。また、入居希望者の各種手帳の確認や、身体の状態、介護・介助が必要かどうかなどの把握はしていないのか。

この質問をするに当たり、改めて見学させていただいた上で、私が改善が必要だと感じた箇所が浴室になります。

まず、ドアの幅が狭い点が上げられます。あの広さではヘルパーさんが介助されることを想定しても、2人入るのがやっとでしたので、介助も難しいと思います。

最悪でも車椅子で突っ込めるほどのドアの幅を確保した上で、浴槽の配置をドアから向かって正面に、横向きに設置することで、入浴台なども設置しやすくなると思います。

また、廊下が十分な広さでしたので、廊下を30センチほど狭くしたとしても、十分通ることもでき、廊下沿いにある浴室の広さも確保できるのではないかと感じました。

一方で、浴室以外のドアが、全て引き戸を採用されているのは、使いやすいからだと思います。ですので、浴室のドアに関しても、転倒予防、介助のしやすさ、入り口の幅を確保するという点では、やはり引き戸が望ましいと思います。

引き戸は、車椅子に乗ったまま開閉することができますし、開けたときに、ドアの幅が狭くなりにくい。開き戸であれば、浴室内で転倒してしまった場合、中から開けられなくなってしまうことも想定できます。

3枚引き戸だと重い、掃除がしにくいなどの意見があったようですが、それぞれの意見の落としどころとして、入居される方が自分に合った部屋を選べるようにしてはどうかとも考えます。

また、一般的なシステムバスの広さは、1メートル60センチ掛ける1メートル60センチが基準になっていることが多いと、知り合いの建築士からお聞きしました。これは1616サイズと呼ぶらしく、私の浴室も見てもらいましたが、1616サイズとのことでした。浴室内、ドアの幅は十分な広さで、入浴台も設置できていますし、車椅子ごと入ることもできています。

車椅子でも通行できる幅を確保した上で、廊下を少し狭くするなどの検討をした場合も含めてお聞きします。

2つ目です。

浴室の広さを、一般的なシステムバスの1616サイズに変更、もしくは介護用システムバスにすることで、浴室入り口の幅などを確保でき、工夫・利用しやすくなるを考えるが、採用することはできないか。加えて、ドアの開閉方法を開き戸・1枚引き扉の部屋といった2種類のバリエー

ションでも設計し、入居者が選択できるようにしてみてもどうか。

関連して3つ目です。

部屋を選択制にすると、順番待ちに偏りが出てしまう可能性が考えられますが、優先入居の順番待ちは、どのような方法を取っているのか。現在の順番待ちの状況はどうか。

以上、3点質問します。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。全部で3つあったかと思えます。

まず、優先入居の部屋に関し、入居の条件や基準、入居希望者の各種手帳の確認や、身体状況、介護・介助が必要かなどの把握はしていないのかとの御質問にお答えします。

優先入居できる方の条件や基準としましては、高齢者世帯は60歳以上の方となっており、身体障がい者世帯は、身体障がい者手帳の交付を受けている方となっております。

また、入居希望者については、入居申込み段階において、聞き取りの上、各種手帳の確認などを行い、把握をしております。

それから、2点目です。

優先入居の部屋に関し、浴室の広さを1616サイズに変更、もしくは介護用システムに変更すること、加えてドアの開閉方法を開き戸と1枚引き戸の部屋を準備するなど、入居者が選択できるようにしてはどうかとの御質問にお答えします。

お尋ねのシステムバスについては、7号棟設計時に検討したいと思っておりますが、浴室に限らず、脱衣室やトイレを広くすることで、床面積が大きくなると、家賃が上昇し、入居する方へ負担を強いることになることも考慮しなければならないと考えております。

なお、システムバスには様々なサイズがありますが、現在、牧ノ内団地で採用している1216サイズも広く普及しておりますので、一般的なサイズと考えております。

また、ドアの開閉方法を開き戸と1枚引き戸の部屋を準備し、入居者が選択できるようにしてはどうかとのことですが、本市の市営住宅において、1枚引き戸を採用した例がありませんので、まずは技術面などにおいて可能か検討し、可能であれば、メリット・デメリットを精査した上で採用を判断したいと思っております。

それから、次に優先入居の順番待ちはどのような方法を取っているか。また、現在の順番待ちの状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市では、年に1回行う定期募集と、年間を通して申込みを受け付ける随時募集により、空き家待ち入居希望者の紹介順位を決定し、空き家が生じた場合、順次御紹介しております。御紹介の際、優先入居の条件に該当する方がいる場合は、優先して御案内しており、該当者がいない場

合は、順番に御案内しております。

また、現在の順番待ちの状況はどうかとの御質問については、現在、定期募集と随時募集において、31世帯の申込みがあり、このうち、既に9世帯が入居し、22世帯にお待ちいただいている状況です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

2種類の部屋から選択してもらうことも1つの方法だと思いました。欲しいのは使いやすさですので、順番待ちについては、説明の上、本人の希望として判断を仰ぐこともできるのではと思います。

優先入居の基準をお聞きしました。該当者がいない場合は優先入居の部屋にも健康な方が入居される場合があると解釈しました。家賃収入を考えると、致し方ないと思いますが、これについて1点目、現在、優先入居の対象ではない世帯の入居は何世帯あるか。また、22世帯の順番待ちのうち、優先入居を希望されている世帯は何世帯あるのか。

次に、システムバスの採用と、ドアの種類については、7号棟設計時に検討するとありました。1216サイズも一般的とありましたが、40センチの差でもかなり使い勝手は変わると思います。

また、床面積については、廊下の幅なども考慮して、現在の床面積の範囲で収まるよう考えていただければと思いますが、これは、担当建築士さんの腕の見せどころなのかなとも思いますが、家賃について2点目です。

1616サイズのシステムバスを採用し、仮に床面積が大きくなった場合、現在と比較して、家賃は幾らほど高くなるのか。また、家賃の上限額の基準はあるのか。

これまでの答弁では、とても前向きな印象を感じました。デメリット・メリット、設計上の兼ね合いもあるとは思いますが、7、8、9号棟と、今後入居される方々にとっても、自宅がストレスのない空間となり、より住みやすい住宅になるよう、マイナーチェンジ、グレードアップ等も含めて検討していただければと思います。

最後の質問です。今後の優先入居住宅の在り方について目指すところは何か。

この件については今後も引き続き注目していきたいと思えます。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。3つございました。

まず、優先入居の対象でない世帯の入居は何世帯あるか。また、順番待ちが22世帯とのことだが、そのうち優先入居を希望される世帯は何世帯あるのかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしました入居済みの9世帯のうち、優先入居の対象でない世帯は6世帯です。

また、残る22世帯のうち、優先入居を希望されている世帯は7世帯です。

それから次に、1616サイズのシステムバスを採用し、仮に床面積が大きくなった場合、現在と比較して、牧ノ内団地の家賃は幾らほど高くなるのか。また、家賃の上限額の基準はあるのかとの御質問にお答えします。

現在の牧ノ内団地の家賃は、1LDKが月額1万8,600円から、2LDKが2万2,900円から、3LDKが2万6,800円からに設定されています。仮に、1616サイズのシステムバスを採用した場合、詳細な設計を行っておりませんので、予測になりますが、現在の家賃と比較して600円から2,000円ほど高くなるものと思われまます。

また、市営住宅の家賃につきましては、建設や管理などに要する経費を基に算出する近傍同種の住宅の家賃を上限額としており、団地ごと、部屋ごとに設定をしております。

それから次に、今後の優先入居住宅の在り方について、目指すところは何かとの御質問にお答えします。

牧ノ内団地においては、これからさらに4棟30戸の建設を予定しており、そのうち半数の15戸を優先入居住宅として整備する計画となっておりますので、今後も様々な御意見を伺いながら、高齢者や障がい者の方々に御満足いただける団地として整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明16日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時16分 散会

令和4年6月16日

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月16日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時46分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第4号

令和4年6月16日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 桑原一知君
 - 1 水俣市のデジタル化推進について
 - 2 農業振興について
 - 3 水俣市と社会福祉協議会の役割について
 - 4 小学校での教科担任制導入について
- 2 小路貴紀君
 - 1 第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会について
 - 2 SDGsと環境モデル都市について
 - 3 元気高齢者づくりと医療体制について
 - 4 河川のり面の環境整備について

(付託委員会)

第2 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第15号) (各委)

第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (各委)

第7 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第8 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

(各委)

第9 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(厚生文教)

第10 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(厚生文教)

第11 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(厚生文教)

第12 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総務産業)

第13 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総務産業)

- | | | |
|-----------|-----------------------|--------|
| 第14 議第55号 | 工事請負契約の締結について | (総務産業) |
| 第15 議第56号 | 字区域の変更について | (総務産業) |
| 第16 議第57号 | 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について | (総務産業) |
| 第17 議第58号 | 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第4号) | (厚生文教) |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(牧下恭之君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまた及び水俣市土地開発公社の経営状況報告各1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、設楽教育課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(牧下恭之君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君登壇)

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。真志会の桑原一知です。

約2年半に及ぶコロナウイルスとの戦い、そしてロシアによるウクライナ侵攻と暗く悲しいニュースがあふれています。改めて侵略する国が近くに存在する脅威をいま一度私たちは認識することが必要であり、日本を守るための防衛力の強化は必要と感じています。このようなときだからこそ明るく楽しい話題が必要だとも感じています。

水俣では、新しい物産館ミナマータや木のおもちゃ館きららのオープン、そしてローズフェスタとも重なり、大盛況でスタートしています。また、恋龍祭、港フェスティバル、物産展、花火大会の合同イベントでも、多くの方が出かけられ、にぎわいと活気が戻りつつあります。

総踊りでは、先輩議員が汗だくになり踊っておられる姿、市民の方から参加議員が少ないのはおかしいと指摘され、私もいたたまれない気持ちでありました。花火大会では、偶然にも小路議員と出会い、ぱっと光って咲いた花火を見てたら、こんな日常が続けばと、そして水俣がもっともっと元気になればと話しておりました。

今後にもぎわいや活気を取り戻すための行事には、しっかり感染予防を行い、参加していくこととお約束し、以下通告に従い質問いたします。

1、水俣市のデジタル化推進について。

- ①、本市デジタル化に向けてどのように推進していくのか。
- ②、デジタル活用に不安のある高齢者への支援はどのように進めていくのか。
- ③、デジタル化を牽引する人材の確保・育成はどのように考えているのか。

2、農業振興について。

- ①、農地集積の推進はどのようになっているのか。
- ②、農業用水路の老朽化について、どのような支援を行っているか、また、課題は何か。
- ③、新規就農者の支援はどうなっているか。

3、水俣市と社会福祉協議会の役割について。

- ①、本市が社会福祉協議会とどのように役割分担し、福祉を推進していくのか。
- ②、本市が期待する社会福祉協議会の担う役割とは何か。

4、小学校での教科担任制導入について。

- ①、小学校高学年での教科担任制導入について本市の考えは。
- ②、児童の学力向上、教員の指導力、働き方改革など、教科担任制に期待される効果は何か、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市のデジタル化推進については私から、農業振興については産業建設部長から、水俣市と社会福祉協議会の役割については福祉環境部長から、小学校での教科担任制導入については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市のデジタル化推進について、順次お答えします。

まず、本市デジタル化に向けてどのように推進していくのかとの御質問にお答えします。

現代社会においては、スマートフォンがデジタル社会の必須ツールとなっています。多くの人がスマートフォンを持ち、いつでも、どこでも、インターネットを通じて様々なサービスにアクセスできることが当たり前となった今、デジタル化による行政サービス向上のため、国の財政支援を活用しながら、次の2つの事業を重点的に取り組めます。

1つは、広く普及された身近なメッセージアプリLINEを活用し、情報発信を推進していきます。今年4月1日から水俣市公式LINEを導入し、行政情報や防災情報を配信しています。今後、利用者が受け取りたい情報の分野を選択できる機能を追加し、それぞれの興味関心に応じた情報を受け取ることができるようになります。

2つ目は、行政手続等のオンライン化に取り組んでいきます。

総務省の自治体DX推進計画を参考に、行政手続のうち、特に市民の利便性向上に資するものから順次進めてまいります。まずは、住民票や所得証明など証明書等のオンライン申請をできるようにいたします。具体的には、マイナンバーカードでの本人確認、証明書等の申請、手数料等の支払いについて、全てオンラインで行うことができるようになります。申請した証明書等は後日郵送で届きます。現在、7月実施に向けて取り組んでいるところです。

加えて、マイナンバーカードに関する国のポータルサイトであるマイナポータルを活用を推進していきます。

保育施設等の現況届をはじめとする子育て関連15手続、要介護・要支援認定申請をはじめとする介護関連11手続をマイナポータルから、オンラインでできるよう今年度中に実施いたします。

ほかに、マイナポータルから転出届と転入予約をすることで、住民異動手続が完了できる転出・転入手続のワンストップ化を今年度中に実施する予定です。引っ越しする方は、予約日に転入地の役所に行くだけでよく、転出地の役所に行く必要がなくなります。また令和5年度から、固定資産税と軽自動車税の納付書にQRコードを印刷し発送をいたします。納税者は、届いた納付書のQRコードをスマートフォン等から読み取ることで、窓口や銀行等に行かなくても、その場で納税ができるようになります。

次に、デジタル活用に不安のある高齢者への支援はどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

まず、当然のことながら、これまでどおりの窓口における対面での手続も継続してまいります。その上で、スマートフォン等の電子通信機器の使い方を学びたい方に向けましては、地元通信業者と協力して、スマホ教室を実施し、支援をしていきます。この教室では、基本的なボタン操作や、マイナンバーカードの申請方法、水俣市公式LINEの活用方法などについて、講習を

行います。この事業は、国のデジタル活用支援推進事業補助金を活用するもので、現在は、実施主体である地元通信業者が、補助事業としての採択に向けて申請を行っているところです。

次に、デジタル化を牽引する人材の確保・育成はどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、公共サービスや行政のICT化を進めるためには、ICT技術に関する専門的な知見を有する職員が必要です。当市においては、こうした素養のある職員を情報システム部門に配置し、知識を習得させ業務経験を積ませるとともに、蓄積された知見が次の世代に適切に継承されるよう新たな職員を配置するなど、採用、異動、昇任等の人事の各段階において、長期的な観点から、専門的な知見を有する職員の確保・育成に努めています。ただし、情報システム部門の職員だけでICT化を進めてしまうと、使い勝手の悪いシステムが導入されたり、せっかく開発した市民向けサービスがあまり利用されなかったりする可能性があります。

そこで、情報システム部門以外の職員が、日々の業務の中でICT化により効率化できる業務はないか、デジタルデータの活用により市民サービスを向上させることができないかを考えて提案していくことが重要と考えております。

このため、水俣市電子計算組織管理運営委員会などの場で、本市の電算システムの現状と課題等を各部門の職員に共有することを通じて、職員全般のICTリテラシーの向上やICT化に向けた動機づけを図っているところです。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

2回目の質問に入ります。

日本のデジタル化を推進する目的でデジタル庁が発足し、また「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す」という流れを目的にデジタル田園都市国家構想が掲げられ、全国の自治体ではこの流れに奔走しています。本市では、スマートフォンがデジタル社会の必須ツールとなるということで、国の財政支援を活用し2つの事業を重点的に取り組むということでした。

LINEでの行政情報やこれからの梅雨・台風シーズンを迎える中の防災情報などいち早く配信されることと思います。

先日の恋龍祭でも、職員の方が公式LINEの登録を広報されており、多くの市民に広めたいという気持ち、また意気込みが伝わってまいりました。

デジタルを活用した情報発信ということで、本壇でちょっと歌の歌詞をもじって話したんですけども、誰も気づいてもらえなかったのかもしれないですけど、「打ち上げ花火下から見るか横から見るか」ということで、そこをヒントにドローンを活用し、花火を上から真横からの動画を配信するとか、SUPや今度行われる競り舟でゴープロを使い、実際に漕いでいるような動画

を配信するとか、みなまた港フェスティバルでは、F-15の展示飛行が行われましたが、多くの方がスマホを片手に撮影し、子どもたちが手を振るなど喜んでおられました。このようなイベントの様子を配信するというだけでも、観光情報の発信にもなると思いますので今後少しでも提案できればと思います。

マイナポータルですが、子育て関連、介護関連、転出・転入手続など、今年度中に実施される予定ということでしたので、どういったら使えるのかなど、市民には丁寧な周知が必要と考えますので、お願いしておきます。

次に、日本人の4人に1人以上が高齢者という時代を迎えています。この急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴い、恩恵を受けられる方と受けられない方の情報格差をなくすために行政としてどのような支援ができるのかが重要だと思います。

本市では、当然ながら窓口での手続も継続していくということでした。また、スマホ教室を実施し、支援していくということでもありました。1回目の教室ではかなり多くの方が定員よりも多く応募されたと聞いておりますので、今後も取組をお願いしたいと思います。

次に、牽引する人材の確保・育成ですが、長期的な観点で取り組んでいくということでありました。また、職員全般のICTリテラシーの向上というのは重要なところだと感じています。

このようにデジタル化社会に向けてどの程度のスピードで進むのかは予想できませんが、着実に前に進むと考えられます。水俣市としても遅れることなく推進していく必要があり、DXに関する専門的な部署の設置について見解をお尋ねします。

また、先ほどの職員全員のICTリテラシー向上という観点から、職員のIT技術の知識向上やスキルアップを目的に外部人材の活用やIT企業との包括契約の見解を2点、お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございまして、まず1点目が、DXに関する専門的な部署の設置は考えていないのかという御質問でございます。

当市では、ICTの専門部署として既に平成28年度から総務課に情報政策係を設置いたしまして、市役所業務のICT化を進めているところです。

市民が利用する各種行政サービスのICT化につきましては、各行政サービスの担当課と情報政策係が連携をして取り組んでおります。医療や交通などの公共サービスのICT化、民間事業者のICT投資の促進などについては、それぞれの分野の事業課が担当しつつ市長公室において調整を行っているところです。

桑原議員御提案のとおり、専門的な知見を有する職員を専門部署に集約して配置することは、

人材の効率的な活用につながる一方で、その他の部署の職員のICT化に対する意識が低下をして、専門部署に任せ切りになってしまうということも懸念をされます。

このバランスを考慮しながら、ICTにより急速に変化する社会や経済に対応できるよう、よりよい組織の在り方を引き続き追求してまいりたいと考えております。

2点目の職員のIT技術の知識の向上とかスキルアップ、そういったものを目的に外部人材の活用とか、IT企業との包括契約の考えはないかという御質問でございました。

外部人材の活用につきましては、市が求める深い専門知識が得られるメリットがございますけれども、まずは受け入れる市が外部人材の受入れ意義や狙い、そして期待する役割や業務等について広く職員間で共有されている状態である必要があると考えます。

これらの注意すべき事項を考慮し、まずは国からの専門アドバイザー派遣制度等の活用から検討をしていき、さらなるニーズが出てきた際に、IT企業などとの包括契約によるサービスの利用も視野に入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

専門の部署については答弁をいただいたとおりであると理解いたしました。

また、IT技術、知識向上など、職員のスキルアップには、国の制度活用を検討し、IT企業との連携ということも視野に入れていただくということをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 次に、農業振興について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、農業振興について、順次お答えします。

まず、農地集積の推進はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市では、農作業の効率化と農地集積の推進等を図るため、受益者からの申請に基づき、平成27年度から令和7年度までに中山間地域総合整備事業として、南袋、中小場、仁王木、桜野上場の4地区、令和元年度から令和8年度までに農業競争力強化基盤整備事業として、一本木、大川、市渡瀬元向、久木野山上の4地区、合計8地区の農地の区画整理や農道、用排水路の整備を熊本県が事業主体となって進めていただいております。

農地集積につきましては、この事業に併せて、中山間地域農地集積促進事業計画などを策定し、地区の中心となる農家、いわゆる担い手への集積を進めております。

その他の整備を行わない地区でも、農地を貸したい人から借り受け、できるだけまとまった形

で担い手に貸し付ける事業を行っている農地中間管理機構の活用や、人・農地プランの作成のための地区での話し合いでの支援等も行っており、今後も関係機関とも連携しながら農地の集積を推進してまいりたいと考えております。

次に、農業用水路の老朽化について、どのような支援を行っているか、また課題は何かとの御質問にお答えします。

農業用水路の老朽化が原因で漏水等が生じた場合は、用水量が不足し、耕作に支障を与えることもあります。本市では、中山間地域等直接支払事業等の交付金を活用して、共同で利用する農業用施設の維持管理を支援している地域もあります。また、老朽化した農業用水路に対して、側溝やパイプ、コンクリート等の原材料を支給し、農業従事者の支援も行っております。

課題としては、農業従事者の高齢化と離農等が進み、農業用水路の維持管理が年々大変になっている点が挙げられます。また、原材料を支給した農業用水路の延長は、令和元年度では230メートル、令和2年度では340メートル、令和3年度では356メートルと年々増加しており、今後も老朽化対策を含む改良に関する要望は増加していくものと思われそうですが、その後の維持管理の仕方も含めて、より効果的な対策を受益者と調整することも課題であると考えております。

次に、新規就農者の支援はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市を含めた水俣・芦北地域において、熊本県、芦北町、津奈木町、農業委員会、JAあしきたで構成する芦北地方農業振興協議会を立ち上げています。

本協議会の活動の1つとして、新規就農を希望される方の相談から就農定着までの一貫した支援体制づくりを関係機関一体となって行っており、栽培技術の習得、住居の確保、営農開始のための園地の紹介など就農までの支援について、効率的にサポートを行うことができるようにしております。

また、農業次世代人材投資事業を活用することにより、独立自営就農を行う認定新規就農者に対し、経営開始から3年目まで年額150万円、4年目、5年目には年額120万円を交付する事業を行ってまいりました。令和4年度からは、新規就農者育成総合対策に制度が変更され、経営開始資金として、就農時49歳以下の認定新規就農者に対して、経営開始から最長3年間、年額150万円の支援を行い、新規就農者のサポートを行うこととしております。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

農地集積の推進については、何回か質問をしております。また、高齢化と担い手不足で農家数の減少で耕作放棄地も増えていると、しかしこのような現状でも日本の農業にはチャンスもあるということをお話してまいりました。

農水産物や食品の輸出額は2013年から拡大に転じています。これは、日本の農水産物は安全で

安心、そしておいしいということが世界に認知されているからであると思います。例えば米では、面積当たりの収穫は下がってきていますが、背景には、食味のよさを追求し、収量ではなく、食味のよさが重視されてきております。その結果、生産性は落ちましたが、世界一高い米になりました。食味のよい米は人気があり、味のよいブランド米として世界の富裕層にも支持されてきております。

本市も高齢化などの理由で、今後も離農というものは続くと思われませんが、農地が集積されれば、作業効率が上がり、規模も拡大できます。ですので、専業農家や農業法人、営農組織を含み、他業種の農業参入ということも増えてくると考えております。このような時代の流れに遅れないことが大切であり、まずは農地の集積を推進していくことが、本市としては重要であると思っております。

担当課におかれては、合意形成などの手続上、大変な業務なんですけれども、ピンチをチャンスと捉え、県、受益者と共にこの農地集積の取組には、今後も全力で取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、米づくりでは水は絶対に欠かせません。

本市の農業用水路は古く、老朽化が進んできていますので、作付の前には必ず泥上げ、もしくは修復が毎年の作業になっております。私も2か所のところで作業をするんですけども、約1キロの水路と、あと1.8キロの水路、これはかなり重労働でして、私より若い方はおられませんので、皆さん70代とか、80代の方がほとんどです。高齢になってくるとやっぱり作業が困難になるということも実際肌で感じているところです。

また、今年は、うちの農業用水路沿いで森林伐採をされておまして、土砂、木々の混入などあって、蓋をかぶせたり、また土やら石ころやら、そういったものを上げたりと、余計な作業も起こってきていますので、担当課の職員の方には、この点は大変お世話になりましたが、ぜひこのようなことが発生する前に、何とか対策を講じることも必要ではないかと思っておりますので、御提案をしておきます。

この農業用水路の維持管理では、受益者の原材料支給を支援されています。これは大変助かっているという声を多く聞きますので、今後も農業用水路の維持管理の支援策である原材料支給を含めての幅広い支援策を考えていないか、1点お尋ねします。

次に、新規就農者の支援ですが、芦北地方農業振興協議会を立ち上げ、相談から就農定着までを支援されているということでした。その定着支援の継続をもちろん続けていくということも大事ですけど、その後というのも非常に重要な点であります。日本農業は変化し、今後はかなり速いスピードで変化してくると思っておりますので、そういったところもちょっと感じています。

そこで、国の農地法における農地の下限面積要件の廃止や認定農業者の事業展開を資金面で後

押しするなど、人・農地関連法が成立し、新規就農者の移住定住を促進するチャンスと考えますが、今後どのように取り組むのかお尋ねします。全部で2点です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、農業用水路の維持管理について、原材料支給を含め、幅広い支援を考えていないかとの御質問でした。

先ほど答弁させていただきましたように、高齢化と離農などにより、市内の農業用水路の維持管理作業は年々大変になっていくと予想をしているところです。現在も相談を受けましたら、まずは現場に出向き対応を行っております。

例えば、地形的に土砂が頻繁に堆積する区間では、原材料支給だけではなく、土留めの提案を行うなど、より維持管理しやすい方法を受益者目線で検討をし、技術面も含めて、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の移住定住の促進について、今後どのように取り組むのかとの御質問にお答えします。

新規就農者と移住定住の受入れについては、農林水産課、地域振興課など関係部署一体となり、本市を選択していただけるよう積極的に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、芦北地方農業振興協議会が企画する就農相談会や就農希望者に対する産地見学会、短期研修会について、本市も積極的に参加し、営業活動を行うとともに、水俣市移住定住お試しハウスなどを活用しながら、本市での就農の魅力を伝えていきたいと思っております。

さらに、新規就農者の定着に向け、農業用機械や施設の整備など、就農後のニーズにも対応できる効果的な支援が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

農業用水路の件ですけれども、答弁でもありましたように、管理しやすい方法、また技術面の提案ということで、大変ありがたいと思っています。そして受益者目線で支援していくということでありましたので、今後もぜひお願いしておきたいと思っております。

新規就農者の移住定住では、芦北地方農業振興協議会の企画や本市のお試しハウスを活用するということでありました。ハード面の支援も取り組むということでしたので、効果的な支援を今後もお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市と社会福祉協議会の役割について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

(福祉環境部長 高三瀨晋君登壇)

○福祉環境部長(高三瀨 晋君) 次に、水俣市と社会福祉協議会の役割について、順次お答えします。

まず、本市は、社会福祉協議会とどのように役割分担し福祉を推進していくのかとの御質問にお答えします。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられております。市も社会福祉協議会も地域福祉の推進を目指す部分では共通しております。市が制度や政策をベースにした市民サービスに対する予算の確保やルールづくりを担っているのに対し、社会福祉協議会はそれを活用して、福祉の専門機関として、福祉関係者との協働によって、住民や地域の個別の生活課題の解決に取り組んでいます。

社会福祉協議会は、市にとりまして地域福祉を推進するための重要なパートナーでありますので、相互に連携・協働し、役割分担を図りながら、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市が期待する社会福祉協議会の担う役割とは何かとの御質問にお答えします。

本市が期待する社会福祉協議会の担う役割としましては、住民や地域の非常に個別性の高い福祉ニーズ、制度の谷間にある福祉課題に対して、公的サービスに加え、多様なインフォーマルサービスを取り入れ、さらには、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野をつなぐことで、身近な地域で総合的かつ効果的な支援の仕組みや体制をつくり上げる専門組織であってほしいと期待しています。

○議長(牧下恭之君) 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

役割については、地域福祉の推進を目指す部分では共通しているということで、予算の確保やルールづくりは、市が行い、社会福祉協議会はそれを活用し、住民や地域の個別の生活課題に取り組むということでした。

また、期待する社会福祉協議会の担う役割については、非常に個別性の高い福祉ニーズ、制度の谷間にある福祉課題に対し、効果的な支援の仕組みや体制をつくり上げる専門の組織であってほしいということでした。私も地域の高齢者の方の件で相談したことがありまして、まさに個別性の高い福祉ニーズでしたが、早急に対応していただいたということもありました。

また、東部地区では、お店が石坂川に1軒だけあるんですけれども、久木野地区を含めると、買物が不便という地域であります。

そこで、移動販売の事業をされている方からお話がありまして、久木野で実際に回っているんですけれども、東部でもちょっと広めていきたいということで相談がありまして、地域の方と

か、お話をさせていただいて、健康塾や地域リビングの際に来ていただいております。その際に、社会福祉協議会の方もどういうふうにされているのかということで視察に来られまして、移動販売の東部での必要性というのを理解していただいて、今ちょっとずつ広めていただいているところであります。

逆に、高齢者の交通手段の話で、市内のある方が東部でみなくるバスが通らない場所があるから困っているので何とかしてくれというお話がありました。ただ、その地域の方の話を聞くと、スクールバスに便乗ができる、もしくは南国があるということで、さほど不便に感じていらっしゃらないということもありました。

地域が違うというか、実際に住んでいる方の支援というのは、やはりほかの地区に住んでいる方からしてみると見えにくいというか、自分がこうじゃないかと思っていらっしゃるということを言われているんだと思います。

また、高齢者の食事の話なんですけれども、全く作れない方に支援があれば助かると思います。果たしてそうかなということもあります。市内にいる娘さんが、食事を作りに来る、子どもや孫が来たときに作って食べさせたいとか、そういう独り暮らしをしている方にとっては、それは楽しみな時間でありまして、福祉という言葉で、食事を持ってくるという支援も必要な方もいらっしゃるのかもしれないですけれども、人によってはそういう時間を大切にしていると、実際、今後できなくなってくるかもしれないけれども、今できることをわざわざ取り上げる必要もないんじゃないかなというふうに改めてそのお話を聞いて思ったところでした。

このように福祉ニーズは様々であり、地域や個人の考え方も全く違ってきます。それも含めて、現在取り組んでいる事業は必要なかどうか、的外れな支援はしていないか、この地域で必要な支援は何なのか、こういうものを精査していくことは非常に重要だと思っています。

そこで、市から社会福祉協議会への委託事業について、事業の評価や見直しは行っているのか、1点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 議員2回目の御質問でございます。

社会福祉協議会への委託事業につきまして、その評価や見直しについては、という御質問でございました。

今年度の本市から社会福祉協議会の委託事業の数は、高齢介護分野8事業、生涯生活困窮分野4事業の計12事業となっております。

高齢介護分野では、双方の担当部署間で委託事業の取組と進捗状況を確認・協議する連絡会を毎月実施しており、委託事業によっては、国が定めた評価指標に沿って運営協議会等で事業評価及び検証を行っております。

生涯生活困窮分野では、それぞれの委託事業によって異なりますけれども、事業の適正な執行を図るため、報告書が毎月提出される事業と、年度末に提出される事業があり、その報告書類を基に、事業内容の確認を行っております。

これらの委託事業については、予算編成時には各委託事業の現状と課題、改善策の提出を求め、事業の評価や見直しを行い、その結果を次年度予算へ反映しているところです。

今後も引き続き、効率的な業務の遂行に努めながら、相互に連携協働し、地域住民の個別性の高い福祉ニーズ、制度の谷間にある福祉課題に適切に対応することにより、地域福祉の推進に努めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

委託の多くが高齢者に関する分野ですので、ちょっと話が高齢者の方のほうに偏ってしまいましたけれども、答弁ではしっかり12の事業についても推進状況や評価・見直しを行っていくということでありました。

本市もそうですけれども、限られた財源と、そして職員の人数、そして社会福祉協議会においても、限られた財源と職員の人数ということで、全て行おうと思えば、それは皆さんにとっていいのかもしれないですけれども、やはり限られた財源・人数というのがありますので、社会福祉協議会の中の自主財源の事業については、そこでしっかりと議論をしていただけたと思いますけれども、本市としても、限られた財源、そして人材を有効に生かすためのニーズをしっかり掴んでいただいて、今後も社協と密に連携し、地域福祉の推進をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、小学校での教科担任制導入について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 小学校での教科担任制導入について、順次お答えします。

まず、小学校高学年での教科担任制導入について本市の考えはとの御質問にお答えします。

教科担任制については、令和3年1月の中央教育審議会の答申において「小学校高学年からの教科担任制を令和4年度をめどに本格的に導入する必要がある」とされたことを踏まえ、同年7月に、国の義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議から教科担任制の在り方に関する報告がなされています。

この報告によると、「各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進、いわゆる専科指導の充実を図ることを中心に考えるべきであり、外国語、理科、算数及び体育を優先的に専科指導の対象とすべきことが適当である」と

なっています。

本市におきましても、小学校高学年における専科授業や小中連携による乗り入れ授業、一部交換授業を行うことで、授業の質をより高め、児童の理解が深まるよう、教科担任制を推進してまいりました。今後も、国の方針に合わせ、一部の教科（外国語、理科、算数及び体育）を中心に教科担任制を推進していくとともに、引き続き県教育委員会に対し、専科教員の配置を要望してまいりたいと考えております。

次に、児童の学力向上・教員の指導力・働き方改革など、教科担任制に期待される効果は何かとの御質問にお答えします。

国の義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議の調査研究の結果等を踏まえ、教科担任制の取組の効果として、次の4点が考えられます。

1つ目は、「授業の質の向上、それに伴う児童の学習内容の理解度と定着度の向上」です。教科担任をする教師が行う教材研究の充実、担当授業を複数回実施することで授業の改善が図られ、児童の理解が深まり、学習内容を定着させることができます。

2つ目は、「小・中学校間の円滑な接続」です。中学校教師による乗り入れ授業を行うことで、児童が中学校に進学した際に、知っている教師がいることによる安心感、その後の中学校での学習・生活に順応しやすいといった点で、小・中学校間をつなぐことができると考えます。

3つ目は、「多面的な児童理解」です。従来は学級担任しか知らなかった児童の問題を学年間の教師が共有できるようになり、多面的な指導や支援が可能になります。一方で、児童にとっては、学級担任以外にも相談できる教師が増えることになります。

4つ目は、「教師の負担軽減」です。学級担任の授業を担当しない時間が増えることで、教材研究等の時間を確保でき、時間外勤務の縮減につながるのではないかと考えられます。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

令和元年12月にも一般質問で取り上げております。2年ほど過ぎましたので、本市の教科担任制導入に対する考え、また子どもたちの学力向上に向けた取組などの現状も改めて取り上げさせていただきました。

私は、教科担任制導入の第一の目的は全ての児童の学力向上だと考えています。専門的な知識を持った教員の指導で授業の質が向上する、まさしく答弁でもありました期待される効果、授業の質の向上、それに伴う児童の学習内容の理解度と定着度の向上です。

本市でも専科授業や小中連携の乗り入れ授業など、教科担任制を推進されてきたということですが、具体的に各校でどのような取組がなされたのか、また、実施した小学校の児童からどのような反応があったのかをお尋ねいたします。

この教科担任制については、教員の方にとっても大変効果があると考えています。得意な教科を複数回教えることができますから、授業の質、精度が向上します。また、複数の教員が児童と接しますから、ちょっとした子どもたちの異変など、気づきやすくなることや担当教科が減れば、教員の負担軽減にもつながります。先ほど答弁いただいたとおり、効果は私は大きいと感じています。しかし、大きく前に進まないということもあります。いろんな課題があると思いますが、一番の問題は教員不足じゃないかというふうに感じています。

熊本大学では、教育学部の推薦入試に地域枠を新設されました。これは熊本県で採用する小学校教員を目指す県内高校生が対象になり、資質、能力の高い小学校教員の円滑な確保というものが目的だそうです。また、小学校の教科担任制導入を見据え、理数枠も設けるということでありました。

熊本県の教員不足、教員志願者の減少は深刻であり、こういう現状打開ということもあるのではないかなというふうに感じております。

このような中、教科担任制を含め、よりよい制度や政策を調査研究し、導入を検討しながら、本市の未来を担う子どもたちの教育を力強く進めるべきと考えるか、いかがかお尋ねいたします。

2点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、教科担任制について、具体的に各校でどのような取組がなされたのか、また、実施をした小学校の児童からどのような反応があったのかとの御質問でした。

第一小学校には、外国語専科、算数専科、国語専科が1名ずつ計3名、第二小学校には、理科専科が1名配置され、外国語専科については、第一小学校の教員の兼務となっております。

このほか、袋小学校では、乗り入れ授業で、図工、音楽、体育、算数の一部を中学校の教師が授業をしています。

また、複式学級を持つ小規模校では、複式を解消するために、教頭が理科の授業を受け持ったり、低学年担任が外国語の授業を受け持ったりするなどの取組がなされています。

このような実践を行った小学校の児童からは、授業が分かりやすい、理科の実験が楽しいなどの声が聞かれています。加えて、授業により真剣に取り組む姿が見られ、意欲的な発表の回数が増えたと伺っております。

2点目ですけれども、教科担任制を含め、よりよい制度や施策を調査・研究し、導入を検討しながら、本市の未来を担う子どもたちの教育を力強く進めていくべきだと考えるけれども、いかがかとの御質問でした。

教科担任制を含め、学校教育、とりわけ授業の質の向上と児童の学習内容の理解、定着を図るための制度と施策に関する先進事例を調査し、地域や学校の実情を踏まえ、導入実施の可能性を見出しながら、積極的に教育施策を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

取組をお聞きいたしまして、子どもたちからどういった声があったかということで、授業が分かりやすいとか、理科の実験が楽しいということで、真剣に授業を受けて、また意欲的な発表の回数も増えたということで非常にいいことだなと思っております。

実験というのでちょっと思い出したんですけれども、数年前に小学校で理科の実験というか、これはJNCさんの協力で化学の実験とかそういったものを小学校でしたことがあるんですけれども、非常にそのときも子どもたちは喜んで、何回もチャレンジしてやるということで、非常にいいなと思ったのを今ちょっと思い出しましたので、そういう民間の企業というところとも少し連携ができればなというふうに今思いました。

あと、市役所の職員の方が租税教育ということで、数年前に中学校に来ていただいて、このときも職員の方の名前はちょっと忘れたんですけれども、非常に分かりやすい話をされまして、子どもたちも、そのときも結構皆さん手を挙げて、税金のこととか、税の話で疑問点を投げかけられていたので、そういう租税教育というのももっともっと中学校とかしていてもいいのかなというふうに思いました。

私は、この義務教育9年間というのは、心身が成熟というか、心の発達の半ば、そして多感な時期でもあるということで、非常に重要な9年間というふうに思っています。

そして、よりよい取組は積極的に取り組む、不必要なものは切り捨てていく、こういった思考というのはいろんな業種も必要ですし、急速に変化していく社会においては、むしろ教育現場こそ、変化することに柔軟であるべきじゃないかなというふうに私は思っています。

そこで、最後に施政方針の中で、市長が児童生徒の学力向上に重点的に取り組むと述べられています。そのための施策の1つが、教科担任制であると考えますが、市長の本市教育施策に対する考えをお尋ねし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員3回目の御質問でございます。

施政方針の中で児童生徒の学力向上に重点的に取り組むというふうに述べているけれども、その1つの施策が教科担任制であるのではないかと、本市の教育政策に対する考えはどうなんだというお尋ねでございます。

私の教育方針に対する考え方ということでございますけれども、施政方針の中で述べましたとおり、多くの保護者から子どもたちに学力をつけてほしいという声をいただいており、その願いに応えるために、教育委員会主導による教職員の資質の向上、児童生徒の学力向上を強力に進めてまいりたいと考えております。

今年度に入りまして、県の市長会、九州市長会、そして全国市長会等で各地の市長さんと意見交換を行いまして、先駆的な実践者による講演を拝聴する中で、学校教育に関する様々な先進事例の情報を入手することができました。これらの情報については、その都度、教育委員会の担当職員と共有をいたしまして、議員お尋ねの教科担任制と併せ、本市の状況に合致した新たな施策について検討いたし、児童生徒の学力向上の実現を図ってまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

昨日、水俣病問題に関して、被害者側に寄り添うことが市民の立場であるというような考えで市長の立ち位置を問う質問がありました。

チッソの事業会社JNCで働く若い社員は、水俣病を引き起こした直接の責任はなくとも、補償完遂のための責務を担っています。水俣に住み、家を建て、子どもを産み育て、住民税等を納めている社員を市民とは言えないのでしょうか。市民の立場を意図的に定義づけることはやめていただきたい。心ある議員、執行部の皆さんにはぜひとも御理解をお願いします。

本市行政運営のお力添えとして、国及び県から単身で赴任いただいている部長の資質を問う内容について、会派では失礼極まりないと憤慨いたしました。多くの公務員がいらっしゃる中、また、本市と直接の雇用関係がなくとも、ここ水俣で御縁ができ、本市のために心血注ぐお気持ちで職責を果たされていることに対して、全く尊敬の意が感じられませんでした。中谷部長、高三瀨部長、そして小林副市長を私は愛しておりますので、お三方には「み・な・ま・た」、水俣をぜひ愛していただきたく切にお願い申し上げます。

さて、「さんぼセル」という言葉に聞き覚えはありますか。さんぼセルとは、重た過ぎるラン

ドセルに伸縮する取っ手と車輪をつけ、キャリーバッグのように引くことで体感での重さが9割軽くなり、もちろん従来どおり背負うことも可能です。昨年8月、栃木県日光市の小学生が夏休みを利用して開発し、大学生が支援、4月に発売されると3,000台もの注文が殺到し、4か月待ちの人気となりました。

ところが、さんぼセルが話題になるとネット上に、「重いだろうけど、楽したら筋力低下していかん。心も体も鍛えないと」とか、「何でランドセルを背負うかって、両手を開けて危険がないようにするためでしょう」といった大人たちからの批判コメントが何と1,000件以上も寄せられ、開発した子どもたち自身も「今、小学5年生です。作ったときは4年生です。子どものことよく分かってなかったらごめんなさい」と論争に加わったとのことでした。

ある男子のランドセルの重さは実に5.2キログラム、1年生でも3.3キログラム、私たちの時代と比べると教科書は大きくなっていますし、タブレットを持ち運ぶとなれば当然重くなっていると思います。

さらに、子どもたちはクラウドファンディングという新たな一手を打ち出し、総理大臣や文部科学大臣へプレゼントするため寄附者を募集しますと呼びかけ、3,400台分以上の製作資金を集めたそうです。開発した子どもたちはウェブサイトで「ランドセルがだんだん重くなっていることを、えらい人に知ってほしい」「もし、さんぼセルが要らないというなら、小中学生の荷物の重さを半分にする指導をお願いします」とリクエストしたそうです。単に楽をしたいという理由ではなく、小学生自らが、自分たちの日常の課題を解決しようとする行動に感服いたしました。

私たちが、水俣の子どもたちだからこうすべきだとか、子どもの考えや気持ちの本質に寄り添わずに大人の勝手な思いを押しつけていないだろうか、果たして大人たちがこのまちの課題を自分たちで解決しようと本当に行動しているだろうかとの自問、未来ある子どもたちに思いをいたした次第でした。

では、通告に従い質問に入ります。

1、第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会について。

- ①、大会の概要及び組織体制はどうなっているか、お尋ねします。
- ②、新型コロナウイルス感染症対策はどのように考えているか、お尋ねします。

2、SDGsと環境モデル都市について。

- ①、環境モデル都市の取組の現状はどうなっているか、お尋ねします。
- ②、SDGsの取組の現状はどうなっているか、お尋ねします。

3、元気高齢者づくりと医療体制について。

- ①、元気高齢者づくりの取組はどうなっているか、お尋ねします。
- ②、現在進められている遠隔医療の実証と元気高齢者づくりとの関係性はどうか、お尋ねし

ます。

4、河川のり面の環境整備について。

①、河川敷内のり面、特に民家側の除草作業等を踏まえた環境の維持・整備における現状をどう捉えているか、お尋ねします。

②、除草作業を軽減できる防草シート等での対策が必要と思われる面積等は把握されているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会については私から、SDGsと環境モデル都市については副市長から、元気高齢者づくりと医療体制については福祉環境部長から、河川のり面の環境整備については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、第77回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会について、順次お答えします。

まず、大会の概要及び組織体制はどうなっているかとの御質問にお答えします。

熊本県民体育祭は、広く県民の間にスポーツを普及し、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与しようとするものという熊本県民体育祭開催基準要項の趣旨を踏まえ、令和4年9月17日、18日の2日間にわたり、陸上・水泳・軟式野球など24種目が水俣・芦北地域を中心に開催されます。なお、本地域では、11年ぶりの開催となり、県内から約7,000人の参加が見込まれます。

組織形態としては、主催が、熊本県教育委員会、財団法人熊本県スポーツ協会、開催地の水俣市、芦北町、津奈木町となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策はどのように考えているかとの御質問にお答えします。

熊本県民体育祭は過去2年間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、中止になっており、新型コロナウイルス感染症対策を講じての大会実施は、水俣市・葦北郡大会が初めてになります。

そのため、安心・安全に大会が開催できるよう、熊本県教育委員会、熊本県スポーツ協会と協議し、基本的な感染防止対策や健康チェックシートの提出のほか、総合開会式の規模の縮小、参加者の限定及びアトラクションの中止、並びに原則無観客で競技を実施するなどの感染症対策を計画しているところです。

水俣市・葦北郡大会が、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた今後の県民体育祭開催の基

準となるよう、感染対策の徹底を図った上で開催したいと考えております。なお、大会実施の判断は、8月10日以降に主催者間で協議の上、最終決定する予定です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 コロナ禍の影響で3年ぶりの開催、また、水俣市・葦北郡が開催地となるのが11年ぶりということですから、開催地間の申し送り等もままならない中で、準備も大変かと思いますが、県下のスポーツ愛好者が久しぶりの開催を喜びつつ、水俣での競技・観光等を満喫していただければと思う次第です。

選手をはじめとする多くの大会関係者が訪れることで、宿泊や滞在の経済効果が期待できます。大人がメインの競技となりますが、スポーツはするものばかりではなく、見て学ぶ機会にもなります。高岡市長が就任されてから、子どもたちのスポーツ環境を地域で支える仕組みづくりに取り組まれ定着したスポーツキッズサポーター基金があります。キッズスポーツクラブに登録している団体や中学校部活動に対して、関係する競技種目の情報をアナウンスするなど、見て学ぶ目的で各会場に子どもたちの見学者を増やすことができれば、本市施策の一体化をアピールできるのではと思いましたが、現状は原則無観客で計画されているとのことで致し方ありません。

そこで、2点質問します。

①、県民体育祭開催による本市への経済効果はどれくらいか。また、スポーツコミッションみなまたとの関わりはどうか、お尋ねします。

②、市民の機運醸成を図るための周知方法はどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、この県民体育祭の開催に当たっての経済効果がどうか、それとスポーツコミッションみなまたとの関わりはどうかという御質問でございました。

今回の熊本県民体育祭、水俣市・葦北郡大会には選手役員等で約7,000人の参加が見込まれておりまして、そのうち、水俣市内への宿泊者が約600人、その他日帰りの方が約2,900人と予想をされております。

熊本県観光統計表に基づく観光消費額を参考に推計をしたところ、宿泊や飲食費など直接効果で約3,000万円の経済効果を期待できるほか、横断幕や印刷物の作成費、大会で使用する備品等の購入費、大会施設の整備費など、間接的な経済効果も見込まれております。

また、スポーツコミッションみなまたの関わりとしましては、今回の県民体育祭がスポーツ大会や合宿を誘致する重要な機会と考えております。スポーツ施設管理者、宿泊等の関係者と連携をしながら、選手、大会役員、各競技団体等にスポーツ合宿ガイドの配布を行うなど、今後の誘致につなげていきたいと考えております。

2点目の今回の県民体育祭を市民の機運醸成を図るための周知方法は何か考えているのかという御質問でございます。

市民への周知方法といたしましては、横断幕、のぼり旗、ポスター、チラシを作成をいたしまして市内各所に配置をしているほか、1市2町の広報紙に、本年4月から県民体育祭に関する連載を行っており、広く周知を図っているところでございます。併せまして、フェイスブック、インスタグラムなどSNSによる情報発信も行っております。

なお、今後は、これまでの周知方法に加えまして、各種マスメディアへの情報提供や議員お考えのキッズスポーツ登録団体や中高生などへの周知を行って、多くの競技補助員として参加をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 出迎える側の本市及び市民の機運を盛り上げることで、水俣のすばらしさを大会関係者に感じてもらい、いろんな形で本市へ再び訪れてもらうリピーターを増やすことにつなげていただきたいと思っております。

私自身、県民体育祭のソフトボール競技のメンバーとして、数年来声かけをいただいております。私が思う以上に、周りからは太っているように見られがちですが、ゴルフとか、割とスポーツはこなしておりますので、単なるデブではなく、器用なデブと周りには理解していただくよう努めている次第です。

高岡市長におかれましては、水泳競技を続けてこられた中、県民体育祭でも優秀な成績を収められた実績があります。県下の首長で県民体育祭に参加される方はそういらっしやらないと思えますし、開催地水俣での話題づくりどころか、これまでの実績からしても十分に表彰台を狙える実力を兼ね備えておられることに疑いもありません。25メートルであれば、飛び込んでノーブレス3ストロークで到達されるのではと思いますが、そこで質問いたします。

久しぶりになるとは思いますが、市長自身が水泳競技の選手として参加されるお考えはないか、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員3回目の御質問でございます。

エールと受け取るのか、プレッシャーと受け取るのか、どう受け取っていいのか分かりませんが、私自身は今大会の実行委員長という立場でもございまして、大会に選手として出場することは慎むべきであろうかなというふうにも認識をしております。しかしながら、次回の菊地地域で開催される山鹿の大会におきまして、この年齢に伴う体力とも相談しながら、前向きに考えてみたいかなとも考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次にSDGsと環境モデル都市について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、SDGsと環境モデル都市について、順次お答えします。

まず、環境モデル都市の取組の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市では、水俣病の経験を教訓とし、平成4年に市独自で環境モデル都市づくり宣言を行い、以後、ごみの高度分別や環境ISO制度などの取組を市民協働で行ってまいりました。平成20年には、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて挑戦する都市として、国の環境モデル都市に選定され、平成23年には環境NGOが主催する日本の環境首都コンテストで環境首都に認定されました。現在、世界的にカーボンニュートラルに取り組む中、日本でも2050年脱炭素社会の実現という目標が掲げられております。

平成26年に策定した水俣市環境モデル都市第二期行動計画では、2050年までに温室効果ガス排出量50%削減という目標を設定していましたが、今後改定する第三期行動計画では、国の目標設定に沿った見直しを行う予定です。計画の中で、低炭素社会・循環型社会の実現に向け、これまでの省エネ・省資源などの環境に配慮した活動は継続し、また、再生エネルギーの導入など新たな取組も検討しながら、引き続き環境モデル都市づくりを推進していきたいと考えております。

次に、SDGsの取組の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標と訳される国連で採択された国際目標です。このSDGsを指針に、よりよい世界を後世へ残すため、2030年までに達成すべき目標を明確にし、世界中が協力して取り組んでいます。

SDGsには、経済・社会・環境の3分野のゴールがありますが、1つのゴールのみの達成を目指すことは、時としてほかのゴールの達成を妨げる可能性があることから、経済・社会・環境の好循環が強く求められています。

本市は、全国に先駆けてごみの高度分別を開始するなど、様々な環境に配慮した施策を実施し、その結果、先ほど申し上げたとおり平成20年に国の環境モデル都市に選定され、平成23年には民間団体により日本の環境首都に認定されました。こうした環境配慮型の取組の礎を基に、SDGsで求められている経済・社会・環境の好循環の実現を目指し、令和2年に国のSDGs未来都市に申請し、県内3番目の自治体として選定されました。このことについては、昨年の市政報告会でも市民の皆様にご説明させていただきました。

議員御質問の取組の現状については、SDGsの理念に基づいて、経済・社会・環境の3側面

と、市民への普及啓発に取り組んでいます。

具体的に申し上げますと、経済分野では、地域経済を支える地場企業への支援や、裾野が広い観光業の振興、社会分野では、人材育成、子育て世代や高齢者、障害者への支援、環境分野では、水力発電由来の再生可能エネルギーの導入などの取組を行っており、SDGs未来都市計画の中で事業とSDGsゴールを整理し、その関連を明確化しています。

また、市民に対する普及啓発の取組としては、広報みなまたでの周知啓発活動や事例集の作成などの取組を行っております。特に、普及啓発の取組においては、民間事業者にも広がりを見せており、昨年度には、みなまたエコタウン協議会の主催で、市内の小中学生を対象とした水俣SDGs・4Rポスターコンクールが実施されました。総計257点の作品の応募があり、優秀作品は今年の2月にエムズシティの1階に展示され、目にした方も多かったのではないかと思います。

このような取組を通し、市民の皆様、そして市内事業者様と共に、持続可能な「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち」の実現に向け、歩みを進めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 環境モデル都市については、本市と国が同じ言葉を使っておりますが、取り組んできた時期や経緯が違います。現状、環境モデル都市といえば、国が示す温室効果ガスの削減を指すことが主ですので、本市の環境モデル都市づくりと全てを混同することがないように改めて整理できました。

国際目標であるSDGsについては、環境モデル都市づくり宣言から、国の環境モデル都市への選定、環境NGO主催による環境首都の称号を得たことが基礎となって、令和2年に国のSDGs未来都市に県内3番目の自治体として選定されたことから、環境モデル都市と両方選定された国内でも数少ない自治体となりました。みなまたエコタウン協議会主催の取組は、子どもたちがSDGsを自主的に学んでもらう機会の提供につながっていると思います。

SDGsを難しく捉えるのではなく、今までの日常の行動がSDGsのゴールやターゲットに結びついている意識づけが大切であり、テレビや書籍等でも頻繁に見聞きするようになってきました。特に上場企業においては、IRと言われる株主や投資家へ提供するこれまでの情報と併せて、SDGsの取組は決して無視できないものとなっていくでしょう。

さて、さきに行われました水俣市長選において、新人候補を支援されていたであろう方々のSNSの投稿を拝見しましたので、御紹介します。

認識違いを1点。「水俣市は、SDGs未来都市に選ばれたけど、これは、国からのお金をもらえないSDGs未来都市認定、つまりダメ金」このダメ金の意味が分かりづらかったのですが、恐らく金メダルでも全く価値がないということを示しているのではないだろうかと思われ

ました。

続けます。「どこが出しても大体選ばれるやつ。それを今振りかざして、環境首都・環境モデル都市という肩書が職員の名刺から順次なくなってるよ」執行部や職員の皆さんは、どのように感じられましたでしょうか。ちなみに、この内容を投稿されたのは水俣市議会の議員とされます。

さきの答弁にありましたように、本市のSDGs未来都市選定に至る過程からすれば、これまでの環境モデル都市づくり宣言からの継続的な取組と密接に関係しています。何をもち、認識違いと言われているのか、SDGs未来都市を振りかざすとはどういうことか、理解に苦しみます。

これに対する市民の方からの反応があります。SDGsは大衆のアヘンと言われてるよね。SDGs、皮肉で書いています。以上のおりですが、この件について、執行部がどのように思われるかとの質問をするつもりはありません。

議会と執行部は車の両輪であると言うことはたやすいですが、過去の当初予算や第6次水俣市総合計画を否定される議員もいらっしゃいます。職員が時間や労力を積み上げてきたものを否定しているにもかかわらず、その内容について平気で一般質問をされることに何か釈然とさせません。反対はしたけれども、議会の総意に従うという考えがあれば、別なのではないでしょうか。

SDGsの推進に向けて、市民と一体となった取組もこれからです。SDGs未来都市選定への対応に時間や労力もかかったことでしょう。こういったSNS上の事実について知っておいてほしいと思いますし、ぜひ庁内で共有していただきたいと思います。職員が不欄でなりません。

そこで、まず質問します。

環境首都コンテストの実態はどうなっているか、お尋ねします。

これまでの議会で、仮庁舎におけるエレベーターや階段昇降機の必要性を求める意見がありました。あくまでも仮の庁舎であること、本庁舎の開庁も間近に迫っていること、でき得る限り仮庁舎1階フロアで対応することなど、議会においても議員同士ですから会議の会場設定については当然ながら配慮してまいりました。意見や要望に対して何もしないということではなかったと思いますが、そういった一定の考え方に対して理解が得られず、階段昇降機が導入されることになったと理解しております。

先ほど、SDGs未来都市を否定するかなのようなSNSを紹介しましたが、階段昇降機等のハード面の必要性を求められる際にSDGsの目標達成と関連づけされた経緯が議会会議録にあります。

そこで、質問いたします。

仮庁舎への階段昇降機の導入に要した費用と使用頻度はどうだったか、お尋ねします。

以上、2点です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目の環境首都コンテストの実態はどうなっているのかについてお答えします。

日本の環境首都コンテストは、ドイツで1990年代に行われたコンテストの事例を参考にした日本版のコンテストで、環境N G Oが共同で結成した環境首都コンテスト全国ネットワークが主催するものです。このコンテストは、平成13年度から平成22年度までの10年間実施され、現在は終了しております。

水俣市は初回から10年連続で参加し、その間、5回にわたり総合1位となり、最終年度の平成22年度に主催者が設定する環境首都の条件を全て満たしたことから、参加した58の自治体の中から、日本で唯一の環境首都の称号を得ることができました。

その後、コンテストの主催者であった環境首都コンテスト全国ネットワークは、平成20年に、N G O、自治体、学識者の協働を進めるため、環境首都創造ネットワークとして組織化されましたが、令和2年度に解散し、環境自治体会議と統合され、持続可能な地域創造ネットワークが設立されました。この新たな組織に、本市は会員数が少ないため、自治体間の交流については効果が薄い、先進事例等はインターネット等で情報収集できるなどの理由により参加をしておりません。

次に、2つ目の仮庁舎への階段昇降機の導入に要した費用と使用頻度はどうだったのかについてお答えします。

階段昇降機の導入に要した費用は385万円です。使用頻度は令和2年11月30日に購入してから階段の破損により、令和3年10月10日に使用停止するまでの間に、仮庁舎において22回使用しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 階段昇降機は単純計算すると、1回当たり17万5,000円になるということが分かりました。

環境首都コンテストは既に終了しており、現在は別の組織に改変されているとのことでした。コンテストは10年間実施されたとのことで、水俣市同様延べ参加の自治体も多かったと思いますが、毎年の参加自治体の実態は、全国総自治体数に対して平均3%ちょっとで推移していたようです。多いか少ないかの評価ではなく、S D G s 未来都市の取組につながっていることは事実ですから、今もこれからも環境首都だけが大事にされればよしとか、首長が誰彼のときの施策だからとよしあしが判断されるものではないと考えます。

今年の3月頃でしたか、水俣第一小学校の各学年の児童が環境教育発信月間として学んだポスターが庁舎1階の市民交流フロアに掲示されていました。

「まもろうよじぶんのまちをきょうりょくで」、「たべようね食品ロスをへらすため」、「できるだけ食品買う時手前から」などの句がありました。平仮名文字が多かったことから、恐らく低学年の児童だろうと思います。SDGs未来都市はどこが出しても大体選ばれるやつ、国からお金をもらえないダメ金だという人に、この純粹無垢な子どもたちと向き合える覚悟はあるのかと聞きたいです。

先月、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の市長式辞において、詳しくは申し上げませんが、SDGs未来都市の選定に至る過程として、これまでの市民・議会・行政が一体となり国や県の支援を得ながら環境に配慮した様々な取組を続けてきた旨を述べております。テレビコマーシャルでは熊本県の広報として、県内のSDGs未来都市選定の自治体が紹介されておりますし、熊本県も様々な取組を展開しております。

今議会では、企業誘致の方向性に関して、環境モデル都市やSDGs未来都市にふさわしい企業を誘致したいとの話がありました。また、7月には「広げようSDGs in 水俣」と題した市民公開講座も予定されております。

今回のSNSで最も憂慮すべきは、SDGs未来都市はどこが出しても大体選ばれるやつという考え方を、県内で選定に尽力された自治体をはじめ、県外の自治体に対しても名誉を傷つけてしまいかねないか、冒涇してしまいかねないか、ここ水俣市議会から発信されてしまっていることです。そして、環境配慮への施策等に対する国や県の支援をはねのけて、市民・議会・行政の三位一体の取組を議会側から否定しかねないということです。

重大な問題との認識で、水俣市議会全体へ誤解が生じないように今後は思いを同じくする議員各位と共に、注視していきたいと考えます。

脱炭素社会の潮流について確認したいと思います。

我が国における電力事情、エネルギー資源調達の海外依存度、再生可能エネルギーの普及等については様々な意見があります。資源調達に毎年数兆円が海外に流れていること、生活に支障がないときは、全てが当たり前のように受け止めて恩恵の享受は口にせず、支障が出れば国のエネルギー政策への不満をぶつけるだけでは何も解決できないことを多くの国民は知っています。

脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量を削減していかなければならない現実に対して、できるだけコストがかからない日常生活の継続やリスクなどは全て排除すべきとする理想を両立しようとしても、言葉尻を捉えた議論では進展が期待できないと思います。

脱炭素の方策として、水素社会の実現に期待が高まり、産業界における新たな分野として、技術革新への挑戦が始まっています。市場を流通している燃料電池自動車も含めて、市民生活等の

家庭部門への普及はまだまだ先だろうと感じますが、東京都では既に水素バスが走っております。

水素を活用した燃料電池としては、フォークリフトも販売されており、水俣市内でも多くの企業がフォークリフトを所有・使用されています。水素ステーションの設置や水素の運搬・管理等は法令の縛りによる課題、購入に対する国の補助制度があるとはいえ、まだまだ高額であるとの課題等もありますが、地場企業との連携も踏まえた可能性の協議や検討をすることで、人口集中の自治体とは差別化された小規模自治体なりの水素社会の実現、SDGs 未来都市を柱とした特区制度を活用するなど、トライしてほしいと考えます。

そこで、1点質問します。

国が進める2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本市のビジョンはどうなっているか、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の3回目の質問にお答えします。

国が進める2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本市のビジョンはどうなっているかということでした。

先ほどの答弁でも述べましたとおり、国が進める2050年脱炭素社会の実現に向けて、市で策定する環境モデル都市第3期行動計画の中で、その目標を設定に沿った形で計画を策定する予定です。

また、カーボンニュートラル実現のため、例えば、遊休地や公共施設の屋根への太陽光発電設備の設置、あるいは議員御提案の水素エネルギーの利活用の可能性についても参考の上、検討していきたいと考えております。さらに、そこから派生する事業を含め、あらゆる手法について検討することとし、国の補助事業も活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、元気高齢者づくりと医療体制について、答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、元気高齢者づくりと医療体制について、順次お答えします。

まず、元気高齢者づくりの取組はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市では、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病等の生活習慣病から重症化し、心疾患、脳血管疾患、認知症などにかかる高齢者が多く、これには若い頃からの食生活の乱れや運動不足、多量飲酒、喫煙等の生活習慣が大きく関与しています。そこで、生活習慣病の予防意識を向上させ、疾病の

発症を予防するための健診受診率の向上に努め、健診後、個別に適切な保健指導や医療機関への受診勧奨、健康教育の実施、運動習慣定着の推進に取り組んでいます。健康に対する正しい知識の普及啓発を図り、青年期からの疾病の予防・早期発見や自己管理など、健康に関心を持つ機会を提供することで健康維持と疾病予防につなげ、健康寿命の延伸を図っています。

また、高齢者が地域で自立した生活を送るため、身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるよう「まちかど健康塾」を市内33か所で実施しており、参加する高齢者の運動機能、生活機能の向上を目指しています。

高齢者の社会参加及び生きがいづくりにおいては、高齢者同士の助け合い、支え合いが一層重要となる中、その役割の一端を担い、奉仕活動や健康増進活動、教養向上活動に取り組む老人クラブ連合会への活動を支援しています。同様に、社会参加に意欲のある高齢者のために、豊富な知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し、提供することで、高齢者の生活の充実及び福祉の増進を図り、地域社会づくりへ寄与するシルバー人材センター活動へも支援しています。このように、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らしていくための取組を今後も充実させてまいります。

次に、現在進められている遠隔診療の実証と元気高齢者づくりとの関係性はどうかとの御質問にお答えします。

現在、本市における65歳以上の高齢者数は9,470人、高齢化率は41%を超えており、今後も高齢化は進むものと予想しています。

介護保険や後期高齢者医療制度を含む高齢者福祉施策は市政運営においても重要な柱であります。昨年度からスタートした第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においては、「元気に老い、いきいきと、生きがいのある暮らし」、及び「地域包括ケアシステムの推進等による安心暮らし」を基本目標として掲げています。これは、高齢者が健康を維持している状態から医療や介護を必要とする状態まで、それぞれの健康状態に応じた施策展開を意図したものです。

高齢者が在宅から施設入所、入院に至るまでの状態を福祉・介護及び医療を含めた地域の社会資源を総動員して高齢者を支える幅広い取組を展開しているところです。

今回、市内でも高齢化が進んでいる久木野地域において、久木野診療所と総合医療センターをつないでオンライン診療が可能になったことは、居住している場所にかかわらず医療とのアクセスが容易になり、これにより高齢者の疾病の重症化や介護の重度化を防ぎ、広い意味での元気高齢者づくりに寄与できるものと考えています。

また、かかりつけ医や高齢者入所施設の嘱託医と医療センターの専門医が、入所者の健康状態を共有し、必要に応じて治療連携を図ることができるようになります。このような取組は、関係

する皆さんの御理解と御協力もあって、水俣市の高齢者福祉施策に厚みを増すものであると認識しています。市としましては、今後の展開を期待しているところであり、必要な協力をしていきたいと考えています。

今後も、水俣市における元気高齢者づくりをはじめとする高齢者福祉施策を一つ一つ充実させていく所存であります。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 高齢者への取組をお尋ねいたしました。若い頃からの生活習慣の影響や青壮年期からの健康維持と疾病予防の重要性をお聞きし、私自身、見えないところから何本も矢で射られている錯覚を覚えました。器用なデブで邁進し、ぽっちゃりが似合うとの声を真に受けていた自分を恥ずかしく思いました。

答弁にありました元気高齢者づくりのための事業等のごく一部と理解しておりますが、まちかど健康塾は地域コミュニティづくりにも大きく寄与しております。コロナ禍において、以前のような日常を取り戻すために時間を要していますが、担当課におかれては引き続きの御尽力をお願いしたいと思います。

医療を必要とする場合、早期の受診が重症化を抑え、長期化を避けることにつながります。また、地域医療の格差を是正するための遠隔医療の革新は希望の星と考えます。

昨年度、インターネット光回線の未整備エリアが解消されたことを追い風に、国が進めるデジタル田園都市国家構想の目玉として、本市の遠隔医療の取組がさらに進展し、相乗効果を生み出していけることを期待しております。

そこで、2点質問します。

- ①、遠隔医療における今後の取組についてどのように捉えているかお尋ねします。
- ②、遠隔医療の高齢者施設等への展開についてどう考えているかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

遠隔医療における今後の取組についてでございますが、まず市、AMI株式会社及び総合医療センターの3者共同で行ったオンライン診療の実証では、患者アンケートの結果、7割以上が対面診療と変わらず、今後もオンライン診療を利用したいと回答されております。

また、介護施設等への聞き取りでも、病院への移動や診察の待ち時間がなくなり、患者だけでなく、付き添いの施設職員の負担も軽減できた、今後も継続してほしいとの声もいただいております。当センターにとりましては、日常的に患者と接している介護施設等のスタッフと情報共有ができるため、診療する上でメリットが大きいと考えております。

以上のことから、遠隔医療が進むことで、いつでもどこでも充実した医療を受けることがで

き、医療介護従事者にとっても働きやすい職場環境となっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 小路議員 2 回目の御質問の後段の部分でございます。

遠隔医療の高齢者施設への展開の御質問についてでございます。

遠隔医療においては、医療センターの専門医が移動の必要もなく、効率的な診療が可能になります。高齢者施設等への展開により、高齢者施設等の入所者にとっては、日常生活の場で受診できるため、移動に伴う身体的負担がなく、さらに平時のリラックスした状態で診療を受けることができるようになります。

また、施設の嘱託医にとっては、医療センターの専門医から助言や指導が受けられ、診療後はオンラインを通じてカンファレンスを開催することも可能になります。さらに、施設スタッフにとっては、病院までの移動時間や診療までの待ち時間がなくなり、業務の負担軽減が図られます。

今後、関係者の皆さんの御理解を得ながら、これらの取組が他の高齢者施設にも広がっていくことを期待しております。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 遠隔医療については、患者さんや高齢者施設の入所者の方々のメリットだけではなく、いろんな場で働き方改革が求められる中、医療や介護に従事される方々の負担軽減にもつながる相乗効果が大いにあるように感じました。

私の身近にも、70歳を超えても週に数回ゴルフをして、夜もしっかりお酒を酌み交わされる付き合いをされている方がいらっしゃいますが、趣味を生きがいに闊達に過ごされている姿は本当にほほ笑ましい限りです。元気高齢者づくりの本質に迫ると、医療に頼らずに健康な体を維持していくことこそが大事だと思います。

医療が必要になっても、早期受診、早期回復を心がける、そのための一助として遠隔医療の進展も、高齢者の方の安全・安心につながっていくと考えます。

元気高齢者づくりのために必要な事業費も人件費等の固定費を除けば、利活用される高齢者1人当たりにかかる原資よりも、むしろ病院に一度かかってしまえば、1人当たり数千円から数万円の健康保険の医療費負担が発生し、高額になる場合もあるかもしれません。

国が定める国民健康保険料、特に被保険者の負担増になる見直しに対して、多様な意見もあります。国保だけに起因する問題のように捉えられがちですが、日本が国民皆保険制度であることから、一定規模以上の企業が属する組合健保、中小企業が属する協会健保、公務員等が属する共

済組合からの拠出金が国保や後期高齢者医療制度の支援に使われています。その支援のための拠出金の多くは現役世代が健康保険料として負担しています。ここの費用負担を抑えられるに越したことはありませんが、もっと広い視点で考えることが求められていると思います。

本市は比較的容易に医療機関を受診しやすい環境にあると思いますが、市民の健康意識を高めつつ、地域医療を守る観点からも、元気高齢者づくりの推進は必須と考えます。

そこで、最後に1点質問します。

医療に頼る前の元気高齢者づくりがもたらす効果は何かお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 小路議員、3つ目の質問でございます。

お尋ねは、元気高齢者づくりがもたらす効果についてでございます。

高齢者の皆様が地域で元気に暮らしていただくことは、豊富な知識、これまで培った能力や経験を地域社会で生かしていただけるものと考えています。このことは、高齢者本人だけでなく、家族の幸せでもあり、市にとりましても大変喜ばしいことであります。また、元気高齢者が増えることは、本市の国保医療財政、後期高齢者医療財政及び介護保険財政の抑制につながり、市の財政負担の軽減に資するものと思われまます。

○議長（牧下恭之君） 次に、河川のり面の環境整備について、答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、河川のり面の環境整備について、順次お答えします。

まず、河川敷内のり面、特に民家側の除草作業等を踏まえた環境の維持・整備における現状をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

水俣市内を流れる水俣川、湯出川などは二級河川として熊本県が管理しており、その他河川につきましては、普通河川として市が管理しております。これまで河川のり面などの草木伐採などの維持管理につきましては、地元の御厚意で環境月間などを利用して草刈りを行っていただいているのが現状です。なお、河川の越水防止を目的としたしゅんせつや護岸の維持につきましては、県や市で行っております。

また、昨年、熊本県が行いました水俣川幸橋付近の市内側堤防敷の護岸工事につきましても、水俣川堤防裏の強化を目的とし、施工に伴い必要な範囲の除草のみ行いました。御質問の河川敷内のり面の環境の維持・整備における現状としましては、近年、過疎化・高齢化が進み、これまでのように地元における除草作業が難しくなってきていると認識しており、地元の御負担にならないよう、県・市ともに河川管理者としてできるだけ外部委託等で対応したいと考えているところです。しかしながら、河川の延長も長く、本数も多いため、御希望の箇所全て対応できる状況

ではありませんので、環境の維持・管理につきましては、様々な御意見を元に適切な管理を進めていきたいと考えております。

次に、除草作業を軽減できる防草シート等での対策が必要と思われる面積などは把握されているかとの御質問にお答えします。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、管理する河川は延長も長く、本数も多いため、防草シート対策が必要な面積は本市で把握していないのが現状です。なお、地元から要望がありましたら調査をさせていただき、防草対策が必要と思われる箇所については、順次、委託工事または材料支給により可能な範囲で対応していきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 令和2年7月の豪雨災害を機に、昨年度は県において、出水期を前にした水俣川河床のしゅんせつを実施してもらい、河川氾濫や水害に対する予防及び不安解消につながっております。

河川敷内ののり面、特に民家側については、答弁にもありましたように、住民の高齢化による課題は当然ありますし、個人及び自治会での対応といっても河川流域の地域住民のみの負担が続きます。正直致し方ない面があることも承知しておりますが、民家側において、コンクリートなどの構造物によるのり面保護工が施されていない場所の除草等は、傾斜がきつかったり、高所であったりと、転落の危険性をはらんでいる箇所も少なくありません。

現状、市の対応は理解しておりますが、相対的な河川の維持整備という観点からも、特に2級河川については、県からのさらなる支援があれば、市の管理課である河川の維持整備のための委託工事や材料支給を充足させることが多少なりともできるのではないかと思う次第です。

そこで、1点質問します。

河川流域の地域住民のみの負担とならないよう、関係先への支援の働きかけをお願いしたいがどうかお尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

御質問は、河川流域の地域住民の負担とならないよう、関係先の支援が得られるような働きかけをお願いしたいが、どうかとの御質問でございました。

河川維持管理全般につきましては、業者への委託業務が中心のため、予算化が必要であります。したがって、県の管理、市の管理にかかわらず、市の土木課へ御要望いただければ、現地調査後、市の管理河川は市において、県の管理河川については熊本県等への協議を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 要望や相談に対して丁寧に應對いただければ市民の安心感につながります。

協議・検討した結果、意に添えないケースも多々あると思います。できる、できない、時期を待ってほしいなどのレスポンスがおろそかになれば、役所に行っても何もしてくれんといった不満につながりかねません。せっかく市民のために仕事をしているのにもったいないことです。私も議員に言っても何も返事がなかつお叱りを受けることもしばしばです。

これは全庁的に言えることですが、市民からの要望や相談に対しては、レスポンスまでが一連の應對という意識づけを引き続きお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第43号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第44号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第45号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第46号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第47号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第48号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第49令和4年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(牧下恭之君) 日程第9、議第50号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(牧下恭之君) 日程第10、議第51号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(牧下恭之君) 日程第11、議第52号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(牧下恭之君) 日程第12、議第53号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第13、議第54号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第55号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第14、議第55号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第56号 字区域の変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第15、議第56号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第16、議第57号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第58号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

○議長（牧下恭之君） 日程第17、議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

議第58号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,358,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月16日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
15 県支出金		1,469,853	8,186	1,478,039
	2 県補助金	534,487	8,186	542,673
補正されなかった款に係る額		13,880,526		13,880,526
歳入合計		15,350,379	8,186	15,358,565

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,654,168	8,186	5,662,354
	2 児童福祉費	1,854,640	8,186	1,862,826
補正されなかった款に係る額		9,696,211		9,696,211
歳出合計		15,350,379	8,186	15,358,565

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ818万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ153億5,856万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援給付金給付事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第15款県支出金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第58号について、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

日程第17、議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第43号から議第58号までの議案16件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、23日午前10時から開き議案の採決を行います。

討論の通告は、22日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時46分 散会

令和4年6月23日

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和4年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月23日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時33分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （中 村 亮 彦 君）
主 任 （藤 澤 亜 未 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （中 谷 衛 君）	福祉環境部長 （高三瀦 晋 君）
産業建設部長 （本 田 聖 治 君）	産業建設部次長 （田 中 真 也 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長 （上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長 （鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫美代 君）	

○議事日程 第5号

令和4年6月23日 午前10時開議

- 第1 議第43号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第44号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第45号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）
- 第5 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第49号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議第50号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第51号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第52号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第53号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議第54号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議第55号 工事請負契約の締結について
- 第14 議第56号 字区域の変更について
- 第15 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第16 議第58号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第18 議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

第19 議第60号 教育委員会委員の任命について

第20 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

本日、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から令和4年4月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

- 日程第 5 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第 9 号 令和 4 年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議第48号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第49号 令和 4 年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議第50号 令和 4 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第51号 令和 4 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議第52号 令和 4 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議第53号 令和 4 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議第54号 令和 4 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第55号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議第56号 字区域の変更について
- 日程第15 議第57号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第16 議第58号 令和 4 年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（牧下恭之君） 日程第 1、議第43号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16、議第58号令和 4 年度水俣市一般会計補正予算第 4 号まで、16件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第43号水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和 4 年度水俣市組織機構改革に伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第44号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人住民税における住宅ローン控除の見直し、固定資産税における商業地等に対する税負担の調整措置及び償却資産の課税標準特例の一部見直し等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第45号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第46号令和3年度水俣市一般会計補正予算第15号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

この財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、非課税世帯等臨時特別給付金事業の追加を計上している。

地方債の補正として、災害復旧事業外4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第47号令和4年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に非課税世帯等臨時特別給付金事業を計上している。

この財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第49号令和4年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、市庁舎管理事業、第5款農林水産業費に、農村地域防災減災事業、第6款商工費に、企業支援事業、第9款教育費に、「活力生まれる水俣」推進事業スポーツ施設整備事業などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもつ

て調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、番号連携サーバー機器更改委託料の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今後の予定についてただしたのに対し、現在各課に照会をかけているところであり、今後予算計上の作業に入る予定であるとの答弁がありました。

また、広域行政事務組合災害対応特殊救急自動車整備事業負担金について、緊急防災・減災事業債から過疎債への組替えが行われているが、過疎債のほうが有利なのかとただしたのに対し、緊急防災・減災事業債は消防本部関連の起債となるが、国庫補助があるとその対象にならない。国庫補助が確定したため過疎債に組み替えたとの答弁がありました。

また、総合体育館大アリーナの空調設備に関して、工事着工後は使用できなくなるのかとただしたのに対し、設計がこれからであり工事期間は未確定ではあるが、使用できなくなる期間はあると思われるとの答弁がありました。

併せて、総合体育館大アリーナの空調設備整備後はメンテナンスや使用料がかかるので、太陽光発電を使うことを考えているかとただしたのに対し、これも、設計がこれからであり、その可能性について、今後検討していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を41万3,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,093万円に、収益的支出の額を427万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億639万1,000円としている。

補正の内容としては、収益的収入には児童手当繰入金増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を19万9,000円増額して5億4,848万1,000円に、資本的支出の額を19万9,000円増額して、8億5,984万3,000円とするものである。

補正の内容としては、資本的収入において、企業債借入額の増加、他会計出資金の減額、職員

の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っている。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っている。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その5）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和4年4月21日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,635万円で徳南・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事期間についてただしたのに対し、令和4年7月8日から令和5年3月24日までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号字区域の変更について申し上げます。

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第57号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第46号令和3年度水俣市一般会計補正予算第15号中付託分につい

て申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

この財源としては、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、水俣病関係情報発信事業の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第47号令和4年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第48号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国において選定療養費の見直しが行われることに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、選定療養費を増額することとなった理由についてただしたのに対し、令和2年度から総合医療センターを含む200床以上の地域医療支援病院については、選定療養費の徴収が義務づけられ、令和4年度の国の制度改正により増額することとなったとの答弁がありました。

さらに、18歳未満の選定療養費の負担についてただしたところ、特定疾患や生活保護など国の制度による各種公費負担制度については、負担が不要となるが、こども医療費やひとり親家庭医療については各自治体の制度であるため、負担が不要な場合には該当しないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号令和4年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルス対策事業、第9款教育費に、子どもたちの自立支援事業などを計上

している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、放課後児童クラブ利用サポート事業の事業内容についてただしたのに対し、放課後児童学童クラブの利用料について、要保護・準要保護世帯の児童1人に対し、上限5,000円を補助するものであるとの答弁がありました。

さらに、助成方法についてただしたのに対し、保護者からは、市が把握している情報により減額した月額利用料を徴収し、市から放課後児童学童クラブに対し減額分を支払うこととしているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ869万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億7,051万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額、第3款国民健康保険事業費納付金に、退職被保険者等医療給付費の減額、第5款保険事業費に、特定健康診査等事業費の増額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,481万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,380万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を計上している。

この財源としては、第1款保険料、第3款繰入金、第5款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ694万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,949万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費及び第3款地域支援事業において、人事異動に伴う人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金及び第9款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ818万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ153億5,856万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援給付金給付事業を計上している。

この財源としては、第15款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年6月17日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定 について	承 認	全員賛成
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	承 認	全員賛成
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）中付託分	承 認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	承 認	全員賛成

議第49号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第53号	令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第54号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第55号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第56号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年6月17日

厚生文教常任委員長 桑原一知

水俣市議会議長 牧下恭之様

記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）中付託分	承認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	承認	全員賛成
議第48号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第49号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第50号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第51号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第52号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第58号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいま、委員長から審査報告の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第55号については、討論の通告があります。

これから発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第55号工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

今議会においても、水俣市の施策として水俣川河口臨海部事業について、今後の水俣市の発

展、誘致企業のためにも、埋立工事による土地の造成が必要であるということでありました。担当課にお聞きすると、現在、生態系に配慮した渚造成事業は、国土交通省からの埋立スケジュールが示されず進んでいない。また、水質調査はしていないということをお聞きしました。

この海域は、御存じのとおり、漁業者がヒジキなどを収穫するところであり、イカ籠もつけられておりました。この先、工事の進捗状況はどのようになっていくか。漁業者にとっても気になるところであると思います。歴史的に見れば、現在のエコパーク周辺の埋立てが進み、その後、漁業者は減少したという経緯があります。海域の環境汚染、漁業振興に寄与できるか、はなはだ疑問であります。

また、市民からは、国土交通省に対し、公有水面埋立許可の取消しを求める行政不服審査請求が提出されています。

改めて海域の環境悪化が懸念され、この事業には賛成できません。議員皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第43号専決処分の報告及び承認についてから、議第47号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長報告はいずれも承認であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第48号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第54号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号まで、7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第55号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（賛成の議員は賛成ボタンを押す）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第56号字区域の変更についてから、議第58号令和4年度水俣市一般会計補正予算第4号まで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会における審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年6月17日

総務産業常任委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年6月17日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会
会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年6月16日

議会運営委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第18 議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第19 議第60号 教育委員会委員の任命について

○議長（牧下恭之君） 日程第18、議第59号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第19、議
第60号教育委員会委員の任命について、以上2件を一括して議題とします。

議第59号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条
第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和4年6月23日提出

水俣市長 高岡 利 治

住 所 水俣市栄町1丁目1番19号

氏 名 平尾 雅述

生年月日 昭和30年11月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第60号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法
律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和4年6月23日提出

水俣市長 高岡 利 治

住 所 水俣市桜井町1丁目1番17号

氏 名 本田 恵津子

生年月日 昭和43年2月27日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第59号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、平尾雅述委員の任期が令和4年9月30日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第60号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の本田恵津子委員の任期が令和4年6月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見に優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第59号から議第60号まで、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第59号及び議第60号は、人事案件ですので、これより1件ずつ採決します。

まず、議第59号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を、適任と認めることに決定しました。

次に、議第60号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

日程第20 議員派遣について

○議長(牧下恭之君) 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第30回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	令和4年8月17日(水曜日) 1日間
派遣議員	15人以内
経費	既決予算の中から支出

○議長(牧下恭之君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。
これで、令和4年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 高 岡 朱 美

署名議員 真 野 頼 隆

令和4年6月第3回水俣市議会定例会（6月2日～6月23日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市教育支援委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月23日 承認	
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月23日 承認	
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	総務産業	6月23日 承認	
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第15号）	6月2日	各 委	6月23日 承認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月2日	各 委	6月23日 承認	
議第48号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	厚生文教	6月23日 原案可決	
議第49号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	6月2日	各 委	6月23日 原案可決	
議第50号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月23日 原案可決	
議第51号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月23日 原案可決	
議第52号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月2日	厚生文教	6月23日 原案可決	
議第53号	令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月2日	総務産業	6月23日 原案可決	
議第54号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	6月2日	総務産業	6月23日 原案可決	
議第55号	工事請負契約の締結について	6月2日	総務産業	6月23日 原案可決	
議第56号	字区域の変更について	6月2日	総務産業	6月23日 原案可決	
議第57号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	6月2日	総務産業	6月23日 原案可決	
議第58号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	6月16日	厚生文教	6月23日 原案可決	

議第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	6月23日	省 略	6月23日 適 任
議第60号	教育委員会委員の任命について	6月23日	省 略	6月23日 同 意

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告6号	専決処分の報告について	6月2日
報告7号	繰越明許費の報告について	6月2日
報告8号	事故繰越しの報告について	6月2日
報告9号	予算の繰越しの報告について	6月2日
報告10号	予算の繰越しの報告について	6月2日
報告11号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月16日
報告12号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月16日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月23日	総務産業	6月23日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月23日	厚生文教	6月23日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月23日	議会運営	6月23日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	水俣市汐見町2丁目 3-37 高木 実	厚生文教	6月2日	6月23日 継続審査